

習志野市環境基本計画 年次報告書（環境白書）

データで見る習志野市の環境

令和6（2024）年版



習志野市ご当地キャラ
「ナラシド♪」



習志野市ご当地キャラ
「ソラシノ♪」



目次

1.特 集.....	- 3 -
1.1. 燃えないごみの収集.....	- 3 -
2.習志野市の概要	- 9 -
2.1. 位置・地勢	- 9 -
2.2. 人口・世帯数	- 9 -
2.3. 気象.....	- 10 -
2.4. 産業.....	- 10 -
2.5. 土地利用	- 10 -
2.6. 交通.....	- 11 -
3.習志野市における環境施策 総論	- 15 -
3.1. 習志野市環境基本計画.....	- 15 -
3.2. 習志野市の地球温暖化対策	- 44 -
3.3. 習志野市地球温暖化対策実行計画	- 46 -
3.4. 習志野市一般廃棄物処理基本計画	- 48 -
3.4.1. ごみ処理基本計画	- 48 -
3.4.2. 生活排水処理基本計画	- 52 -
3.4.3. 推進体制と進行管理	- 52 -
3.4.4. 災害廃棄物処理	- 53 -
3.5. 習志野市緑の基本計画.....	- 54 -
3.6. 習志野市生活環境保全計画	- 59 -
4.習志野市における環境施策 各論	- 63 -
4.1. 地球温暖化対策推進事業	- 63 -
4.1.1. 住宅用設備等脱炭素化促進事業	- 63 -
4.1.2. 習志野市・イオン環境フェア	- 67 -
4.1.3. 習志野市地球温暖化防止パネル展	- 68 -
4.1.4. エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に対する取り組み	- 69 -
4.2. 自然環境	- 70 -
4.2.1. 自然環境の現況	- 70 -
4.2.2. 谷津干潟の保全対策	- 71 -
4.2.3. 谷津干潟の日行事.....	- 73 -
4.2.4. ラムサール条約登録湿地関係市町村会議	- 73 -
4.2.5. ブリスベン市との湿地交流.....	- 74 -
4.2.6. 習志野市谷津干潟自然観察センター	- 75 -
4.2.7. 自然とのふれあいの推進	- 78 -

4.2.8. 自然保護地区などの保全	- 80 -
4.3. 公園・緑地	- 82 -
4.3.1. 緑の現況	- 82 -
4.3.2. 都市公園などの整備	- 84 -
4.3.3. 緑化推進の啓発運動の展開	- 85 -
4.4. 廃棄物対策.....	- 86 -
4.4.1. ごみの収集	- 86 -
4.4.2. ごみの処理	- 86 -
4.4.3. し尿処理の現況	- 89 -
4.4.4. 資源循環型社会の形成	- 90 -
4.4.5. その他の衛生	- 94 -
4.5. 公害の未然防止と苦情相談.....	- 95 -
4.5.1. 環境保全条例の運用	- 95 -
4.5.2. 公害などに係る苦情相談	- 95 -
4.6. 大気.....	- 97 -
4.6.1. 大気汚染の概要	- 97 -
4.6.2. 大気汚染の現況	- 98 -
4.6.3. 各大気汚染物質の動向	- 99 -
4.6.4. 大気汚染防止に関して講じた施策.....	- 102 -
4.6.5. 光化学スモッグ	- 103 -
4.7. 水質.....	- 104 -
4.7.1. 水質汚濁の概要	- 104 -
4.7.2. 水質汚濁の現況	- 104 -
4.7.3. 水質汚濁に関して講じた施策	- 107 -
4.8. 地質.....	- 109 -
4.8.1. 土壌汚染の概要	- 109 -
4.8.2. 土壌汚染の現況	- 109 -
4.8.3. 土壌汚染の防止対策	- 109 -
4.8.4. 地下水汚染の概要.....	- 110 -
4.8.5. 地下水汚染の現況.....	- 110 -
4.8.6. 地下水汚染の解明調査及び除去対策.....	- 111 -
4.8.7. 地盤沈下の概要	- 112 -
4.8.8. 地盤沈下の現況	- 112 -
4.8.9. 地盤沈下の防止対策	- 112 -
4.8.10 その他の対策	- 113 -
4.9. 騒音・振動・悪臭.....	- 114 -
4.9.1. 騒音・振動の概要	- 114 -
4.9.2. 騒音・振動の現況	- 114 -

4.9.3. 騒音・振動に関して講じた施策	- 119 -
4.9.4. 悪臭の現況	- 121 -
4.9.5. 悪臭の防止対策	- 121 -
4.10. 有害化学物質	- 123 -
4.10.1. ダイオキシン類の現況	- 123 -
4.10.2. 毒ガス弾などの調査状況	- 125 -
4.10.3. 放射性物質対策	- 126 -
5.資料編	- 131 -
5.1. 環境行政の推移	- 131 -
5.2. 廃棄物処理	- 143 -
5.3. 衛生処理	- 147 -
5.4. 気象状況	- 148 -
5.5. 大気関係汚染物質測定結果	- 150 -
5.5.1. 常時監視測定結果	- 150 -
5.5.2. 酸性雨調査結果	- 152 -
5.6. 水質環境調査結果	- 153 -
5.7. 自動車交通量年度別推移	- 156 -
5.8. 地盤沈下調査結果	- 157 -
5.9. 環境基準	- 158 -
5.9.1. 大気汚染に係る環境基準及び千葉県環境目標値	- 158 -
5.9.2. 水質汚濁に係る環境基準	- 158 -
5.9.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	- 161 -
5.9.4. 土壌の汚染に係る環境基準	- 161 -
5.9.5. 騒音に係る環境基準	- 162 -
5.9.6. ダイオキシン類に係る環境基準	- 163 -

第 1 部 特 集



ごみ収集車両

1.特 集

1.1. 燃えないごみの収集

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村の義務として、一般廃棄物^{※1}を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）しなければならないと定められています。この法律及び「習志野市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、クリーンセンター業務課では、市内のごみ集積所（3,891カ所（令和6（2024）年3月末時点））に排出された家庭系ごみの収集を行っています。

本市では、家庭系ごみについて、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、有害ごみ、粗大ごみに分類し、市による直接収集及び業務委託により、それぞれ種類ごとの指定日に収集を行っています。

このうち、燃えないごみは、45リットルまでの袋に入り、口をしぼることができる金属類、ガラス類、陶磁器類、家庭電気製品類など幅広い種類が対象となっています。各ごみ集積所から収集した燃えないごみは、クリーンセンターへ運搬後、リサイクルプラザ内の粗大ごみ処理施設棟において、破碎機で細かく破碎処理を行うとともに、再資源化が可能な鉄やアルミ等は選別・回収を行っています。

燃えないごみの多くは、ごみの出し方のルールに沿って、適正に排出されています。しかし、分別がされていない、袋に入れられていない等、ごみの出し方のルールが守られずに排出されていることもあります。

例えば、燃えないごみの中に、燃えるごみとして焼却処理できるものが混入していた場合、混入物を分別する作業を行わなければならない、ごみの処理作業全体に影響が生じてしまいます。また、有害ごみとして収集するもの、特にスプレー缶、カセット式ガスボンベ、ライター、充電式電池については、正しく分別されず、燃えないごみとして排出されていることがあります。これらをそのまま収集した場合、車両火災や清掃工場火災を引き起こすおそれがあり、収集作業に影響を及ぼすだけでなく、長期間清掃工場が停止してしまう可能性がある等、人命や財産に関わる事故となるおそれもあります。

ごみの出し方のルールに基づき、分別を徹底することで、ごみの減量化や環境負荷の低減につながだけでなく、収集運搬作業の効率化や作業中の事故防止、ごみ処理経費の削減にもつながります。

このことから、引き続き、市民へのごみの出し方のルールの周知に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分などの処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、安全・安心「快適なまち」を目指し、家庭系ごみの収集業務を進めていきます。

※1 一般廃棄物 廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は、商店、オフィス等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類されます。



燃えないごみの収集車両(塵芥車(パッカー車))



収集車両から燃えないごみを降ろしている状況



燃えないごみの処理前の状況（クリーンセンター敷地内）



燃えるごみの混入（矢印で示したものは燃えるごみ）



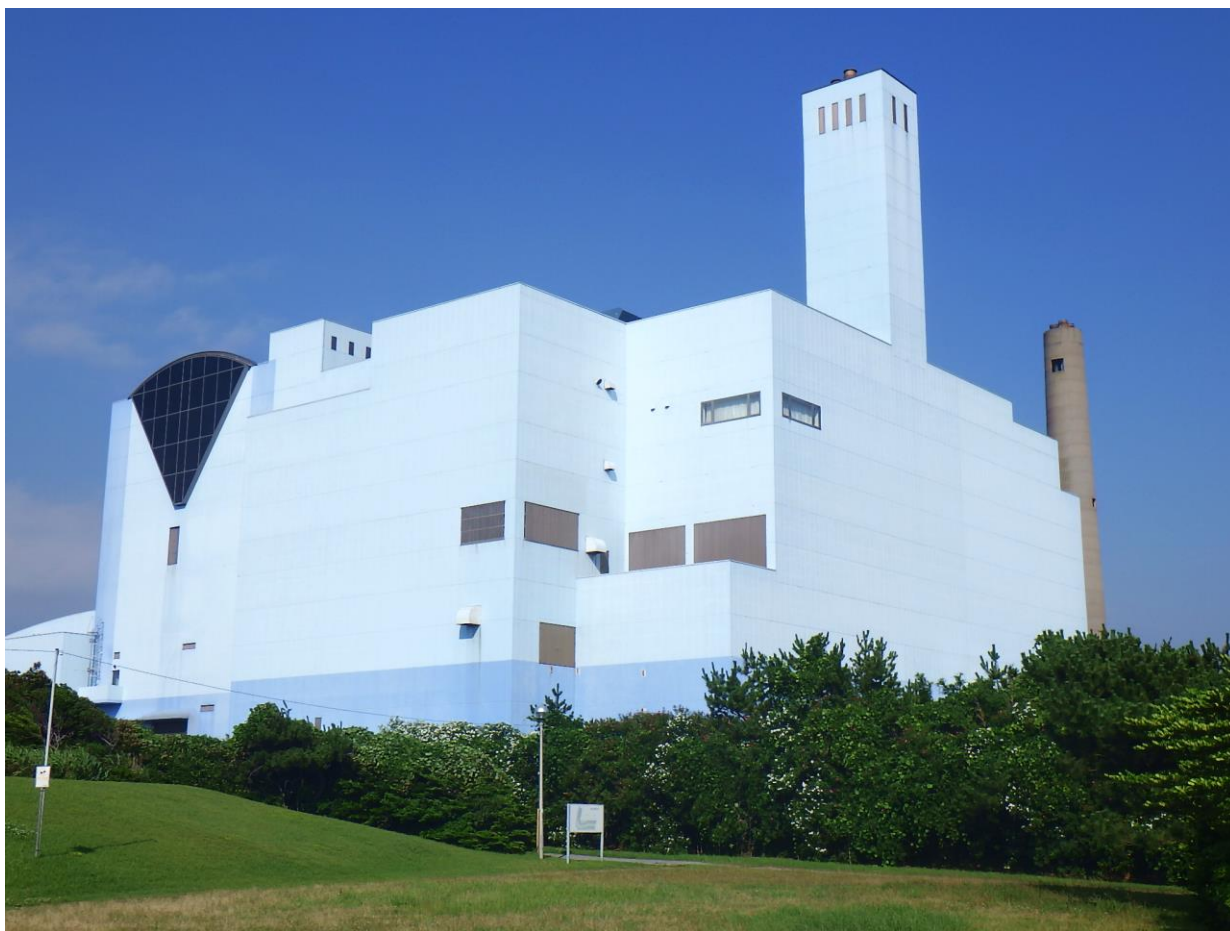
有害ごみ(充電式電池)の混入により発火した事例（令和3(2021)年10月6日）



市で処理できないものの混入(自動車のエンジン部品)（令和6(2024)年6月6日）

第 2 部

習志野市の概要



芝園清掃工場

2. 習志野市の概要

2.1. 位置・地勢

本市は、房総半島の北西部、東経140度1分38秒、北緯35度40分54秒(市庁舎位置)に位置し、東京からほぼ30km圏内にあります。東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しており、海岸線は千葉港(東京湾)の一部を形成しています。

面積は、県内で4番目に小さい20.97km²であり、地形は東西8.9km、南北6.2km、海拔最高30.6m、最低0.8mで内陸部の自然地形と臨海部の埋立地からなっています。



図 2.1.1 習志野市位置図

2.2. 人口・世帯数

令和6(2024)年3月31日現在の住民基本台帳人口は175,027人、世帯数は84,570世帯、人口密度は約8,347人/km²です。千葉県が令和6(2024)年1月1日現在で公表する人口密度では、浦安市、市川市に次ぎ、県内3番目に高い状況です。

表 2.2.1 近年の人口推移

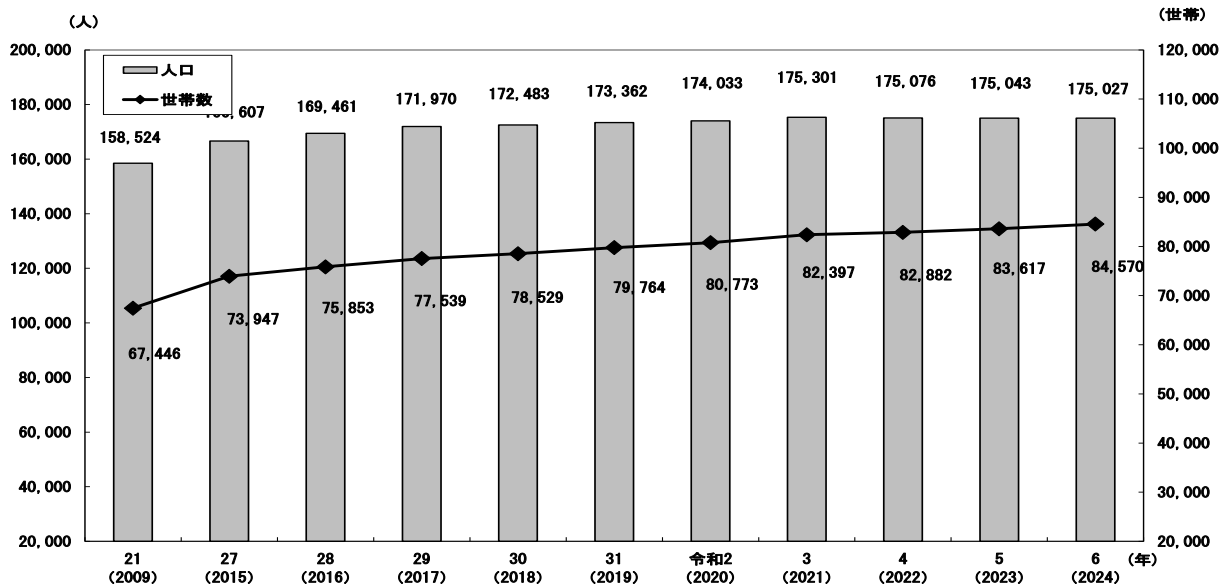
各年3月31日現在 単位:人

	世帯数	人口	1km ² 当り人口密度
令和2(2020)年	80,773	174,033	8,299
令和3(2021)年	82,397	175,301	8,360
令和4(2022)年	82,882	175,076	8,349
令和5(2023)年	83,617	175,043	8,347
令和6(2024)年	84,570	175,027	8,347

(資料:「住民基本台帳人口」より作成)

人口・世帯数の移り変わり

各年3月31日現在



(資料:「住民基本台帳人口」より作成)

図 2.2.1 人口推移

2.3. 気象

表 2.3.1 気象状況

年度	気温(℃)			湿度(%)	風速(m/s)		降水量(mm)	
	最高	最低	平均	平均	最高	平均	総量	日最大
平成5(1993)	35.9	-1.6	14.7	70	19.2	2.6	1,458	110
平成10(1998)	31.5	-6.3	12.7	72	12.1	2.5	1,131	73
平成15(2003)	35.2	-3.9	14.8	73	12.0	2.7	1,211	76
平成20(2008)	35.6	-2.6	15.4	70	10.5	2.5	1,486	78
平成25(2013)	39.3	-2.5	15.7	64	10.7	2.7	1,413	213
平成30(2018)	37.2	-0.8	17.2	71	12.2	2.8	656.5	43.5
令和2(2020)	37.1	-3.2	16.8	72	10.5	2.7	919.0	72
令和3(2021)	36.0	-3.5	16.1	67	8.2	2.6	※ 678.5	74.5
令和4(2022)	37.6	-4.2	16.7	71	8.7	2.6	909.0	70
令和5(2023)	37.9	-0.9	17.7	69	10.8	2.5	※ 718	121

※ 令和3(2021)年9月～11月及び令和6(2024)年2月～3月は、機器故障により欠測

2.4. 産業

表 2.4.1 産業別事業所・従業者数

令和 3(2021)年 6 月 1 日現在

	総数	建設業	製造業	情報、 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業	サービス業	その他
事業所数	4,061	279	153	52	142	858	51	369	2,007	25
従業者人数	60,950	2,611	7,259	2,472	5,714	11,297	746	1,332	23,643	1,586

(資料:「令和 5(2023)年版習志野市統計書」より作成)

2.5. 土地利用

表 2.5.1 土地利用

令和 6(2024)年 1 月 1 日現在 単位: m²

総地積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
20,970,000	20,763	1,053,532	11,927,396	92,448	2,526,306	5,349,555

(資料:「令和 5(2023)年度固定資産概要調書」より作成)

表 2.5.2 都市計画区域面積

令和 6(2024)年 3 月 31 日現在 単位: ha

市街化区域	市街化調整区域	総面積
1,905	192	2,097

(資料:「令和 5(2023)年版習志野市統計書」より作成)

表 2.5.3 用途地域面積

令和 6(2024)年 3 月 31 日現在 単位: ha

第1種低層 住居専用地域	第2種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域
392	10	452	43	402	27
準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
33	36	28	253	137	93

(資料:「令和 5(2023)年版習志野市統計書」より作成)

2.6. 交通

表 2.6.1 公共交通機関

交通機関名	会社名	駅名・バス路線数	
鉄 道	JR 東日本	総武線 京葉線	津田沼駅 新習志野駅
	京成電鉄	京成本線 京成千葉線	谷津駅、京成津田沼駅、京成大久保駅、実籾駅 京成津田沼駅
	新京成電鉄	新京成線	京成津田沼駅、新津田沼駅
	京成バス	12 路線（習志野市コミュニティバス「ハッピーバス」を含む。）	
バ ス	京成バスシステム	2 路線	
	船橋新京成バス	4 路線	
	ちばレインボーバス	1 路線	
	千葉シーサイドバス	3 路線	
	平和交通	2 路線	
	京成タクシー習志野	2 路線（習志野市コミュニティバス「ナラシド♪バス」）	

表 2.6.2 主な道路交通量

単位：台/日

道路名	東関東自動車 道路	主要地方道 船橋我孫子線	国道14号	市道00-011	主要地方道 千葉鎌ヶ谷松戸 線-1	左記5路線 交通量
交通量	82,010	26,258	18,374	8,246	11,714	146,602

※詳細は第5部資料編5.7を参照

（実施日：令和5(2023)年11月6日～7日）

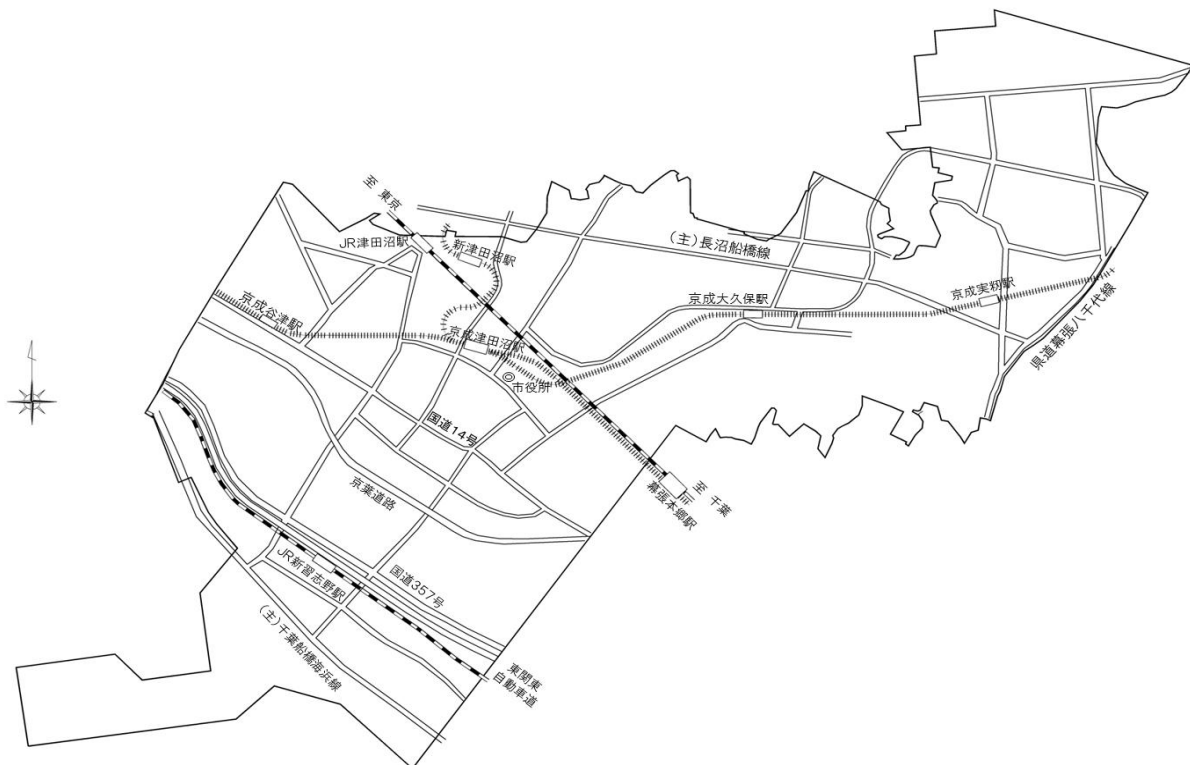


図 2.6.1 習志野市図

第 3 部

習志野市における環境施策 総論



谷津干潟

3. 習志野市における環境施策 総論

戦後の高度経済成長により、国民の生活水準が高まった反面、様々な公害※²が引き起こされてきました。これらの公害問題の解決を目指し、昭和42(1967)年に「公害対策基本法」が制定されました。

本市は、昭和45(1970)年に「習志野市公害防止条例」を制定し、昭和49(1974)年に「習志野市公害防止計画」を策定する等、様々な公害防止対策を実施してきました。

人の健康や生命への被害という観点から、地域的な問題として公害をとらえてきましたが、近年では、人間だけではなく動植物への被害が地球全体に及び、これらの問題が提起されるようになりました。公害問題から環境問題へと施策を展開させていくため、平成11(1999)年に環境保全についての理念を定めた「習志野市環境基本条例」(以下、「環境基本条例」という。)を制定しました。

3.1. 習志野市環境基本計画

本市では、環境基本条例第9条「環境基本計画の策定」に基づき、「習志野市環境基本計画」(以下、「環境基本計画」という。)を定めています。平成19年(2007)年3月に、平成19(2007)年度から令和2(2020)年度までを計画期間とする前計画を、令和3年(2021)3月に、令和3(2021)年度から令和7(2026)年度までを計画期間とする現計画を策定しました。

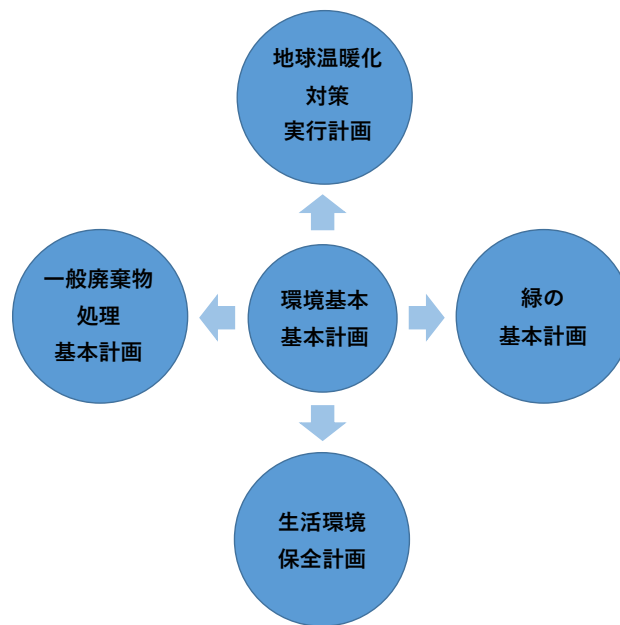
環境基本計画は、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向及びその他必要な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。また、市、事業者、市民が目標を共有し、理解を深め、取り組みを進めるための指針となるものです。



図 3.1.1 環境施策の体系イメージ

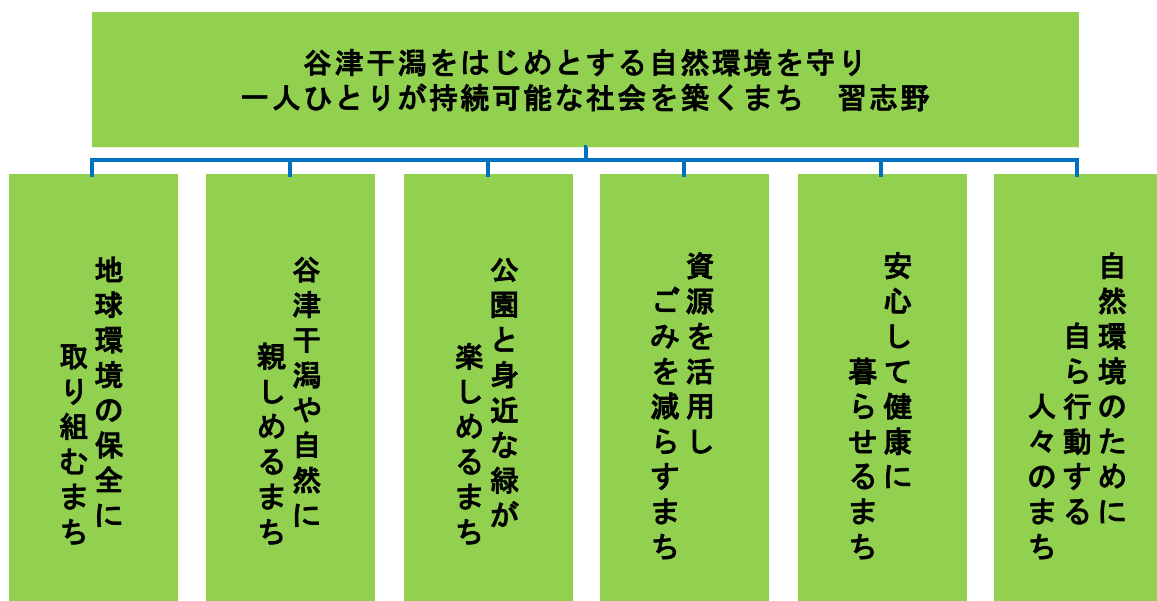
※² 公害 環境基本法第2条第3項の規定において「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義しています。

環境基本計画で掲げる「習志野市が目指す環境像」を実現するために、具体的な行動計画や実施計画を策定しています。



(1) 計画の目標

本市は、昭和45(1970)年4月にまちづくりの基本理念として制定した「習志野市文教住宅都市憲章」(以下、「文教住宅都市憲章」という。)に則り、目指すべき都市の姿を「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～習志野」とし、この大きな目標を実現するための都市像のひとつに「安全・安心「快適なまち」」を掲げています。環境基本計画では、この都市像を達成するための、自然と調和する環境づくりを推進するため、「谷津干潟をはじめとする自然環境を守り一人ひとりが持続可能な社会^{※3}を築くまち 習志野」を本市が目指す環境像として掲げ、この環境像を実現していくための指標として、次のとおり環境目標を定めました。



※3 持続可能な社会 地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のことです。

(2) 計画期間

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とします。

(3) 進捗状況

令和 5(2023)年度における進捗状況は、環境目標ごとに次のとおりです。

表 3.1.1 環境基本計画の取組状況

1.地球環境の保全に取り組むまち(地球温暖化対策の推進)

施策の方向	施策の内容	項目
①温室効果ガス排出の抑制	地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策実行計画の推進 (庁内などにおける冷暖房の適温設定管理、消灯、紙の削減、エコドライブ※ ⁴ 等)
		地球温暖化対策検討会による進行管理
		ICT の推進
	地球温暖化対策ガイドライン	市民や事業者への普及啓発
	情報収集・研究	省エネルギー、再生可能エネルギー等に関する情報提供
		地球温暖化防止に向けた啓発事業の推進

※⁴ エコドライブ 環境負荷の軽減に配慮した運転技術のことです。

これまでの取り組み（令和5(2023)年度）	今後の課題・展開について
令和4(2022)年6月に「ゼロカーボンシティ習志野」を表明した。本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けて、クールビズ・ウォームビズ、昼休みの消灯及び2アップ3ダウン等を実施している。企業局が保有する複数施設（令和4(2022)年4月から）及び芝園清掃工場（令和5(2023)年2月から）において、カーボンニュートラル都市ガスを導入しており、温室効果ガスのカーボンオフセットに努めている。また、令和5(2023)年3月には、南房総市と森林整備に関する協定を締結し、温室効果ガス吸収源の確保に努め、令和5(2023)年5月には、谷津干潟周りの遊路のベンチ改修で、南房総市産の木材を使用した。	令和5(2023)年4月1日付けで「習志野市地球温暖化対策実行計画」を改訂し、国と同水準の目標設定において、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進する。
習志野市地球温暖化対策検討会を2回開催し、オンサイトPPA事業及び「習志野市地球温暖化実行計画（区域施策編）」について、本市の温室効果ガス排出量の状況及び新規事業に関する提案などを行った。	新規事業に関する進捗の報告及び課題などを地球温暖化対策検討会で審議、共有し、地球温暖化対策をより一層推進する。
ペーパーレス会議システムを運用し、124,627枚の紙資源の削減を図った。	令和6(2024)～7(2025)年度にかけて、市庁舎の無線LAN環境を整備するとともに、職員用パソコンを無線LAN対応のパソコンに更新することにより、ペーパーレスに対応した環境を整備し、ペーパーレスをさらに推進する。
平成31(2019)年4月に「地球温暖化対策ガイドライン」を策定し、ホームページに掲載するとともに、環境フェア及び地球温暖化防止パネル展で配布し、普及啓発に努めた。	より多くの会議で活用し、資源削減に向けた運用方法の見直しを行う。
家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を交付し、広報紙及びホームページで周知を図った。	引き続き、同様に取り組む。
6月の環境月間に、イオンと協働で環境フェアを開催し、地球温暖化防止に係るパネル展示、パンフレット配布及び体験イベント（間伐材を活用したオリジナルうちわの作成）を実施した。 12月には、地球温暖化防止パネル展を開催し、参加型イベント（オリジナルエコバック作り）を実施した。	引き続き、同様に取り組む。

第3部 第1章 習志野市環境基本計画

施策の方向	施策の内容	項目
②省エネルギーの推進と啓発	公共施設における導入	再生可能エネルギー設備の導入
		LED 照明や省エネルギー設備の導入
		公用車における電気自動車、低公害車の導入
	市民・事業者への導入支援	再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入推進
	情報収集・研究	エネルギー施策に関わる事例の研究
③気候変動への適応	熱中症対策	熱中症対策の普及啓発
	水害対策	ハザードマップの製作
		市道などへの透水性舗装の整備促進
		水害対策に係る下水道整備
	災害などへの備え	避難所のエネルギー供給機能の強化

これまでの取り組み（令和5(2023)年度）	今後の課題・展開について
【契約検査課】市庁舎屋上に設置の太陽光発電設備※5を利用した自家発電を市庁舎で使用する電力源の一部として利用（年間約25千kwh）した。	引き続き、太陽光発電設備による自家発電を市庁舎で使用する電力源の一部として利用する。
【教育総務課】平成24(2012)年度の津田沼小学校及び令和2(2020)年度の谷津小学校のそれぞれの改築時に太陽光発電設備を導入した。	今後も計画的な改築などの取り組みの中で、導入の検討を行う。
【契約検査課】市庁舎は、おおむねLED照明を導入済みである。	
【教育総務課】建替え（大久保小学校、第二中学校）、長寿命化改修（屋敷小学校、向山小学校、第一中学校）及び大規模改修（袖ヶ浦東小学校、谷津南小学校）の際に、LED照明を導入した。	引き続き、建替え、長寿命化改修及び大規模改修の際に、LED照明の導入を図る。
【こども政策課】各施設で劣化した照明器具を適宜LED照明と交換するとともに、こども園施設整備の際に、LED照明を導入した。	引き続き、劣化した照明器具を適宜LED照明と交換する。
【生涯スポーツ課】LED照明及び省エネルギー設備の導入については検討しているが、施設の老朽化対策が急務となっており、令和5(2023)年度は導入していない。	施設の老朽化対策が急務となっている中で、LED照明及び省エネルギー設備の導入についても引き続き、検討する。
【実花公民館】和室及び通路のLED照明を導入した。 【谷津公民館】事務室及び風除室のLED照明を導入した 【新習志野公民館】2階廊下、各部屋の一部及び事務室などのLED照明を導入した。	引き続き、建替え、長寿命化改修及び大規模改修の際に、LED照明の導入を図る。
老朽化した環境負荷の高い車両の廃車及び売却を行い、低公害車両である乗用車及び軽自動車を導入した。	引き続き、同様に取り組む。
家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を交付し、広報紙及びホームページで周知を図った。 また、千葉県による太陽光パネル・蓄電池の共同購入支援事業についても、広報紙、ホームページ及びチラシの配布により周知を図った。	引き続き、同様に取り組む。
先進的な取り組みを行っている自治体の事例及び近隣市の事例について、情報収集や研究を進めた。	引き続き、同様に取り組む。
地球温暖化に伴う気候変動への適応として、広報紙、ホームページ及びチラシの配布などにより、市民などへの熱中症対策の周知啓発を図った。特に熱中症アラートが発出される猛暑日の場合は、その都度、防災無線及び緊急情報メール発信など、熱中症の予防行動を促すよう庁内外を問わず注意喚起を行った。 また、民間施設（クールステーション）及び公共施設（クールシェルター）を涼める場所として設置した。	令和6(2024)年度の気候変動適応法の施行に伴い、熱中症（特別）警戒アラートが法に明記されたこと、従前より涼める場所として設置していたクールステーション及びクールシェルターと同じ内容であるクーリングシェルターを市長が指定することができること（協定締結）も明記されたことから、市民が暑さをしのげる場所としての民間施設などの協力のもと指定を行っていく。
定期的な保守点検及び防災ハザードマップを紙からWeb版へ更新をするとともに、高潮・津波などについても掲載した。 また、令和4(2022)年度に実施した「習志野市防災アセスメント調査」の結果に基づき、Web版ハザードマップを更新した。 広報紙、ホームページ及びリーフレットで周知を図った。	引き続き、各種媒体を活用し、周知啓発に努める。
歩道部について、透水性舗装などの施工による水溜りの解消、水はね防止による安全・快適な利便性の向上、雨水抑制施設の設置による下水道施設などへの負荷軽減及び地中への還元を主眼に置いた整備によって歩行性を高め、高齢化社会に配慮した環境改善に努めた。また、実籾3丁目地区において、地表面に溜まった雨水を地下へ浸透させ、滞留を軽減させるため雨水浸透施設の設置を継続的に実施している。	引き続き、同様に取り組む。
鷺沼放流幹線の建設工事の推進及び合流区域における下水道管の敷設工事を実施した。	ゲリラ豪雨などの異常降雨に対するハード・ソフト対策の検討及び住民理解の啓蒙を図る。
各種防災資機材のさらなる整備を推進すべく、全避難所へソーラーパネル対応の蓄電池などを整備した。	必要な資機材の訓練などを通じて整備に努める。

※5 太陽光発電設備（太陽光発電システム） 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置する住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるシステムのことです。

2.谷津干潟や自然に親しめるまち（自然環境の保全・活用）

施策の方向	施策の内容	項目
①谷津干潟の保全・活用	谷津干潟の保全	関係機関との連携した保全の取り組み
		谷津干潟の生物の保護
		谷津干潟の清掃活動の実施
	谷津干潟の活用	谷津干潟周辺の保全・整備
		谷津干潟に触れ合うイベントの充実
	湿地保全に関する国内外との連携	湿地交流の推進と拡大
		ラムサール条約登録湿地関係市町村会議への参加
②自然環境の保全・活用	里山のふれあい	里山の保全
		里山に親しむ機会の提供
		生物多様性の保全（外来生物への対応）
		貝塚・古墳の保護
	樹木とのふれあい	既存樹木の保全
		樹木に親しむ機会の提供

これまでの取り組み（令和5(2023)年度）	今後の課題・展開について
谷津干潟を所管する環境省と連絡を密にとり、谷津干潟の保全について、要望を行っている。	連携を密にとり、要望を行うとともに、必要に応じて協力をする。
環境省でモニタリング調査などが実施されており、必要に応じて、協力をした。谷津干潟自然観察センターにおいても、モニタリングを実施した。	国などで実施されている調査に協力をする。
千葉県誕生150周年及びラムサール条約30周年を記念し、1,000名規模の参加者を募り、開催した。（参加者：668名）	「谷津干潟をキレイにしよう！」と題した清掃活動を実施する。
谷津干潟公園の園路、ベンチ及び転落防止柵の補修を行った。	緊急的なものから優先順位を付け、継続的に改修する。
谷津干潟自然観察センターにおいて、自然保護、環境保全につながる関わりを持たせる自然観察会、行事及び展示イベント等を実施した。	企画内容の検討（充実化・見直し等）を行う。
ブリスベン市訪問団が本市を訪問し、交流を図った。	ブリスベン市との交流をはじめ、他湿地との交流を継続する。
「ラムサール条約登録湿地関係者市町村会議」は予算の都合により不参加となったが、令和4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら3年ぶりに対面開催となり、本市職員を派遣した。	引き続き、出席し、各自治体と交流を深める。
「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市内に存在する良好な自然環境及び樹林地を指定するとともに、管理者に維持管理のための助成金を交付し、保全を図っている。 実籾自然保護地区は、本市の原風景である谷津田としての保持を図り、後世に受け継いでいく。ビオトープ※6事業を廃止した。	里山及び樹林地を良好に維持していくには、所有者だけの努力では限界があり、市民及びボランティアによる維持管理や活用方法を検討していく必要がある。
民間団体が主催し、4回実施された「習志野の森の自然観察会」について、国有地借用手続き及び広報などで支援した。	引き続き、同様に取り組む。
第2次「千葉県アライグマ防除実施計画」に基づき、特定外来生物であるアライグマの防除を実施した。 また、身近な外来生物に関する情報をホームページで公開し、周知啓発を図った。	引き続き、防除を行うとともに、市民への周知啓発も強化する。
埋蔵文化財包蔵地内における建築工事などに対して、必要な協議・調査を行い、埋蔵文化財の保護を図った。令和5(2023)年度は、795件の問い合わせを受け、このうち26件について現地踏査などを実施した。	引き続き、埋蔵文化財の保護を図る。 一方、開発事業などに伴う調査件数の増加や物価高騰により、経常的な経費の増加が見込まれることが課題である。
「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市内に存在する良好な樹林地及び樹木を指定するとともに、管理者に維持管理のための助成金を交付し、保全を図っている。	樹林地及び樹木を良好に維持していくには、所有者だけの努力では限界があり、市民やボランティアによる維持管理や活用方法を検討していく必要がある。
平成14(2002)年度に75本の樹木を「習志野市名木百選」に指定した。現在は、倒木・枯損により65本となっている。	枯損などによる樹木の伐採に伴う指定解除があるため、名木百選の追加、今後のあり方などを検討する必要がある。

※6 ビオトープ 生物を意味する「Bio（ビオ）」と場所を意味する「Tope（トープ）」を合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間のことです。

3.公園と身近な緑が楽しめるまち(公園・緑地整備の推進)

施策の方向	施策の内容	項目
公園の整備・維持管理	都市公園などの整備	公園の整備・拡充
	既存の公園の活用・維持管理	公園の維持管理
	公園・緑地の防災機能の活用	防災施設の充実
②貴重な緑地の保全・創造	公共施設の緑化	敷地内緑化の推進
	事業所の緑化	緑化協定制度の維持
		敷地内緑化の推進
	居住地などの緑化	「誕生の木」の配布
		緑化の普及啓発
	農地とのふれあい	市民農園整備事業の推進
		地元農産物の利用促進
③ハミングロードの再整備	環境保全機能の維持	農地の保全
③ハミングロードの再整備	ハミングロードの再整備	ハミングロードの再整備

これまでの取り組み（令和5(2023)年度）	今後の課題・展開について
藤崎4丁目トマト広場、谷津1丁目こんごう公園及び大久保2丁目ベジタブル広場を供用開始した。この他、開発に伴う提供公園について事前協議を行った。	鷺沼特定土地区画整理事業に伴う公園整備に向けた準備を行う。
遊具の安全点検、老朽化施設の改修及び樹木の剪定などを行っている。	安全・安心な公園にするため、引き続き、老朽化対策を行う必要がある。
【危機管理課】耐震性井戸付貯水槽2基（秋津・奏の杜）について、災害時に飲料水などとして利用できるよう、維持管理を実施した。	引き続き、維持管理を行う。
【公園緑地課】谷津奏の杜公園内に耐震性貯水槽を設置し、平成28(2016)年度に供用開始した。	鷺沼特定土地区画整理事業に伴う公園整備に向けた準備を行う。
【契約検査課・教育総務課・こども政策課】敷地内の草木について、適時適切に剪定及び草刈りを行い、維持保全に努めた。	【契約検査課・教育総務課】引き続き、敷地内の草木について適時適切に剪定及び草刈りを行う。また、改築などの際にも、敷地内緑化の保全を図る。
【公園緑地課】建替え及び新築計画の際に緑化基準を満たすよう協議を実施した。	【こども政策課】引き続き、敷地内の草木について、適時適切に剪定及び草刈りを行う。
【生涯スポーツ課】敷地内の樹木及び雑草について、適時適切に剪定及び草刈りを行い、維持保全に努めた。	施設により緑地の確保面積に差があるため、建替えなどの計画時に「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」及び「習志野市緑の基本計画」に基づき、緑地確保の協議を行う。
【中央公民館】指定管理者（習志野大久保未来プロジェクト㈱）が、地域のボランティアを集い、花壇の整備を行っている。また、中央公民館、体育施設サークル及び団体連絡協議会において指定された場所の花壇を整備している。	引き続き、同様に取り組む。
【実花公民館】少年・親子領域で「花いっぱいボランティアくらぶ」の講座で、正面花壇に季節の草花を植栽し、1年間緑化に取り組んだ。	引き続き、敷地内の草木について、適時適切に剪定及び草刈りを行う。
【谷津公民館】樹木剪定消毒を行い、維持保全に努めている。	
【袖ヶ浦公民館】樹木や生垣の剪定及び消毒、ゴーヤのグリーンカーテン設置、四季折々の草花の栽培及び館内ロビーに観葉植物や野草の飾り付けなどを実施した。	
【新習志野公民館】樹木剪定、消毒など行い、維持保全に努めている。	
工場及び事業所の緑地保全のため、事業者と緑地協定を締結している。	設置した緑地の維持管理の継続を指導する。
可能な限り、敷地内緑化を目指している。	他市の状況などを見ながら検討予定である。
家庭緑化の一環として、子どもの誕生を記念し、市の花「アジサイ」の苗木を「誕生の木」として配布している。	これまで5月～7月に配布してきたが、地球温暖化などの影響で7月の配布が難しくなっている。
開発事業に伴う住宅などの緑化指導を行っている。また、緑化の普及啓発のため、花の種子の配布を実施している。	引き続き、同様に取り組む。
【農地所有者開設型】令和5(2023)年度末 5農園 【市営】令和5(2023)年度末 3農園 【農作業体験型】令和5(2023)年度末 1農園	農地所有者開設型市民農園について、周知を図る。
5～6月のキャロット月間中、市内小・中学校、保育所及び幼稚園の給食に使用する人参を本市産で賄った。	市内の人参生産者が減少しているため、代替案を模索する。
【産業振興課】農地を保全するために、農業従事者に対する支援として、都市農業支援事業補助金を交付し、農業を続けられる環境の維持を図った。	引き続き、都市農業の担い手の確保及び農業振興施策の推進により、農業を続けられる環境を整備する。
【都市計画課】生産緑地地区を保全するため、令和2(2020)年度に「習志野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、指定面積要件をこれまでの500㎡から300㎡に引き下げ、緩和した。 また令和2(2020)～4(2022)年度は、特定生産緑地の指定手続きを行い、生産緑地の保全を図るため、申出基準日を迎える生産緑地についての手続きを完了した。さらに、令和4(2022)年度は鷺沼地区で、令和5(2023)年度は津田沼地区で新たな生産緑地の追加指定を行った。	都市農地を都市にあるべきものと捉え、引き続き、生産緑地の保全を図る。
歩道面の改修、公園灯の補修、健康遊具の補修及び大きくなった樹木の剪定などを実施した。	引き続き、ハミングロードの再整備を進める。

4.資源を活用しごみを減らすまち(廃棄物などの適正処理の推進)

施策の方向	施策の内容	項目
①循環型社会 ^{※7} の形成	家庭からのごみ排出の減量	ごみの減量化に向けた周知・啓発
		ごみの受益者負担
	事業所からのごみ排出の減量	排出適正化指導
		多量排出事業所減量計画策定指導
		ごみゼロ運動実施要請
	資源の循環利用の推進	資源物分別収集の推進
		不燃物再選別による資源回収
		有価物回収運動の推進
		大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ
		リサイクルプラザでの啓発の推進
		グリーン購入 ^{※8} ・再生品利用の推進

※7 循環型社会 廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正処分を図ることにより、環境への負荷を低減するシステムを持つ社会のことです。

※8 グリーン購入 製品などを購入する際に、環境を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

これまでの取り組み（令和5(2023)年度）	今後の課題・展開について
広報紙及びホームページによる情報発信、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布及び環境美化推進員講習会におけるごみの減量などに係る啓発を実施している。	広報紙及びホームページによる情報発信、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布及び集積所の巡回パトロールなど、引き続き、ごみの減量などに係る啓発を推進する。
令和4(2022)年3月改訂の「習志野市一般廃棄物処理基本計画」に記載したごみ処理の受益者負担制度の導入について、ごみ量及び費用面の推計など、本市に相応しい受益者負担制度について調査・検討を進めるとともに、プラスチックの資源化を踏まえ、専門的な知見を有する事業者によるデータ分析及び費用対効果推計などの検証を開始するための準備を進めた。	本市に適した受益者負担制度について、専門的な知見を有する事業者による検証を令和6(2024)～7(2025)年度の2カ年で開始する。
集積所に事業系のごみが排出されていないか現地調査を行った他、適正に排出していない事業所に対しては、指導及び啓発チラシの配布を行った。	引き続き、集積所の調査を行うとともに、中小企業へのごみの出し方の啓発を推進する。また、不適切な廃棄物が搬入されていないか、搬入調査を不定期に実施する必要がある。
多量排出事業者「減量化・資源化計画書」を作成、提出させ、事業所におけるごみの減量化・資源化への取り組みを促した他、事業所の現地調査を行い排出の状況を確認した。	引き続き、「減量化・資源化計画書」に記載された内容に基づき、事業所を訪問し、助言及び指導を実施する。
集積所に事業系のごみが排出されていないかの調査を行った。適正に排出していない事業所に対しては、啓発チラシの配布を行った。	引き続き、集積所の調査を行うとともに、中小企業へのごみの出し方の啓発を推進する。
毎年、5月30日（ごみゼロの日）に近い日曜日に市内一斉のごみゼロ運動を実施しており、一部の事業所・団体がごみゼロ運動に参加している。令和5(2023)年度は、5月28日（日）に実施した。	今後、事業所及び各種団体のごみゼロ運動を更に推進すべく、ホームページなどで啓発を行う。
集積所での資源物分別収集、団体による有価物回収運動及び前処理施設における燃えないごみの再選別を行った。また、雑がみの分別推進のため、各種啓発や雑がみ保管袋の配布を行った。	燃えるごみの中には、資源となる雑がみ類が多く含まれているため、特に紙類の分別の徹底を推進する。また、有価物回収運動とのすみ分けが課題であり、整理を進めている。
不燃物の再選別を行い、再資源化できる金属の回収を行った。	引き続き、金属などの再資源化に取り組む。
有価物回収運動奨励事業により、登録団体への奨励金及び回収業者への補助を実施し、リサイクル活動を推進した。	本市の資源物収集とのすみ分けが課題であり、整理を進めている。
多量排出事業者「減量化・資源化計画書」を作成、提出させ、事業所におけるごみの減量化・資源化への取り組みを促した。 また、市内の大型店・スーパーマーケットへ、店内放送による3Rの啓発を依頼した。	「減量化・資源化計画書」に記載された内容に基づき、事業所を訪問し、助言及び指導を実施していくとともに、引き続き、市内の大型店、スーパーマーケットにおける店内放送などでの啓発を実施する。
リサイクルの啓発を図るため、希望者に対する施設見学を行うとともに、リサイクル体験教室を開催した。（体験教室は令和3(2021)年度で終了した。）	引き続き、希望者に対する施設見学を行うとともに、リサイクルの啓発を図る。また、リサイクルプラザにおける将来的な啓発のあり方について検討する。

施策の方向	施策の内容	項目
②廃棄物の適正処理及び処分	ごみの収集と適正排出の促進	ごみ集積所の設置などに関する指導
		環境美化推進員との提携
		指定袋使用の徹底
		ごみ収集の効率化に関する検討
	中間処理及び最終処分	資源物の選別による最終処分量の減量化
		芝園清掃工場の効率的な運営
	ごみの不法投棄への対応	市、市民、事業者の責務の明確化に係る啓発
		パトロールや立札の設置
	災害時のごみへの対応	災害廃棄物処理計画に基づいた効率的なごみ処理体制の確立
		遠隔地の自治体との連携
③し尿の適正処理及び処分	し尿。浄化槽汚泥の処理	し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理体制の構築

これまでの取り組み（令和5(2023)年度）	今後の課題・展開について
【クリーン推進課】事業者に対し、開発協議などを通じて、適切な一般廃棄物保管庫などの設置、管理及び適正排出の指導を行った。	引き続き、事業者に対する廃棄物の適正な保管及び適正排出の指導に取り組む。
【業務課】廃棄物の排出抑制、適正処理及び再資源化推進のため、「習志野市ごみ集積所の設置等に関する取扱要綱」に基づき、ごみ集積所の設置、管理及び利用について指導などを行っている。	ごみ集積所に排出されたごみを収集する現行のステーション方式について、課題解決に向けた検討を進めるため、戸別方式を導入している他市を参考として調査、研究を進め、ステーション方式と戸別方式、それぞれのメリット・デメリットを総合的に勘案し、本市に適したごみ収集のあり方について検討する。
「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例」に基づき、清潔できれいなまちづくりを推進するため、各町会などに環境美化推進員を設置してもらい、講習会を実施した。	環境美化推進員講習会を実施し、本市からの依頼事項を町会・自治会へ周知するとともに、町会・自治会内の要望を本市に伝達するといった推進員の役割を再認識していただき、地域と連携し、清潔できれいなまちづくりを推進する。
令和4(2022)年3月改訂の「習志野市一般廃棄物処理基本計画」に記載した、ごみ処理の受益者負担制度の導入について、ごみ量及び費用面の推計など、本市に相応しい受益者負担制度について調査・検討を進めるとともに、プラスチックの資源化を踏まえ、専門的な知見を有する事業者によるデータ分析及び費用対効果推計などの検証を開始するための準備を進めた。	本市に適した受益者負担制度について、専門的な知見を有する事業者による検証を令和6(2024)～7(2025)年度の2カ年で開始する。
【クリーン推進課】「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸配布し、ごみの分別及び収集日の周知を図った。	引き続き、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布を行い、ごみの分別と収集日の周知を図る。
【業務課】「習志野市分別収集計画」に基づき、効率的かつ安定的なごみ収集を継続している。また、ペットボトル専用ネット袋による収集を令和4(2022)年9月より、対象を市内全域に拡大した。	「習志野市分別収集計画」に基づき、効率的かつ安定的なごみ収集を継続する。また、現行の収集頻度について、市民意識調査を実施して、見直しを検討する。
リサイクルプラザで資源物の選別を行い、最終処分量の減量化に取り組んだ。	引き続き、資源物の選別を行い、最終処分量の減量に取り組む。
「習志野市芝園清掃工場長寿命化計画」に基づき、芝園清掃工場の適切な整備を行い、省エネルギー化を図った。	引き続き、施設の適切な整備を行う。
【クリーン推進課】広報紙及びホームページによる情報発信、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布及び事業系ごみのチラシ配布などにより啓発を図っている。	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市、市民、事業者の役割について啓発し、計画で体系づけた取り組みを推進する。
【業務課】広報紙及びホームページによる啓発、警察との連携、不法投棄防止看板の設置及び配付を行った。	民有地に不法投棄された場合の土地所有者に対する補助などについて、検討を進める必要がある。
【クリーン推進課】資源物などの持ち去り対策も含め、市内全域でパトロールを実施している。	パトロールを行う人員の確保が必要である。
【業務課】広報紙及びホームページを利用した啓発、警察との連携、不法投棄防止看板の設置及び配付を行った。	不法投棄防止対策費用にかかる財源確保のため、「不法投棄未然防止事業協力」等の補助制度の利活用に努める。
【クリーン推進課】「災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定」及び「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」を締結している。	効率的なごみ処理体制の確立を目指し、民間事業者との協定などの締結を図る。
【業務課】「習志野市災害廃棄物処理計画」及び平成28(2016)年に締結した「災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定」により、収集体制は確立できている。	有事に備えた想定訓練の実施及び災害初動対応マニュアルの整理を行う必要がある。
【危機管理課】「習志野市地域防災計画」との整合性を図るため、調査・研究を実施した。	適正な対応ができるよう、担当部局との調整及び訓練を行う必要がある。
【クリーン推進課】平成7(1995)年度に「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を締結し、広域協力体制を構築している。	円滑に支援が受けられるよう、支援体制の構築が必要である。
【業務課】「千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」及び「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」により、千葉県内全市町村との連携は図れている。令和4(2022)年度に災害廃棄物処理支援員（人材バンク）を1名登録した。令和5(2023)年8月には支援員派遣要請のあった秋田県秋田市に対し、災害廃棄物処理支援員を派遣した。また、令和5(2023)年9月には、支援要請のあった茂原市に対し、災害廃棄物の収集運搬業務のため、職員及び車両を派遣した。	現業職員の定年退職による人員減少を鑑み、他自治体との連携を強化する必要がある。
【危機管理課】「災害時における相互応援に関する協定」を締結している。 平成8(1996)年度：千葉県内全ての市町村と締結 平成9(1997)年度：「山梨県富士吉田市」、 「千葉県丸山町（現南房総市）」と締結 平成24(2012)年度：「京都府京田辺市」と締結 平成30(2018)年度：「山梨県富士吉田市」「南房総市」と締結 令和元(2019)年度に発生した台風第15号の際に、本協定に基づき、甚大な被害を受けた南房総市に対して、各種支援を実施した。	引き続き、災害時に備え協定市との連携・交流を行う。
茜浜衛生処理場は、平成26(2014)年度末をもって施設を廃止し、し尿などの処理を平成27(2015)年4月から市川市へ、令和4(2022)年4月からは船橋市へ委託している。	し尿及び浄化槽汚泥の処理を他自治体に委託して行うとともに、今後の安定的なし尿処理のあり方についての検討を進める。

5.安心して健康に暮らせるまち(公害関係)

施策の方向	施策の内容	項目
①生活環境の保全 (公害防止対策)	大気汚染物質の監視	大気汚染物質の監視
	工場などへの規制	条例・関係法令の規制値遵守の指導
	自動車などへの対応	アイドリング・ストップ※ ⁹ 看板設置指導
		広域的な取り組み
	クリーンエネルギーへ※ ¹⁰ の転換	クリーンエネルギーへの転換指導
	大気汚染に対する広域的な連携	光化学スモッグ対策
		東京湾広域異臭対策

※⁹ **アイドリング・ストップ** 自動車の駐停車中にエンジンを停止させることです。大気汚染の改善、騒音の低減、燃料の節約などにつながります。

※¹⁰ **クリーンエネルギー** 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や窒素酸化物（NO_x）等の有害物質を排出しない又は排出量の少ないエネルギー源のことです。

これまでの取り組み（令和 5(2023)年度）	今後の課題・展開について
大気汚染状況把握のため、市内 4 カ所に測定局（東習志野、谷津、秋津、鷺沼（県））を設置し、大気汚染物質の測定、解析及び評価を実施した。	各測定項目の評価結果及び経年データの推移を注視しつつ、引き続き、大気汚染物質の常時監視に取り組む。
「習志野市環境保全条例」に基づき、大気汚染の発生源となりうる施設設置者にあらかじめ許可（認可）を受けさせるとともに、設置後も規制基準を守るよう指導に取り組んでいる。	引き続き、規制基準を遵守するよう指導するとともに、規制基準を超える公害を発生させているときは、当該工場などの設置者に改善指導を行う。
アイドリング・ストップ看板設置指導については、千葉県環境保全条例第 56 条の 6 に基づく事業であり、習志野市環境保全条例第 14 条の規定により、使用者及び所有者は排出ガス及び騒音を最小限にとどめるよう義務付けていることから、自動車駐車場設置申請時に、申請者に駐車場を利用する人がアイドリング・ストップを行うよう看板の掲示などにより周知するよう指導している。	引き続き、駐車場を利用する人がアイドリング・ストップを行うよう看板設置指導に取り組む。
令和 4(2022)年度で廃止した。	
市内のばい煙 ^{※11} 発生施設に対し、当該施設の入替時などには、重油から硫黄分やばいじん量の発生が少ない天然ガス等への燃料の転換を推奨している。	引き続き、推奨する。
光化学スモッグ及び PM2.5 に関する注意報などが発令された場合は、防災無線及び緊急情報サービスなどで市民に対し、注意喚起を行った。	引き続き、市民への注意喚起体制を維持する。
東京湾上で発生したと考えられる都市ガスに似た臭気が東京湾沿岸部のある広い範囲で感じられたもののうち、条件に該当する案件について対応している。広域異臭発生時における関係機関との連絡網を作成し、市民からの情報を迅速に収集する体制及び発生時の追跡調査体制を取っている。	引き続き、千葉県と連携した情報収集及び原因把握のための追跡調査体制を維持する。

※11 ばい煙 物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物（SO_x）、ばいじん、窒素酸化物（NO_x）等の有害物質を含む煙のことです。自動車の駐停車中にエンジンを停止させることです。大気汚染の改善、騒音の低減、燃料の節約などにつながります。

施策の方向	施策の内容	項目
②水質の保全	水質の監視	公共用水域などにおける調査による監視
	工場などへの規制	条例・関係法令の規制遵守の指導
		条例に基づく立ち入り調査(排水検査)の実施
	生活排水への対応	公共下水道の整備推進
		家庭における生活排水対策の啓発
	雨水浸透の促進	市道などへの透水性舗装の整備促進
③土壌・地下水・地盤の保全	水質の広域的な連携	東京湾岸自治体環境保全会議における連携取り組み
	地下水汚染の監視	地下水水質調査による監視
	地下水の浄化	汚染が確認された事業所などへの浄化指導
	土砂などの埋立てへの規制	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例による規制
	地下水汲み揚げへの規制	条例・関係法令に基づく規制
	地下水位の観測	地下水水質調査と併せた水位観測の実施
		千葉県による観測(水位及び地殻変動)

これまでの取り組み（令和5(2023)年度）	今後の課題・展開について
市内に流れる水路（淡水域、汽水域）及び海岸部沿岸（海水域）の調査を行い、工場排水及び生活排水の影響を把握し、水質汚濁の監視に取り組んでいる。現在は、淡水域3カ所、汽水域2カ所及び海水域1カ所の調査を実施している。	引き続き、調査を実施し、水質汚濁の監視に取り組む。
「習志野市環境保全条例」に基づき、水質汚濁の発生源となりうる施設設置者にあらかじめ許可（認可）を受けさせるとともに、設置後も規制基準を守るよう指導に取り組んでいる。また、規制基準を超える公害を発生させている場合は、当該工場などの設置者などに改善指導を実施した。	「習志野市環境保全条例」に基づき、引き続き、取り組む。
「習志野市環境保全条例」の規定により、水質汚濁に係る特定施設を有する工場などは、排出水の規制基準が設けられており、各工場などが基準を順守しているか確認のため、排出水の立入調査を実施した。	「習志野市環境保全条例」に基づき、引き続き、取り組む。しかし、排水処理施設の構造及び処理能力を理解する必要があるとともに、水質異常の発見時には的確に指導できる専門知識が求められるため、職員の育成が課題である。
管路敷設工事を実施した。	市民への理解・協力、国庫補助金などの財源確保が必要である。
下水道の整備済区域において、下水道を利用していない世帯に対し、シルバー人材センターを活用し、戸別訪問を土日・祝日に実施した。	引き続き、シルバー人材センターを活用して、水洗普及に努める。
歩道部について、透水性舗装などの施工による水溜りの解消、水はね防止による安全・快適な利便性の向上、雨水抑制施設の設置による下水道施設などへの負荷軽減及び地中への還元を主眼に置いた整備によって歩行性を高め、高齢化社会に配慮した環境改善に努めている。また、実籾3丁目地区において、地表面に溜まった雨水を地下へ浸透させ、滞留を軽減させるため、雨水浸透施設の設置を継続的に実施している。	引き続き、同様に取り組む。
東京湾の水質浄化を図るため、広域的な対策及び湾岸住民への環境保全に係る啓発の実施について、東京湾岸に面する自治体の環境行政主管者で協議、情報交換し、連带的・統一的な環境行政の推進を図っている。毎年、パネル展示などのイベントを通じて、東京湾の水質保全についての啓発活動を実施しており、令和5(2023)年度は横浜市で開催した。（本市は、ブース面積の関係上、参加しなかった。）	構成自治体と連携し、啓発を図る。
千葉県は、「水質汚濁防止法」及び「千葉県環境保全条例」により、水質監視及び事業者に対する規制・指導を行っており、本市は、千葉県と協力し、地下水汚染の解明と浄化に取り組んでいる。地下水水質調査事業（市内3地区）は、毎年、実施している。	地下水汚染が終息するまで、千葉県と協力し、地下水汚染の解明及び浄化に取り組む。浄化施設の老朽化、汚染機構解明、浄化の長期化及び専門知識を備えた職員の育成が課題である。
汚染源とみられる事業者に対する指導は、「千葉県環境保全条例」に基づき、千葉県の業務となっているが、本市も市民の健康被害を防ぐという視点から、千葉県と共同で指導している。事業者とは、定期的に協議の場を設け、浄化方法の検討及び事業者による水質モニタリングの報告などを行っている。	引き続き、千葉県と共同で事業者との協議を継続する。
「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、土地造成などの際に搬入される土砂に有害物質が含まれていた場合は、土壌汚染の原因となるため、事前の申請及び搬入する土砂の土壌分析を義務付けている。本市では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の対象とならない300㎡以上3000㎡未満の埋立て事業に関して規制を行っており、土壌汚染の未然防止に取り組んでいる。	引き続き、同様に取り組む。 土地の埋立て及び盛土については、「宅地造成規制法」が改正され、「宅地造成及び特定盛土規制法」が施行されたことにより、今後、条例改正の検討を行う。
「千葉県環境保全条例」で揚水規制している他、同条例の規制対象外である小規模な揚水施設については、「習志野市環境保全条例」で揚水機の定格出力が0.75kWを超える井戸に対し、ストレーナー位置を550m以深にする基準を設け、届出制としている。	地下水採取削減の法整備や指導及び天然ガスかん水の採取抑制指導などを行い、地盤沈下は沈静化しています。
地下水水質調査と併せて、毎年、水位の観測を行っており、これは地下水の汚染区域の状況を把握するためのものであるが、地盤沈下についての参考データにもなるものである。	地下水水質調査と併せて、毎年、水位の観測を行い、地下水の汚染区域の状況を把握及び地盤沈下の参考とするため、引き続き、取り組む。
千葉県が地盤沈下調査として、年1回実施している。千葉県の事業ではあるが、資料として、毎年、習志野市環境基本計画年次報告書に掲載している。	引き続き、毎年、習志野市環境基本計画年次報告書に掲載する。

施策の方向	施策の内容	項目
④騒音・振動・悪臭の抑制	環境騒音・振動の監視	道路環境などの騒音・振動測定による監視
	事業活動の騒音・振動・悪臭への規制	条例・関係法令の規制値遵守の指導
		特定建設作業の許可制の実施と指導
	移動発生源の騒音・振動への対応	道路環境などの騒音・振動測定の実施
	近隣生活公害への対応	苦情相談対応と防止に向けた啓発の推進
有害化学物質などの リスク回避	ダイオキシン類の調査	大気・水質及び底質・土壌の調査実施
		情報提供
	そのほか有害化学物質への対応 (PCB、アスベスト等)	PCB 廃棄物の適正保管と処理
		アスベストの対応

これまでの取り組み（令和5(2023)年度）	今後の課題・展開について
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による権限移譲により、平成24(2012)年度から自動車騒音常時監視業務(面的評価)を実施している。市域にある幹線道路(国道、県道、4車線以上の市道)が対象で、5年ローテーションで評価している。 また、騒音規制法第21条の2及び振動規制法第19条の規定に基づき、毎年、市内の幹線道路に面する地域及び一般地域の騒音・振動の測定を実施している。	近年の生活様式及び社会活動の変化により、環境問題も産業型から都市・生活型へ変化してきており、騒音の原因は、宅地開発などで道路が整備されたことによる自動車音によるところが大きい。防止対策として、車両本体の騒音規制、道路構造の改善、交通規制及び発生源対策など、国や県レベルの対応が課題である。 また、振動については、道路管理者への路面改修などの対応が必要となる。騒音・振動いずれも、要請限度を超えている場合は道路管理者に改善を要請する。 市内幹線道路の騒音・振動状況把握のため、引き続き、調査を継続する。
「習志野市環境保全条例」に基づき、騒音・振動の発生源となりうる施設設置者にあらかじめ許可(認可)を受けさせるとともに、設置後も規制基準を守るよう指導に取り組んでいる。また、規制基準を超える公害を発生させているとき等に、当該工場などの設置者などに改善命令及び指導を実施している。	引き続き、規制基準を遵守させるため、許可及び指導を行う。
「習志野市環境保全条例」に基づき、騒音・振動などを伴う作業については「特定建設作業」とし、許可制としている。また、許可申請時において、作業に伴う騒音・振動などの軽減について、指導を実施している。	引き続き、生活環境が著しく損なわれることが無い様、指導を行う。
市内道路における騒音・振動の状況を把握するため、国道14号、京葉道路及び高速湾岸道路など、道路に面する地域の調査を経年的に実施している。また、毎年、市内幹線道路における自動車交通量を調査し、交通公害対策の基礎資料としている。	引き続き、同様に取り組む。 道路管理者など、関係機関との情報共有が必要となる。
「公害紛争処理法」に基づき、公害苦情に対する相談受付、現地調査、測定、発生源究明、発生源指導及び助言などを行っている。	引き続き、同様に取り組む。
「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定により、千葉県が策定した「ダイオキシン類常時監視計画」に基づき、大気、水質及び土壌の環境調査を実施している。	引き続き、同様に取り組む。
習志野市環境基本計画年次報告書にて、調査結果の公表をした。	引き続き、習志野市環境基本計画年次報告書にて、調査結果の公表をする。
本市の高濃度 PCB 廃棄物の処分は、令和4(2022)年度に完了した。各施設で使用及び保管していた低濃度 PCB 廃棄物については、令和8(2026)年度末までに処分するよう周知を図った。	低濃度 PCB 廃棄物については、令和8(2026)年度までの処分期限となっていることから、引き続き、周知を図る。
アスベスト使用建築物の解体については千葉県の所管となることから、関係機関への届出を行うようポスター等により周知を図った。	引き続き、周知を図る。

施策の方向	施策の内容	項目
⑥都市環境の美化と保全	きれいなまちづくりの推進	「まちをきれいにする行動計画」の実施と周知
		環境美化推進員との連携
		マナーやモラル向上のための啓発の推進
		ごみ集積所利用者による集積所の維持管理
		花いっぱい事業の推進
	空地などの適正管理	空地などの適正管理
	屋外広告物の良好な景観を形成	屋外広告物の良好な景観を形成

これまでの取り組み（令和 5(2023)年度）	今後の課題・展開について
習志野市をきれいにする会において、年間計画の周知及び実施結果の報告を実施した。	引き続き、年間計画の周知及び実施結果の報告を実施する。
「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例」に基づき、清潔できれいなまちづくりを推進するため、各町会などに環境美化推進員を設置した。	環境美化推進員講習会を実施し、本市からの依頼事項を町会・自治会への周知を図るとともに、町会・自治会内の要望を市に伝達するといった推進員の役割を再認識していただき、地域との連携による清潔できれいなまちづくりを推進する。
市内の各駅において、歩きタバコ・ポイ捨て防止駅周辺街頭キャンペーン及び近隣 16 市喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同キャンペーンを実施している他、啓発用路面シート及び看板などを設置した。（16 市合同キャンペーンは、令和 5(2023)年度未実施）	引き続き、歩きタバコ・ポイ捨て防止駅周辺街頭キャンペーンを実施するとともに、駅周辺におけるポイ捨てや喫煙対策についての取り組みを行う。
廃棄物の排出抑制や適正処理及び再資源化推進のため、「習志野市ごみ集積所の設置等に関する取扱要綱」に基づき、ごみ集積所の設置、管理及び利用について指導などを行っている。	ごみ集積所に排出されたごみを収集する現行のステーション方式について、課題解決に向けた検討を進めるため、戸別方式を導入している他市を参考として、調査、研究を進め、ステーション方式、戸別方式、それぞれのメリット・デメリットを総合的に勘案し、本市に適したごみ収集のあり方について検討する。
まちづくり会議単位で実施している花いっぱい事業に対して、花苗や種子の配布などの補助を行っている。	全 16 団体のまちづくり会議による花壇づくりを推進する。
「習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づき、空地の土地所有者などに対し、適正管理について指導などを行っている。	引き続き、「習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づき、空地の土地所有者などに対し、適正管理について指導などを行う。
「屋外広告物法」、「千葉県屋外広告物条例」及び「習志野市屋外広告物の取扱いに関する規則」に基づき、申請による許可事務を行っている。 また、屋外広告物設置の更新時に違法看板について、是正を行った。	屋外広告物の設置は申請により許可するものであり、未許可の屋外広告物への対策強化が課題である。

横断的目標 自然環境のために自ら行動する人々のまち(持続可能な社会の創造)

施策の方向	施策の内容	項目
①市民の環境学習の普及	人材の育成と活用	谷津干潟自然観察センターのボランティア活動の推進
		公民館などでの講座の実施
		環境学習の機会の提供
	活動の場の形成	谷津干潟自然観察センターの活用
		環境保全活動団体への支援
	環境学習拠点の活用	芝園清掃工場・リサイクルプラザの活用
		谷津干潟自然観察センターの活用
		公民館などでの講座の実施
	情報の提供・発信	環境基本計画年次報告書の発行
		環境月間行事やその他環境行事の実施
		自然観察会の実施
		名木百選事業の推進
		地域情報ポータルサイトや市民協働インフォメーションルームの活用

これまでの取り組み（令和5(2023)年度）	今後の課題・展開について
施設運営ボランティアとしての登録制度を設け、来館者への観察指導案内、展示物教材作成及び行事の応援などを実施している。また、ボランティア活動を始めるための基礎知識や技術習得のための講座を年数回に分けて開催している。	谷津干潟自然観察センターと連携し、内容の充実及び利用促進を図る広報活動を実施する。
【社会教育課】習志野市民カレッジにおいて、SDGsの理解と達成に向け、身近な環境問題に関する内容の講義を継続している。座学のほか、市内施設見学（クリーンセンター、企業局）を実施した。谷津干潟での講義では、歴史や学術的な内容に加え、ボランティア体験を実施した。	卒業後も地域活動など通して、自主的に環境問題やその課題解決に向けて意識を持ち、知識と経験を得られるようカリキュラムをブラッシュアップする。
公民館講座で、環境に係る講座を実施した。 【中央公民館】子ども講座「カブトムシの幼虫を育てよう」「スズムシを育てよう!」、親子のふれあい講座「公園で見つけよう自然ふれあい遊び」、環境講座「子どもと大人のSDGs学習ゲーム～「Get The Point」でSDGsを考えよう」 【菊田公民館】子ども講座「SDGs缶バッジづくりとワークショップでエコライフとSDGsを考えよう」 【実花公民館】「花いっぱいボランティアくらぶ」、地域協働・文化活動「実稲に伝わる伝統のしめ飾り作り」 【袖ヶ浦公民館】子ども講座「紙すき体験～牛乳パックで紙を作ろう～」、植物観察「身近な草と木の観察講座」、しぜんくらぶ「カブトムシの幼虫を観察しよう」「カイコの幼虫に触れよう」「どんぐり工作をしよう」 【谷津公民館】2歳児親子「親子のふれあい講座」、子ども講座「明るく光るクリスマスツリーを作ろう」「段ボールおもしろ教室」「ペットボトルで浮き浮き水族館」「水の中にロケットを入れて飛ばしてみよう」 【新習志野公民館】親子自然体験講座「カブトムシを育てよう」「カイコのまゆから糸をとろう」「牛乳パックで紙すきをしよう」「どんぐり工作をしよう」、子ども講座「草木染に挑戦」	引き続き、事業計画において、環境に関する講座を開催予定である。
谷津干潟自然観察センター職員を講師として派遣している。 「干潟の生きもの観察」「ボランティア活動紹介」「野鳥観察」をテーマで実施している。	引き続き、同様に実施する。
ボランティア登録制度を設け、来館者対応、観察会及び行事などの応援にあたっている。市内全小学4年生の環境学習支援施設として活用している。	ボランティア活動のさらなる充実を図る。活動内容の企画検討を実施する。
環境保護団体などの依頼に応じ、公園など市の施設の利用料の減免を行っている。	引き続き、同様に取り組む。
市民・各団体の要望により、施設見学会の実施や会議室などリサイクル活動実施のための場所の提供を行った。	引き続き、同様に取り組む。
来館者対応、視察対応、学校など環境学習の受入れ、観察会、行事及び展示イベントなどを実施している。市内全小学4年生の環境学習支援施設として活用している。	入館者数増加の推進を図る。自主事業及びイベントの創意工夫をする。市内外の学校による環境学習施設としての受け入れを推進する。 環境学習を担う施設としての事業展開を図る。
公民館講座で、環境に係る講座を実施した。 【中央公民館】子ども講座「カブトムシの幼虫を育てよう」「スズムシを育てよう!」、親子のふれあい講座「公園で見つけよう自然ふれあい遊び」、環境講座「子どもと大人のSDGs学習ゲーム～「Get The Point」でSDGsを考えよう」 【菊田公民館】子ども講座「SDGs缶バッジづくりとワークショップでエコライフとSDGsを考えよう」 【実花公民館】「花いっぱいボランティアくらぶ」、地域協働・文化活動「実稲に伝わる伝統のしめ飾り作り」 【袖ヶ浦公民館】子ども講座「紙すき体験～牛乳パックで紙を作ろう～」、植物観察「身近な草と木の観察講座」、しぜんくらぶ「カブトムシの幼虫を観察しよう」「カイコの幼虫に触れよう」「どんぐり工作をしよう」 【谷津公民館】2歳児親子「親子のふれあい講座」、子ども講座「明るく光るクリスマスツリーを作ろう」「段ボールおもしろ教室」「ペットボトルで浮き浮き水族館」「水の中にロケットを入れて飛ばしてみよう」 【新習志野公民館】親子自然体験講座「カブトムシを育てよう」「カイコのまゆから糸をとろう」「牛乳パックで紙すきをしよう」「どんぐり工作をしよう」、子ども講座「草木染に挑戦」	引き続き、事業計画において、環境に関する講座を開催する。
統計年報としての役割に加え、習志野市環境基本条例第8条（環境の状況等の公表）の規定により、環境分野における諸計画の年次報告書として、毎年、発行している。	引き続き、毎年、発行する。
地球環境について考えることを目的に、6月に環境フェア、12月に地球温暖化防止パネル展を開催した。	引き続き、継続して実施する。
谷津干潟自然観察センターにて、年間を通じ土日・祝日にミニ観察会を開催した。	引き続き、谷津干潟を通じて自然に触れ合う環境学習の充実を図る。
令和5(2023)年度末現在65本を指定している。	枯損などによる樹木の伐採に伴う指定解除があるため、名木百選の追加及び今後のあり方などを検討する必要がある。
地域情報ポータルサイトを活用し、市民活動団体（市民協働インフォメーションルーム登録団体）の紹介及び情報発信を行った。	引き続き、地域情報ポータルサイトを活用し、市民活動団体の紹介及び情報発信を行う。

施策の方向	施策の内容	項目
②学校などにおける環境教育の支援	人材・プログラムの支援	体験学習プログラムの作成(年齢別など)
	教育活動の場の支援	市内全小学 4 年生を対象とした谷津干潟自然観察センター、芝園清掃工場における環境教育の支援
		鹿野山少年自然の家、富士吉田青年の家での自然体験学習
		各学校での地域花壇づくり等の取り組み
	教材・情報の支援	教材・情報の整理と提供
③環境学習への計画的な対応	環境学習の計画的な推進	環境学習の計画的な推進
	全国的・国際的な情報発信・交流	谷津干潟自然観察センターによる環境学習プログラムの提供
		ホームページ等を利用した積極的な情報発信

これまでの取り組み（令和5(2023)年度）	今後の課題・展開について
谷津干潟自然観察センターにおいて、ジュニアレンジャーの育成を継続して行っている他、各種イベントを通じて学習環境を提供している。	引き続き、谷津干潟自然観察センターでのジュニアレンジャー等の育成を支援する。
【環境政策課】谷津干潟自然観察センターを活用し、市内全小学4年生を対象とした環境教育を実施している。	引き続き、同様に取り組む。
【クリーン推進課】清掃工場及びリサイクルプラザの見学を受け入れ、市内全小学4年生を対象とした環境教育を支援した。	引き続き、施設の見学などを行い、市内全小学4年生を対象とした環境教育支援に取り組む。
【こども保育課】市立幼稚園・こども園5歳児は、鹿野山少年自然の家での日帰り自然体験活動を実施した。	3年間実施した中で、幼児の発達に合った自然体験ができたことから、引き続き、日帰りによる自然体験活動を実施する。
【指導課】小学校の鹿野山少年自然の家での自然体験学習については、コロナ禍以前に戻り、4～6年生が2泊3日で再開した。中学校の富士吉田方面の宿泊自然体験学習は、1泊2日もしくは2泊3日で実施した。富士吉田青年の家及び青少年センターは人数制限なしで使用している。	小学校の鹿野山少年自然の家での自然体験学習については、4～5年生は2泊3日、6年生は1泊2日で実施する。中学校の富士吉田方面の自然体験学習については、引き続き、1泊2日もしくは2泊3日で実施する。
【指導課、富士吉田青年の家】中学校の宿泊自然体験学習は、富士吉田方面を中心に、人数制限を解除して2泊3日で実施した。	【富士吉田青年の家】富士吉田青年の家では、公衆衛生上も安全に利用できる環境整備は整えているが、密を避ける観点より、学校側の判断で民間の広い施設を使用する方針へと転換しているため、生徒数の少ない中学校への利用促進を図る。
総合学習の時間に地域の方たちと一緒に花壇づくりに取り組んでいる学校がある。また、緑の募金運動を実施した学校などに花の種子の配布を行っている。	地域・学校ごとに状況が異なるため、一律的な実施が困難である。引き続き、種子の配布など、学校などの花壇づくりをサポートする。
環境フェアにて展示したパネルなどを、依頼に応じ貸し出している。	引き続き、依頼に応じ、貸し出す。
【環境政策課】小学校のカリキュラムに準じ、谷津干潟自然観察センターでの受け入れを行っている。	小学校のカリキュラムに加え、各校のニーズに可能な限り応えながら取り組む。
【指導課】社会科、理科及び総合的な学習の時間において、谷津干潟の保全、クリーンセンターの働き、リサイクルの仕組み、公害及び地球温暖化などについての学習を行っている。国語や道徳では、環境に関する題材の学習を行っている。	引き続き、環境に関するテーマをあらゆる教科を通して学習する。SDGsの目標と各教科の学習が関連付けられるよう、単元の内容を工夫したり、年間計画に位置付けたりする。
【富士吉田青年の家】富士山を教材とした主催事業5事業を実施し、施設周辺自然環境の特性を市民へ提供した。	引き続き、遠隔地かつ富士山麓に立地する施設周辺の自然環境の特性を市民へ提供できる事業展開を図る。
谷津干潟自然観察センターにて実施している。	引き続き、指定管理者において学習プログラムの提供を行う。
谷津干潟自然観察センターにより、ホームページ及びSNSを利用し、同センター及び谷津干潟の魅力のリアルタイムな情報発信に努めている。谷津干潟保全事業については、環境省がホームページに掲載している。	引き続き、ホームページなどで情報発信を行う。

施策の方向	施策の内容	項目
④市民との協働の推進	ごみや生活排水に対する 取り組み	習志野市をきれいにする会の活動への支援、ごみゼロ運動の実施
		有価物回収運動の推進
		情報提供と啓発
	自然環境の保全・活用の 取り組み	谷津干潟の日の開催
		谷津干潟自然観察センターボランティア事業の推進
		環境保全活動団体への支援
	公園・緑地などの整備・運営・ 活用の取り組み	町会やこども会による公園管理の実施
		ハミングロード再生実施プランの推進
		住民参加型の公園づくりの推進
⑤事業者との協働の推進	事業活動における環境・地域への 配慮	環境保全条例による監視と規制
		ごみゼロ運動の実施
		中小企業資金融資事業
	人材・知識などに関する協力	人材・知識などに関する協力
	活動の場・資金などに関する協力	市民農園整備事業の推進
	情報交換・交流	情報交換・交流
⑥大学との協働の推進	人材・知識などに関する協力	大学の人材・知識を生かした地域課題への取り組み
	活動の場などに関する協力	活動の場などに関する協力
	情報交換・交流	学生に向けたインターンシップ制度の検討

これまでの取り組み（令和 5(2023)年度）	今後の課題・展開について
毎年、5月30日（ごみゼロの日）に近い日曜日に市内一斉のごみゼロ運動を実施している。令和 5(2023)年度は5月28日（日）に実施した。	現在、参加者の多くが高齢者のため、今後は若年層に対して参加を呼び掛けるなどの工夫が必要である。
有価物回収運動奨励事業により、登録団体への奨励金と回収業者への補助を実施し、リサイクル活動を推進した。	本市が収集する資源物と登録団体が回収する有価物とのすみ分けが課題であり、整理を進めている。
広報紙、ホームページ及び広報用テレビモニターによる情報発信及び「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布などにおいて、情報提供と啓発を図った。	引き続き、各種広報媒体において、情報提供と啓発を図る。
運営委員会組織により、6月1日～30日を谷津干潟の日月間とし、セレモニー、マイクロプラスチックを使った工作、清掃イベント、環境ウォーク及び電子スタンプラリー等のイベントを実施した。	谷津干潟の日設置趣旨に沿った事業の展開（セレモニーの開催方法など）を検討する。指定管理者を事務局とした運営委員会による自主的な事業運営を行う。
ぶらっと観察会やプランクトン観察コーナー等、ボランティアが運営するイベントを実施した。	引き続き、同様に取り組む。
環境保護団体などの依頼に応じ、公園など本市の施設利用料の減免を行っている。	引き続き、同様に取り組む。
令和 5(2023)年度末現在、本市で管理する公園は230カ所あり、その内81カ所の公園について、町会やこども会などの64団体に清掃などの公園管理委託をしている。	公園により状況の差が大きい。団体の高齢化などにより活動を休止する事例がみられる。
歩道面の改修、公園灯の補修、健康遊具の補修及び大きくなった樹木の剪定などを実施した。	引き続き、ハミングロードの再整備を進める。
ハミングロード再生実施プランの策定にあたり、市民参加によるワークショップ方式での検討を実施した。	今後、新たに公園を整備する際は、積極的に取り入れるよう検討する。
公害の発生を未然に防止し、市民の健康と安全を図るため昭和45(1970)年に「習志野市公害防止条例」を制定して以来、環境を取り巻く状況の変化に対応するための改正を重ね、現在の「習志野市環境保全条例」に至っている。 同条例により、大気、水質、騒音、振動及び悪臭などの公害について、監視と規制を事業者などに対して指導している。	「習志野市環境保全条例」により、大気、水質、騒音、振動、悪臭などの公害について、監視と規制を事業者などに対して指導を引き続き、取り組む。
一部の事業所は、ごみゼロ運動に参加している。また、学生にも参加を促し、ごみゼロ運動を実施した。	今後、事業所へのごみゼロ運動を更に推進すべく、ホームページなどで啓発を図る。
本市の中小企業資金融資制度は、環境対策を資金用途とする場合も融資対象としている。	引き続き、事業を実施する。
イオンと協働で環境フェアを開催した。	引き続き、同様に開催する。また、他の企業との協働をどうしていくかについて課題がある。
【農地所有者開設型】 令和 5(2023)年度末 5 農園 【市営】 令和 5(2023)年度末 3 農園 【農作業体験型】 令和 5(2023)年度末 1 農園	農地所有者開設型市民農園について、周知を図る。
現在、情報交換や交流について実施できていない。	今後、情報交換や交流の手法について検討する。
令和 3(2021)年度に東邦大学と連携し、地球温暖化防止パネル展などを通じ、フードロス問題の普及啓発を行ったが、令和 4(2022)年度以降は実施できていない。	様々な形で連携できるように検討する。
活動の場などに関する協力はできていない。	大学生の活動・研究の場などを検討する。
谷津干潟自然観察センターにて、市内2大学、市外2大学の受け入れを行った。	引き続き、継続する。

3.2. 習志野市の地球温暖化対策

日々深刻化する地球温暖化を防止するため、市民・事業者・市が一体となった地域レベルの行動をより一層強化することが不可欠であり、地域に根ざした取り組みを着実に実行していくことが重要です。本市では、地球温暖化対策の施策を総合的かつ計画的に進めていくことを目的として、平成 21(2009)年 6 月に平成 24(2012)年度を目標年度とする「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。市民、事業者の二酸化炭素排出量を平成 17(2005)年度(以下、「基準年度」という。)と比べて、それぞれ、家庭 1 世帯あたり 10%削減、事業所などの床面積 1 m²あたり 10%削減することを目指しました。しかし、本計画の取り組みを実行していくにあたり、市域の温室効果ガス※12の排出量が推計値であり、市民が努力した純粋な結果が得られないという問題がありました。そのため、掲載内容をより「取り組み」に特化した、市民や事業者の省エネルギー活動の手引きとなる「習志野市地球温暖化対策ガイドライン」(以下、「地球温暖化対策ガイドライン」という。)を新たに平成 31(2019)年 4 月に策定しました。現在は、市庁舎や環境イベントの会場などで地球温暖化対策ガイドラインの配布を行い、市民への普及啓発に努めています。

平成 27(2015)年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、令和 2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。この「パリ協定」では、「世界全体の平均気温上昇を 2℃より十分下方に保持するとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界全体の目標としています。また、今世紀後半に、人為的な温室効果ガスの排出量を、生態系が吸収できる範囲に抑えること等が合意されました。その後、平成 30(2018)年の COP24 ではパリ協定の具体的な実施指針(ルールブック)が採択されました。令和 3(2021)年の COP26 では、世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑えるという目標が明記され、令和 12(2030)年に向けて迅速な気候変動対策に取り組む必要があるとされました。このように、世界が脱炭素の流れを加速させているため、我が国においても、令和 2(2020)年 10 月に「令和 32(2050)年温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラルと脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言し、令和 3(2021)年 4 月には、「令和 12(2030)年度に、温室効果ガスを平成 25(2013)年から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことが発表されました。本市でも、令和 4(2022)年 6 月 7 日、令和 32(2050)年ゼロカーボンシティへ挑戦する「ゼロカーボンシティ習志野」を表明しました。



ゼロカーボンシティ習志野

近年、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加により、地球温暖化が進行しています。地球温暖化による気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、我が国においても甚大な豪雨・台風災害や猛暑が頻発するようになり、地球温暖化によるリスクが高まっています。

地球温暖化対策として、温室効果ガスを削減することは、世界規模の課題であります。

国においては、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラルと脱炭素社会の実現」が宣言され、脱炭素社会の実現に向けて大きく舵が切られました。

本市は、これまで本市ができる対策を進めるとともに、市、市民、事業者それぞれが行動に移すことを焦点に取り組みを進めてきました。

本市では、今年度「習志野市地球温暖化対策実行計画」の改定及び「習志野市 SDGs戦略」を策定し、率先して温室効果ガス排出抑制への行動を起こし、市、市民、事業者が共に2050年温室効果ガス排出実質ゼロに挑戦することを表明します。

令和 4 年 6 月 7 日

習志野市長

宮本泰介

※12 温室効果ガス 二酸化炭素やメタン(CH₄)等、地表から放射された赤外線の一部を吸収し、地球外へ熱の放出を抑制する気体の総称です。大気中の温室効果ガス濃度が急激に増加し、地表の熱の放出量が減ったことが地球温暖化の主な原因とされています。

(1) 市民(家庭)における二酸化炭素排出量削減状況

令和3(2021)年度の市民(家庭)における排出量は、31万8千トンで、前年度より1万1千トン減少しました。基準年度比では、2.2%(7千トン)減少しました。

前年度より減少した主な要因は、自動車の燃料消費量の減少が挙げられます。基準年度より減少した要因としては、自動車に起因する排出量が減少したこと及び廃棄物に起因する排出量が減少したことが挙げられます。しかしながら、家庭部門における電力消費量が15%増加したことや本市の世帯数が基準年度比27%増となっていることから、電力消費量増加の背景には世帯数の増加があると考えられます。市民生活(家庭部門)は電力使用の割合が大きいため、電力使用量の増加は目標達成に大きな影響を及ぼしています。

表 3.2.1 市民(家庭)における二酸化炭素排出量削減状況

年度	平成17 (2005)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和3(2021)	
項目	基準年度	実数	実数	実数	実数	実数	実数	平成17(2005)年度比 増減量	増減率(%)
排出量(千t-CO ₂)	325	392	393	350	335	329	318	-7	-2.2%
世帯数(世帯)	64,803	75,853	77,539	78,529	79,764	80,773	82,397		
世帯あたりの排出量 (t-CO ₂ /世帯)	5.02	5.17	5.07	4.46	4.20	4.07	3.86	-1.16	-23.1%

(2) 事業者における二酸化炭素排出量削減状況

令和3(2021)年度の事業者における二酸化炭素排出量は、49万5千トンで、前年度より18千トン増加しました。基準年度比では、6.5%(3万5千トン)減少しました。床面積あたりの二酸化炭素排出量では、基準年度比で34.6%減少しました。

主な要因として、運輸部門(自動車)、廃棄物部門(事業系)からの排出量の減少が挙げられます。運輸部門(自動車)は、燃料消費量の減少、廃棄物部門(事業系)は、事業系の燃えるごみ排出量の減少が影響したものと考えられます。

表 3.2.2 事業者(産業+業務+運輸+廃棄物)区分における二酸化炭素排出量削減状況

年度	平成17 (2005)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和3(2021)	
項目	基準年度	実数	実数	実数	実数	実数	実数	平成17(2005)年度比 増減量	増減率(%)
排出量(千t-CO ₂)	530	614	655	510	480	477	495	-35	-6.5%
床面積(千㎡)	1,867	2,454	2,548	2,501	2,577	2,694	2,670		
床面積あたりの排出量 (t-CO ₂ /㎡)	0.28	0.25	0.26	0.20	0.19	0.18	0.19	-0.10	-34.6%

3.3. 習志野市地球温暖化対策実行計画

平成10(1998)年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定、平成17(2005)年4月に「京都議定書^{※13}目標達成計画」が策定されました。「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条では、市町村はその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を策定することと明示され、本市でも、平成11(1999)年から第1次実行計画である「習志野市エコオフィスプラン」、平成16(2004)年からは第2次実行計画である「習志野市地球温暖化防止率先行動計画」、平成21(2009)年10月からは第3次実行計画である「習志野市地球温暖化防止実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減に努めてきました。

平成31(2019)年4月には、令和12(2030)年度までを計画期間とする第4次実行計画の「習志野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、全庁的な温室効果ガスの削減に取り組んでいます。本計画は、計画期間が12年間と長期にわたるため、4年ごとに第1期、第2期、第3期と位置づけ、中間見直しを行うこととしています。

本計画における温室効果ガスの削減目標は、第1期(令和元(2019)年度～令和4(2022)年度)では、温室効果ガス総排出量を基準年度(平成29(2017)年度)に比べて12%削減することを目標に掲げていましたが、第2期では、国の削減目標と同水準の目標を設定することとし、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量については基準年度に比べ51%削減、非エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量については基準年度に比べ14%削減することを目標として定めました。

令和5(2023)年度の温室効果ガス総排出量は、50,697トンでした。基準年度と比べると7,564トンの減少となっています。主な要因として、ごみに含まれるプラスチックごみの減少や芝園清掃工場で使用しているコークス^{※14}の減少が考えられます。

表 3.3.1 習志野市地球温暖化対策実行計画における目標及び結果

年度	基準年度 平成 29 (2017)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	目標 令和 12 (2030)
温室効果ガス総排出量 (t-CO2)	58,261	54,188	57,954	58,453	60,302	50,697	40,779
基準年からの温室効果 ガス総削減量(t-CO2)	-	▲4,073	▲307	192	2,041	▲7,564	▲17,482

※令和5(2023)年10月に基準値及び実績値を修正しております。

※13 京都議定書 大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを目的として、第1約束期間(平成20(2008)年～平成24(2012)年)の間に、先進国などに対して温室効果ガスを一定数値(日本は6%)以上削減することを義務付けた議定書で、平成17(2005)年2月に発効しました。

※14 コークス 石炭を蒸し焼きにする乾留工程により、炭素部分だけを残した燃料のことです。燃焼時の発熱量が元の原料の石炭より高くなり、高温を得ることができることから、鉄鋼業などを中心に重要な燃料となっています。

(1) 習志野市地球温暖化対策検討会

習志野市地球温暖化対策実行計画などの推進に当たり、取組項目や計画の進行管理を協議・検討するために、習志野市地球温暖化対策検討委員会（庁内組織）を設置しています。

表 3.3.2 習志野市地球温暖化対策検討会の開催状況

	日付	主な議題
第1回	10月6日	公共施設のLED化について、オンサイトPPA事業の見直しについて
第2回	2月13日	「習志野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定方針などについて 「習志野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の進捗状況について

3.4. 習志野市一般廃棄物処理基本計画

3.4.1. ごみ処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するもので、本市の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本的事項について定めるものです。

国では、形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた規制（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法）など様々な法の整備を行ってきました。

また、食品ロスやプラスチックごみへの対応という新たな問題も挙げられており、国をあげての取り組みが必要となっています。

本市においては、平成 24（2012）年 5 月に令和 3（2021）年度を計画目標年度として「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の適正処理はもとより、3R（Reduce（ごみ減量）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化））の推進について取り組んできました。

しかしながら、社会経済情勢の変化や国・県における法制度や目標値の見直し等、本市を取り巻く清掃行政の状況が大きく変化し、また、現清掃工場は稼働開始から 19 年が経過し、老朽化が見られる中、清掃工場の更新を今後如何に取り組むかという問題もでてきました。

このようなことから、本市では、令和 4（2022）年 3 月に、改めて今後の清掃行政の方向性を示す「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

(1) 目標年度

令和 4（2022）年度を初年度とし、令和 8（2026）年度を中間目標年度、令和 13（2031）年度を計画目標年度としています。

(2) 基本理念

本市では、持続可能な循環型社会を構築し、市民・事業者・市が一体となって取り組むとともに、すべての主体がごみ処理に参加し、それぞれの役割を果たし、環境負荷のできる限り少ないごみ処理体系の実現を目指します。

持続可能な清掃行政をめざす 10 年計画

(3) 基本方針

基本方針1：環境負荷の少ない循環型社会の構築

2R 施策を拡充し、ごみを減らし、環境負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

基本方針2：適正処理の推進

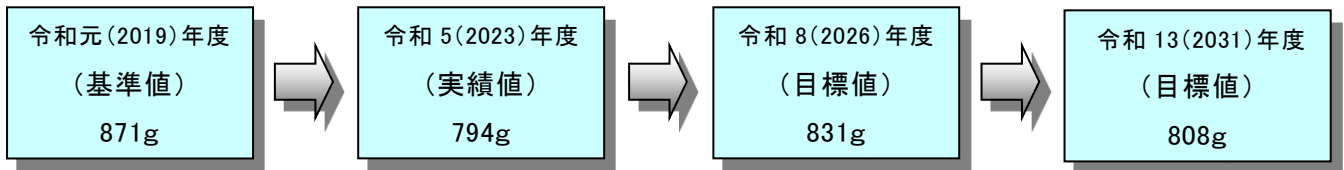
廃棄物の安全・安定的な適正処理体制の更なる推進を図ります。

基本方針3：ごみ処理に対する受益者負担の制度導入

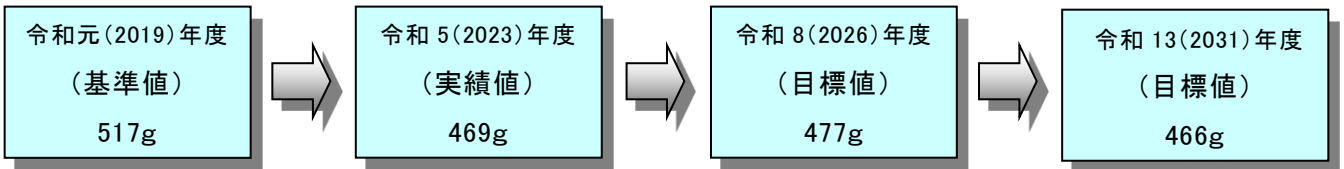
一般廃棄物処理に関して、排出量に応じた処理経費負担の公平化を、あらゆる角度から検証し、適正負担を求めます。

(4) 数値目標・実績

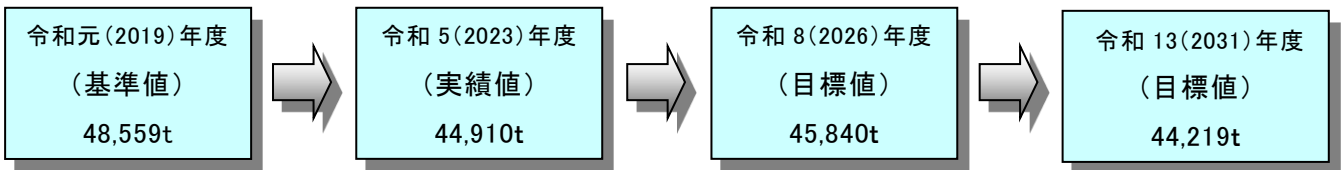
① 1人1日あたりのごみの総排出量 ※年間総排出量(家庭系ごみ+事業系ごみ+有価物団体回収量)÷常住人口



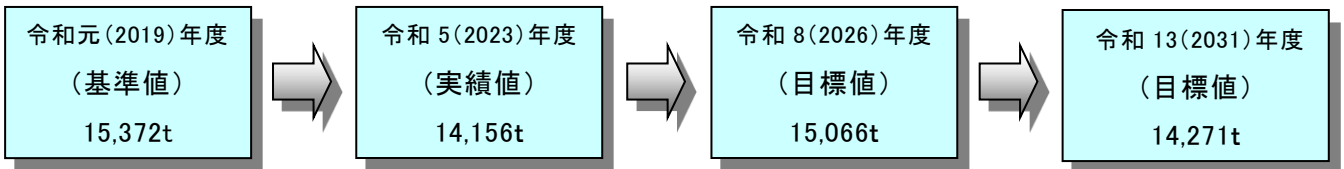
② 1人1日あたりの家庭系ごみ総排出量(資源除く。)



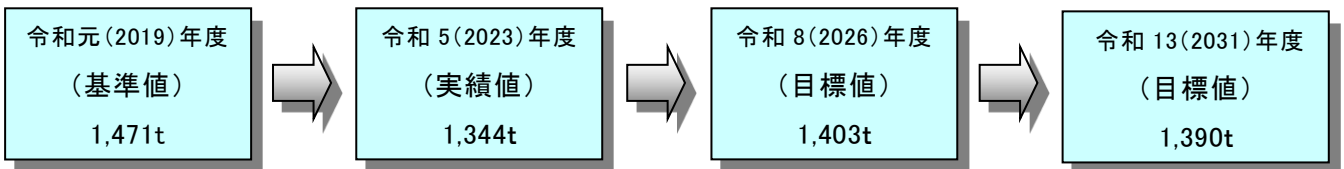
③ 焼却(溶融)処理量 ※燃えるごみ+リサイクルプラザ処理残渣量



④ 事業系ごみ排出量



⑤ 最終処分量



(5)進捗状況

令和 5(2023)年度における進捗状況は、基本方針ごとに次のとおりです。

[評価判定]

○:施策を実施したもの

△:施策を実施中のもの、検討中のもの、拡充が必要なもの

×:見直しが必要なもの、事業を実施しなかったもの

表 3.4.1 ごみ処理基本計画の実施状況

1.環境負荷の少ない循環型社会の構築

施 策	令和 5(2023)年度の取り組み	実施状況
①啓発、情報提供の充実	広報紙・ホームページによる情報発信に加え、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布を実施した。 清掃工場の施設見学を通じ、子どもだけでなく大人への環境教育の取り組みを実施した。	○
②市民の発生抑制行動への支援の充実	イベントや工場見学参加者へエコグッズを配布した。 資源物の回収促進のため有価物回収団体へ奨励金を交付した。	△
③子どもに対する環境学習の充実	市内の小学 4 年生時における清掃工場の施設見学を通じ、ごみや資源物の処理状況を実際に見て感じてもらいながら、環境教育の取り組みを実施した。	○
④ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討	資源物として排出されず燃えるごみとして排出されている雑がみの回収率向上のため、雑がみ保管袋の配布や雑がみ 50 音分類表による周知・啓発などにより利用を促進した。	○
⑤事業者に対する環境に配慮した事業活動への支援	大型店、スーパー等の多量排出事業者について、減量化・資源化計画書を提出させることにより、計画的なりサイクルへの取り組みを推進した他、事業所に対する現地調査を行い適切な分別・処理がなされているか確認・指導した。	○

2.適正処理の推進

施 策	令和 5(2023)年度の取り組み	実施状況
①収集運搬体制の充実	高齢化社会などに対応するため、ごみの分別・排出困難者に配慮した戸口収集運搬事業を実施した。 ペットボトルについて、専用ネット袋収集を実施した。	○
②循環型社会の構築に適した中間処理計画の推進	清掃工場の更新に向け、新清掃工場建設など検討業務を実施した。	○
③最終処分用地の安定的な確保	最終処分量をさらに削減するため、溶融飛灰の資源化の可能性を検討した。	△
④災害時のごみ処理対策	令和 2(2020)年 1 月に策定した「習志野市災害廃棄物処理計画」の内容を検証し、平時の取り組みについて検討した。	△

3.ごみ処理に対する受益者負担制度の導入

施 策	令和 5(2023)年度の取り組み	実施状況
①受益者負担制度の構築	ごみ量や費用面の推計など、本市に相応しい受益者負担制度について調査・検討を進めるとともに、プラスチックの資源化を踏まえ、専門的な知見を有する事業者によるデータ分析や費用対効果推計などの検証を開始するための準備を進めた。	△
②受益者負担制度の検証・評価・見直し	制度構築に向け、他市の事例などの調査を実施した。	△
③事業系ごみの対策	事業系ごみの処理手数料についても家庭系ごみと均衡を図るため、検討を実施した。	△

3.4.2. 生活排水処理基本計画

(1) 基本方針

基本方針1 公共下水道を中心とした生活排水処理の促進

公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面整備の推進と未接続住宅に対する指導をよりいっそう促進し、公共下水道への接続率の向上を図ります。

基本方針2 将来の処理量を見据えたし尿処理

し尿・浄化槽汚泥の処理量は、年々、減少してきたため、処理施設を廃止し、現在、処理を外部委託しています。今後も、し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理できるよう努めていきます。

(2) し尿処理施設の将来計画

本市では、公共下水道の普及により減少傾向にあるし尿及び浄化槽汚泥の処理について、いくつかのケースを検討し、今後の方向性や考え方をまとめた「習志野市し尿処理施設将来計画」を平成25(2013)年3月に策定しました。本計画に基づき、し尿・浄化槽汚泥処理については、周辺自治体へ平成27(2015)年4月1日から処理を委託しています。

3.4.3. 推進体制と進行管理

平成30(2018)年6月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けて、国民、NGO/NPO、大学、事業者、地方公共団体のそれぞれに期待される役割を掲げており、互いに協働体制を築くことが望まれています。

また、本計画を効率的に運用し、実効性のあるものにするため、PDCAサイクルを導入し、1年サイクルと5年サイクルによる進行管理を行っています。

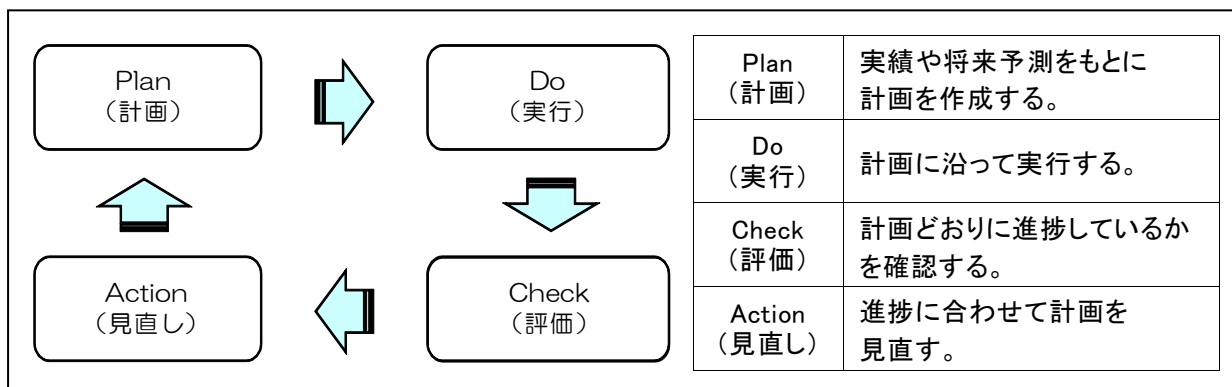


図 3.4.1 PDCA サイクルの概念

3.4.4. 災害廃棄物処理

(1) 基本方針

災害時の基本方針については、「災害対策基本法」第 42 条に基づき作成した「習志野市地域防災計画」において定めています。

また、上記計画を補完し、災害廃棄物の処理に係る対応について、令和 2(2020)年 1 月に策定(令和 4(2022)年 3 月一部改訂)した「習志野市災害廃棄物処理計画」に定め、その基本方針を示しています。

(2) 取り組み

大規模地震などの災害時では、多量のがれきや被災した家具などの他、避難所などからのごみ・し尿が発生することに加えて、通常の家庭ごみについても交通の途絶などに伴い、平常時の収集・処理を行うことが困難であることから、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

そのため、「習志野市災害廃棄物処理計画」を策定し、平常時の災害予防対策と発災時状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物などの適正かつ円滑な処理の実施を目指しています。

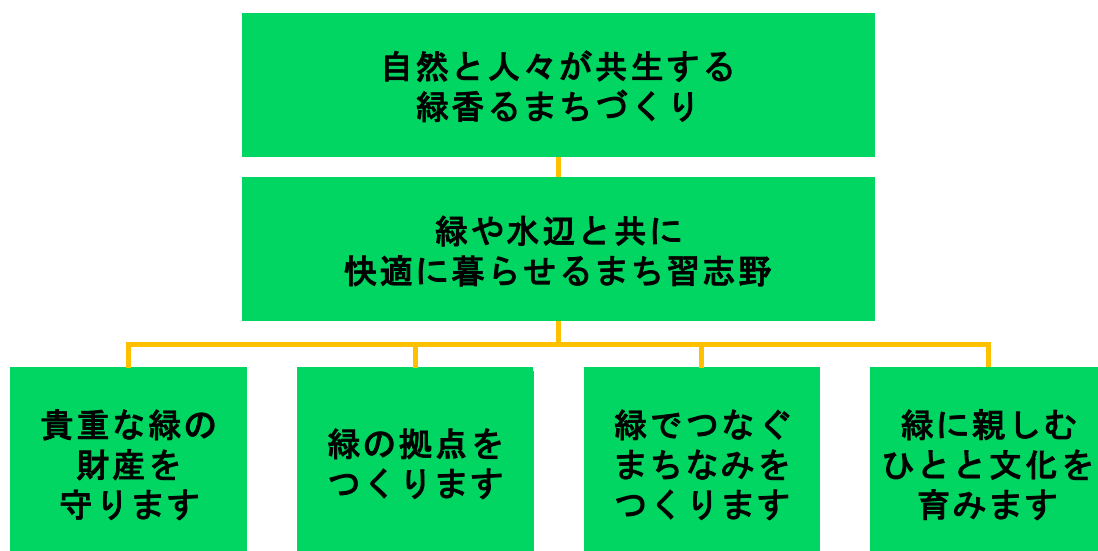
3.5. 習志野市緑の基本計画

「習志野市緑の基本計画」（以下、「緑の基本計画」という。）は、都市緑地法第4条「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に基づき、平成19（2007）年3月に策定しました。

その後、地球温暖化問題の顕在化、少子高齢化の進行、東日本大震災などを踏まえ平成27（2015）年3月に改訂を行い、令和5（2023）年1月に都市緑地法の改正などを受けて再改訂を行いました。

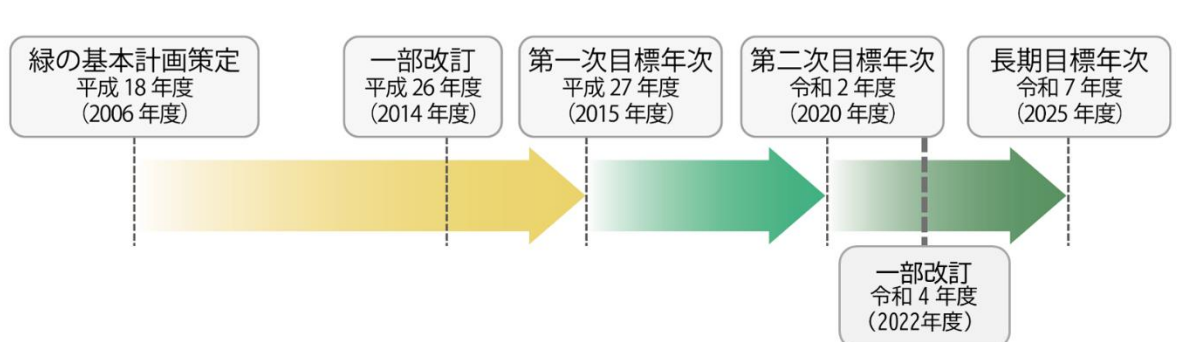
(1) テーマ～緑の将来像～基本方針

感じるものが少なくなりつつある木々の香り、草花の香り等、それぞれの香りを身近に感じる緑の創出に向けて、テーマと目指す将来像を定めています。また、テーマ及び将来像で示した緑のまちづくりを実現するため、4つの基本方針を定めています。



(2) 目標年次

平成18（2006）年度から令和7（2025）年度までを計画期間としています。長期的な計画であるため、期間の途中に目標を設定し、実施状況の確認や見直しを行います。



(3)進捗状況

令和5(2023)年度における進捗状況は、基本方針ごとに次のとおりです。

[評価判定]
 ◎:目標達成
 ○:施策実施中
 △:検討中
 ×:未検討又は見直し必要

表 3.5.1 緑の基本計画の進捗状況

1.貴重な緑の財産を守ります

施策の推進方向	施策の展開	実施状況
①干潟や海辺の保全と活用	干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	○
	干潟に親しむ機会の推進	○
	ウォーターフロントの創出	△
	湿地を有する国内外の自治体との交流	○
②優れた自然環境の保全と活用	特別緑地保全地区の指定検討	△
	自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大	○
	身近な水辺の保全	△
	里山の保全と里山に親しむ機会の推進	△
	樹木医による樹木診断事業	○
③習志野らしい歴史・文化的環境の保全	文化財の指定継続と活用	○
	社寺林の保全	○
	ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用	○
④農地の保全と活用	生産緑地地区の保全	○
	農用地区域の保全	○
	市民農園の拡充	○
	未利用農地の活用	△

2.緑の拠点をつくります

施策の推進方向	施策の展開	実施状況
①都市公園の整備	住区基幹公園の整備	○
	市民の様々な利用に向けた公園の整備	△
	借地公園の導入検討	△
	立体都市公園制度の活用	△
	総合公園の整備	△
	風致公園の整備	△
	都市緑地の整備	△
②緑のネットワークの構築	ハミングロードの再整備	△
	香りの道づくり	△
	緑道の整備	○
	街路樹再整備(道路緑化技術基準の改定に伴う見直し)	○
③公共施設緑地の整備	公共施設緑地の整備	○
④防災に役立つ緑の整備	防災公園の整備	○
	公園緑地・河川等の防災機能の向上	○
	幹線道路の緑化	○
⑤公園の運営・管理	既存の公園緑地の魅力アップと利用促進	○
	省エネルギー対策	○
	公園・緑地・緑道・街路樹等樹木管理指針の導入	○
	指定管理者制度の導入検討	○
	公園台帳等の整備	○
	公園施設の保守プラン検討	○

3.緑でつなぐまちなみをつくります

施策の推進方向	施策の展開	実施状況
①公共公益施設の緑化	公共公益施設の緑化	○
	道路の緑化	○
	鉄道施設の緑化	△
②住宅地の緑化	緑地協定制度の活用	△
	地区計画制度の活用	○
	緑化計画制度の検討	△
	花と緑のまちなみ登録制度の検討	△
	住宅開発時の緑化指導	○
	接道部の緑化や生垣化の推進	△
③工場・事業所等の緑化	工場・事業所の緑化推進	○
	緑化協定の締結推進と緑地の保全	△
	工場・事業所・大学の市民開放の促進	△
④商業地の緑化	花で彩られた魅力ある商店街づくり	△
	駐車場・駐輪場の緑化	△
	緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用	△

4.緑に親しむひとと文化を育みます

施策の推進方向	施策の展開	実施状況
①緑を支える市民活動の推進	緑の愛護会・自然保護団体の育成	△
	アダプト制度導入の検討	△
	「名木百選」の拡充と推進	△
	花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進	○
	オープン・ガーデンの普及	△
	習志野の緑を再発見する活動の展開	△
	「桜守」による品種桜日本一事業	△
②緑を支えるしくみづくり	緑の表彰制度の継続と活用	△
	緑と花の講習会の開催と相談員の育成	△
	プレイリーダーの育成	△
	緑のキャラクターづくり	△
	あじさい16万本計画	△
	「誕生の木」の配布	○
	アカシアの森計画	△
	植木まつり等イベントの開催	×
	シェードガーデン植物見本園	△
③緑の情報発信の充実	広報・パンフレット・映像等による情報発信	○
	緑と公園のホームページの充実	○
	緑のマップ・緑の副読本づくり	△
④緑と水の計画・調査・研究	緑の基本計画・実施計画の策定	△
	緑の現況調査の定期的実施	△
	美しい緑の景観づくりの検討	△
	公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	△
	緑と水のこども探検隊の設立検討	△
	教育機関との連携	△
	市民による緑と水の調査・研究	△

3.6. 習志野市生活環境保全計画

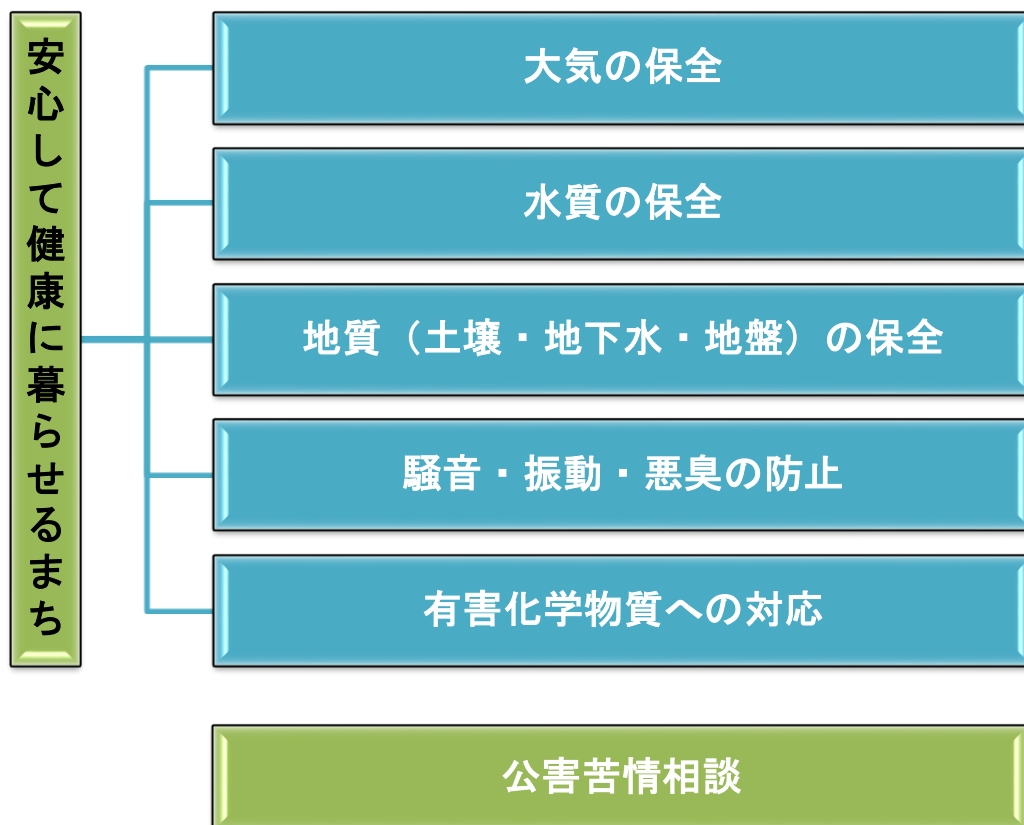
環境基本計画では、本市のまちづくりにおける環境面からの5つの環境目標を定めており、これらの実現に向けて、公害関連分野の分野別基本計画として、平成21(2009)年3月に「習志野市生活環境保全計画」(以下、「生活環境保全計画」という。)を策定しました。

生活環境保全計画は、平成21(2009)年度から令和2(2020)年度までの前計画から、現在の状況に対する見直しや国などの動向を踏まえ、新たに「安心して健康に暮らせるまち」を環境目標に掲げ、令和3(2021)年1月に策定しました。

(1) 計画の目的

生活環境保全計画は、対象を環境基本法第2条第3項に公害として定義されるもの(いわゆる典型7公害、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭)としており、これらを環境基本計画の基本方針にあわせ、①大気②水質③地質(土壌・地下水・地盤)④騒音・振動・悪臭⑤有害化学物質の5つに大別しました。市民の良好な生活環境を守るため、5つに大別した公害における本市の状況を捉え、現状に則した目標と施策を掲げ、環境目標を達成することを目的としています。

また、「公害苦情相談」については、法令や条例の規制基準^{※15}に定めがない相談が多く、話し合い等による適切な解決を図ることを目的としています。



※15 規制基準 工場や事業場などが遵守すべき公害の発生に係る許容限度のことです。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法及び振動規制法では規制基準といいます。

(2)進捗状況

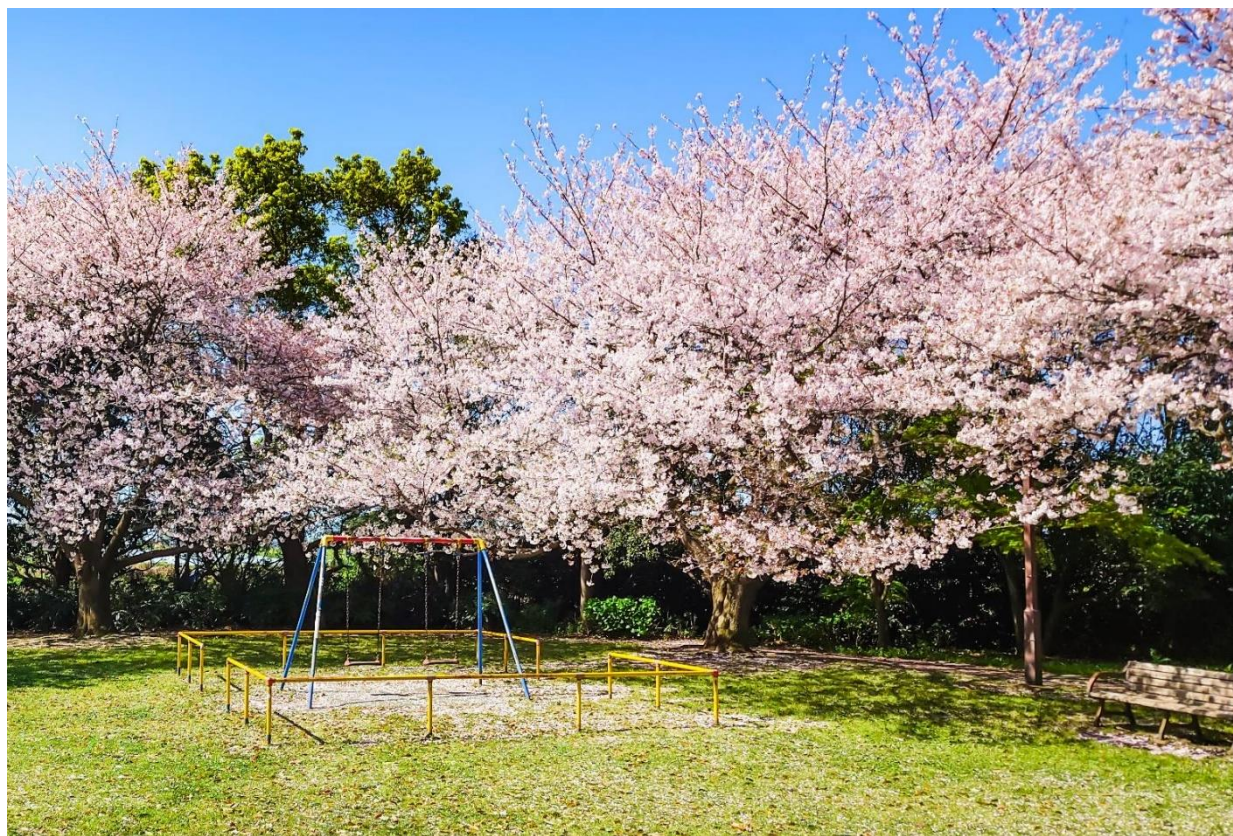
令和 5(2023)年度における進捗状況は、対象公害ごとに次のとおりです。詳細は、第 4 部 各章に掲載しています。

表 3.6.1 生活環境保全計画の目標達成状況

	監視項目		目標値	実施方法及び評価方法		目標の達成状況	達成率	参 照
大 気	二酸化硫黄		環境基準	一般局(2)常時監視 1日平均値の2%除外値		2/2	100%	第4部 第6章
	二酸化窒素		千葉県 環境目標	一般局(3)常時監視 1日平均値の98%値		3/3	100%	
				自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値		1/1	100%	
			環境基準	一般局(3)常時監視 1日平均値の98%値		3/3	100%	
				自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値		1/1	100%	
	光化学オキシダント		環境基準	一般局(1)常時監視 1時間値		0/1	0%	
	浮遊粒子状物質		環境基準	一般局(3)常時監視 1日平均値の2%除外値		3/3	100%	
				自排局(1)常時監視 1日平均値の2%除外値		1/1	100%	
微小粒子状物質		環境基準	一般局(1)常時監視 1日平均値の98%値		1/1	100%		
			自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値		1/1	100%		
水 質	河 川	健康項目 重金属等27項目	環境基準 (河川)	27項目×3地点 年4回 年間平均値(シアンは最高値)		78/81	96%	第4部 第7章
		生物化学的 酸素要求量 水素イオン 浮遊物質 溶存酸素量	環境基準 生活環境項目 河川E類型	・3地点 ・年4回	日間平均値の 年間75%値	3/3	100%	
					日間平均値	12/12	100%	
				日間平均値		12/12	100%	
				日間平均値		12/12	100%	
	汽水域	健康項目 重金属等25項目	環境基準	25項目×2地点 年1回 年間平均値		50/50	100%	
	海 域	化学的 酸素要求量	環境基準 生活環境項目 海域C類型	・1地点 ・年4回	日間平均値の 年間75%値	1/1	100%	
		水素イオン	年間平均値		3/4	75%		
		溶存酸素量		4/4	100%			
		全窒素	同生活環境項目 海域IV類型	年間平均値	1/1	100%		
		全リン		1/1	100%			
		全亜鉛	同生活環境項目 生物A類型	年間平均値	0/1	0%		
		ノニルフェノール		年間平均値	1/1	100%		
		LAS		年間平均値	1/1	100%		
地 質	地下 水	トリクロロ エチレン等	環境基準	107本・年1回		88/107	82%	第4部 第8章
		ほう素		14本・年1回		13/14	93%	
		ふっ素		9本・年1回		10/10	100%	
	地 盤	年間沈下量	年間沈降量が 2cm以下	12地点・年1回 千葉県水準点測量調査 R5年1月1日測定		12/12	100%	
騒 音・ 振 動	道路交通騒音		環境基準	昼間11地点・年1回 6時～22時の等価騒音レベル		10/12	83%	第4部 第9章
				夜間12地点・年1回 22時～6時の等価騒音レベル		9/12	75%	
				面的評価(2路線2地点の住戸)		2251/2438	92%	
	一般環境騒音		環境基準	昼間10地点・年1回		10/10	100%	
				夜間10地点・年1回		9/10	90%	
				22時～6時の等価騒音レベル				
	道路交通振動		55dB以下	昼間6地点・年1回		6/6	100%	
8時から19時の80%上端値				6/6	100%			
夜間6地点・年1回				6/6	100%			
物 有 質 害 な 化 学	ダイオキ シン類	大 気	環境基準	4地点・年2回 年間平均値		4/4	100%	第4部 第10章
		水 質	環境基準	3地点・年2回 年間平均値		3/3	100%	
		水底の底質	環境基準	3地点・年1回		3/3	100%	
		土 壌	環境基準	1地点・年1回		1/1	100%	

第 4 部

習志野市における環境施策 各論



屋敷近隣公園

4. 習志野市における環境施策 各論

4.1. 地球温暖化対策推進事業

4.1.1. 住宅用設備等脱炭素化促進事業

家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、住宅用設備などを設置した人に対し、設置費の一部を補助しました。

(1) 太陽光発電システム補助金

平成21(2009)年度より、太陽光発電システムの設置に係る補助金を交付していましたが、令和4(2022)年度より、千葉県が太陽光発電設備等共同購入支援事業を開始したため、令和3(2021)年度をもって補助金交付を終了しました。

表 4.1.1 太陽光発電システム補助金交付実績

年度	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)		
交付件数	18 件	10 件	9 件	13 件		
平均出力	5.06kW	5.06kW	4.90kW	3.72kW		
補助金額	平成 28(2016)年度までは、太陽電池の最大出力(単位は kW とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する)に 2.5 万円を乗じた額で、上限 10 万円 平成 29(2017)年度からは、最大出力に 2 万円を乗じた額で、上限 9 万円					

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム補助金

平成 25(2013)年度(平成 26(2014)年 1 月)より、「置用リチウムイオン蓄電システム※16」の設置に係る補助金を交付しています。

表 4.1.2 定置用リチウムイオン蓄電システム補助金交付実績

年度	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)
交付件数	30 件	36 件	40 件	45 件	62 件	51 件
補助金額	令和 3(2021)年度までは上限 10 万円 令和 4(2022)年度からは上限 7 万円					

※16 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池)とインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるシステムのことで。

(3) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)補助金

平成 26(2014)年度より、家庭用燃料電池(エネファーム)^{※17}の設置に係る補助金を交付しています。

表 4.1.3 家庭用燃料電池システム(エネファーム)補助金交付実績

年度		平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
交付 件数 補助 金額	市営ガス	0 件	4 件	2 件	6 件	4 件	3 件
	市営ガス 以外	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	市営ガス	上限 30 万円	上限 30 万円	上限 30 万円	上限 30 万円	上限 30 万円	上限 30 万円
	市営ガス 以外	上限 8 万円	上限 5 万円	上限 5 万円	上限 5 万円	上限 10 万円	上限 10 万円

(4) 太陽熱利用システム補助金

平成 27(2015)年度より、太陽熱利用システム^{※18}の設置に係る補助金を交付していましたが、令和 5(2023)年度をもって補助金交付を終了しました。

表 4.1.4 太陽熱利用システム補助金交付実績

年度	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)
交付件数	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
補助金額	上限 5 万円					

(5) 窓の断熱改修補助金

令和 2(2020)年度より、窓の断熱改修^{※19}に係る補助金を交付しています。

表 4.1.5 窓の断熱改修補助金交付実績

年度			令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)
交付件数			3 件	6 件	19 件	27 件
補助金額	補助対象経費の 4 分の 1(上限 8 万円)					

※17 家庭用燃料電池(エネファーム) 燃料電池ユニットと貯湯ユニット等から構成され、ガス等から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯などに利用するシステムのことで。

※18 太陽熱利用システム 集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調などに利用するシステムで、動力を使用して熱媒などを循環させるものです。

※19 窓の断熱改修 既存住宅に設置されている窓を断熱性能が高い窓へ改修することです。

(6) 電気自動車補助金

令和4(2022)年度より、電気自動車^{※20}に係る補助金を交付しています。

表 4.1.6 電気自動車補助金交付実績

年度						令和4(2022)	令和5(2023)
交付件数	V2H 併設					6 件	4 件
	V2H 併設なし					0 件	0 件
補助金額		V2H 充放電設備併設あり 上限 15 万円 V2H 充放電設備併設なし 上限 10 万円					

(7) V2H 充放電設備補助金

令和4(2022)年度より、V2H 充放電設備^{※21}に係る補助金を交付しています。

表 4.1.7 V2H 充放電設備補助金交付実績

年度						令和4(2022)	令和5(2023)
交付件数 補助金額						1 件	9 件
		補助対象経費の10分の1(上限 25 万円)					

(8) プラグインハイブリッド自動車補助金

令和5(2023)年度より、プラグインハイブリッド自動車^{※22}に係る補助金を交付しています。

表 4.1.8 プラグインハイブリッド自動車補助金交付実績

年度						令和5(2023)
交付件数	V2H 併設					2 件
	V2H 併設なし					5 件
補助金額		V2H 充放電設備併設あり 上限 15 万円 V2H 充放電設備併設なし 上限 10 万円				

※20 電気自動車 電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、自動車検査証の燃料の種類が電気であるもののことです。

※21 V2H 充放電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のことです。

※22 プラグインハイブリッド自動車 電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車であって、自動車検査証の燃料の種類がガソリン（軽油）・電気であるもののことです。

(9)集合住宅用充電設備補助金

令和 5 (2023) 年度より、集合住宅用充電設備※23の設置に係る補助金を交付しています。

表 4.1.9 集合住宅用充電設備補助金交付実績

年度							令和 5 (2023)
交付 件 数	住民のみ						1 件
	住民以外						0 件
補助金額		住民のみ 国が実施する補助金の補助金額の 3 分の 1 (上限 50 万円) 住民以外 国が実施する補助金の補助金額の 3 分の 2 (上限 100 万円)					

※23 集合住宅用充電設備 集合住宅の管理者などが電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するために設置する設備のことです。

4.1.2. 習志野市・イオン環境フェア

地球温暖化対策や節電などの環境問題について、多くの市民の考える機会とするために、イオン津田沼店と協働で「習志野市・イオン環境フェア」を開催しました。

環境問題などのパネル展示、オリジナルうちわ作り等の参加型イベント及び地球温暖化対策ガイドラインの配布を行いました。



パネル展示

表 4.1.10 習志野市・イオン環境フェア実施内容

開催日	令和 5(2023)年 6 月 15 日(木)～18 日(日)
場所	イオンモール津田沼 1 階東側エスカレーター前コート
内容	1. パネル展示 地球温暖化、食品ロス、森林の働き、谷津干潟に関するパネルの展示 2. 参加型イベント 6 月 15 日(木) オリジナルうちわ作り体験 6 月 17 日(土) 家庭の省エネ簡易診断員による「家庭の省エネ診断」の実施
協力団体	一般社団法人千葉県環境財団



オリジナルうちわ作り体験

4.1.3. 習志野市地球温暖化防止パネル展

国は、平成 10(1998)年度より、毎年 12 月を「地球温暖化防止月間」と定めていましたが、令和 3(2021)年に各種月間などの集約が行われ、地球温暖化防止月間は期間を設けず、年間を通して取り組むものとされました。

本市では、環境問題や地球温暖化防止について多くの方々に考えていただくことを目的に習志野市地球温暖化防止パネル展を開催しました。



表 4.1.11 習志野市地球温暖化防止パネル展実施内容

開催日及び場所	令和 5(2023)年 12 月 1 日(金)～ 7 日(木) 実花公民館 令和 5(2023)年 12 月 12 日(火)～20 日(水) 谷津コミュニティーセンター
内容	1. パネル展示 地球温暖化対策・環境問題に関するパネルの展示 2. 参加型イベント 12 月 16 日(土) オリジナルエコバック作り
協力団体	千葉県地球温暖化防止活動推進センター

4.1.4. エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に対する取り組み

国は、より一層のエネルギー使用の合理化による燃料資源の有効な利用を確保するため「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が平成 20(2008)年に改正されました。平成 22(2010)年からは、年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl 以上の特定事業者に対して、エネルギー使用量(エネルギー原単位)の報告及び年平均 1%以上の改善が求められています。

本市は、市長部局、習志野市教育委員会(以下、「市教育委員会」という。)及び習志野市企業局(以下、「市企業局」という。)が、それぞれ特定事業者となり、平成 21(2009)年度から国に対してエネルギー使用量の報告をしています。

表 4.1.12 エネルギー使用量の実績値

	令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 4(2022)年度と 令和 5(2023)年度を 比較した増減率
市長部局	4,099 kl	4,145 kl	3,786 kl	3,825kl	2%増
市教育委員会	2,937 kl	3,170 kl	3,391 kl	3,168kl	7%減
市企業局	3,920 kl	3,595 kl	3,417 kl	3,298kl	4%減

※平成 29(2017)年度から、市長部局及び市教育委員会が新庁舎に移転し、BEMS※24・LED・太陽光発電設備などの運用を開始しています。

※令和 5(2023)年 10 月に数値の修正があり、それに伴い実績値を修正しています。

表 4.1.13 省エネルギー対策の具体例

夏	・クールビズの実施(令和 5(2023)年 5 月 1 日～10 月 31 日) ノーネクタイ等の暑さをしのぎやすい服装を推奨 ・スーパークールビズの実施(令和 5(2023)年 6 月 1 日～9 月 30 日) ポロシャツ、チノパン等、暑さをしのぎやすい服装を推奨 ・クールアースウィークの実施(令和 5(2023)年 8 月 11 日～17 日) 午後 5 時 15 分以降の速やかな退庁、全庁的な消灯、空調の停止による、より効果的な省エネルギーへの取り組みを実施
冬	・ウォームビズの実施(令和 5(2023)年 11 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日) 寒さをしのぎやすい服装を推奨 ・冬季省エネウィークの実施(令和 6(2024)年 2 月 2 日～8 日) 午後 5 時 15 分以降の速やかな退庁、全庁的な消灯、空調の停止による、より効果的な省エネルギーへの取り組みを実施

※24 BEMS(Building and Energy Management System:ビルエネルギー管理システム) 照明や空調などのオフィスビル等で用いられるエネルギー機器・設備の運転やエネルギーの使用状況を監視・管理して、ビル全体の省エネ制御を一元化するシステムのことです。

4.2. 自然環境

4.2.1. 自然環境の現況

本市南部は、昭和30年代後半（1960年代前半）からの二度にわたる東京湾の埋立てにより、自然の海岸線は姿を消し、埋立地に囲まれた形で「谷津干潟」が残りました。この谷津干潟は、シギ・チドリ類やカモ類といった渡り鳥の飛来地となっており、本市に残された貴重な自然の象徴となっています。

一方北部は、海拔20～30mほどの関東ローム台地が広がっており、かつて台地には枝状に谷が入り込み、そこに谷津田※²⁵が点在していました。しかし、谷津田も宅地などに変わり、数カ所残るだけとなっています。実籾地区に残る谷津田は、市内でも、自然が豊かで、景観にもすぐれており、本市では、平成4（1992）年8月に「実籾自然保護地区」に指定し、将来にわたって良好な自然環境を保全していくこととしています。

航空写真



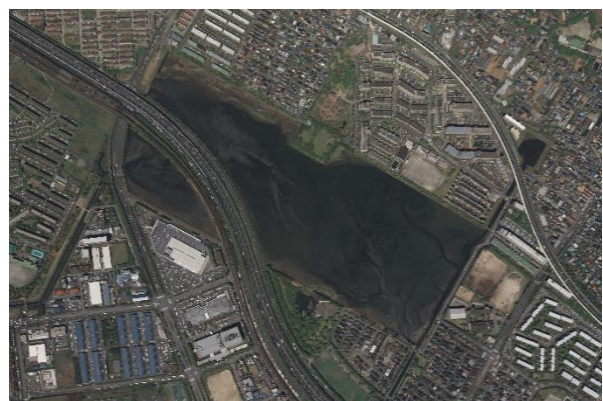
昭和46(1971)年



昭和49(1974)年



平成10(1998)年



平成21(2009)年

国土地理院空中写真を加工

※²⁵ 谷津田 谷地にある水気の多い湿田のことで、地名の由来となっています。

4.2.2. 谷津干潟の保全対策

(1) 環境省の取り組み

谷津干潟は、渡り鳥の飛来地であり、都市部に残された貴重な湿地として、昭和 63(1988)年に国指定鳥獣保護区^{※26}・特別保護地区^{※27}に指定され、平成 5(1993)年には、干潟としては日本で初めて、ラムサール条約^{※28}に登録されました。



ラムサール条約登録湿地 谷津干潟

近年の環境省による調査結果では、干出面積・時間の減少、砂質化の進行、アオサ^{※29}類の繁茂腐敗による硫化物の増加などが、水鳥類の採餌環境に悪影響を与えていることが報告されています。

環境省では、平成 22(2010)年度から令和元(2019)年度まで、鳥類の採餌環境の改善などを図ることを目的に「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」(以下、「保全事業」という。)として、ゴカイ等の底質・底生生物のモニタリング、アオサの分布・腐敗状況のモニタリング、悪臭の原因となる硫化水素の観測調査などを行いながら、アオサの吹き寄せ対策(杭やオイルフェンスの設置、嵩上げ)、水路の堆積物除去、干潟の嵩上げ等の様々な方法で、干潟の保全や周辺的环境改善に向けた取り組みを実施しました。平成 31(2019)年 3 月には干潟内にある水路の堆積物除去作業を行い、同年冬には干潟内の自然環境改善のために嵩上げ工事を実施しました。その結果、嵩上げ箇所では、鳥類が休憩する様子が認められる等の変化が確認されました。干潟の干出面積も増加したと推定されています。

令和 2(2020)年度以降は、底質や底生生物など、干潟内の環境変化のモニタリングを実施しています。ホソウミニナ、アサリ、イソギンチャク目、ゴカイ類などが継続して確認されており、谷津干潟全体として多様な底質環境が維持されていると考えられます。また、ゴカイ類の中でも個体数が多い種(優占種)に着目すると、比較的汚濁の多い環境を好むイトゴカイ科の一種が平成 30 年以降少なくなるなど、底質が改善傾向にあることも示唆されています。

※26 国指定鳥獣保護区 鳥獣保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が指定します。鳥獣保護区には他に、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区があります。

※27 特別保護地区 鳥獣保護区内で、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、特に必要があると環境大臣又は都道府県知事が認める区域で、建築物その他の工作物の新築、増築、改築、水面の埋立て、干拓、木竹の伐採を行うには、あらかじめ許可を受けることが必要です。

※28 ラムサール条約 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称で、イランのラムサールにおいて、昭和 46(1971)年に締結されました。この条約では、湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系としてとらえ、幅広く保全・再生を呼び掛けています。平成 5(1993)年 6 月の釧路会議において、日本では本市の谷津干潟を含めた 5 カ所が登録されました。

※29 アオサ 各地の海岸に生育する緑色をした大きさ 10~30cm の膜状の海藻で、日本に広く分布します。生育条件がそろえば短期間のうちに大量繁殖して緑潮(グリーンタイド)となります。

アオサについては、5 月前後に一時繁茂するものの、7 月には見られなくなることが多く、平成 29 年(2017)年度以降アオサが少ない状況が続いています。

この他、マリンワーカー事業として、干潟内のゴミなどの回収事業を例年冬季に実施しています。



干潟内堆積物除去箇所(赤丸内)※左:除去前、右:除去後



嵩上げ箇所で採餌する水鳥
(谷津干潟自然観察センター撮影)

(2)本市の取り組み

本市は、管理者である環境省が主体的に保全事業を行うよう働きかけるとともに、近隣住民や保護団体からの要望などを受けた際は管理者との調整を図る等の支援を行っています。

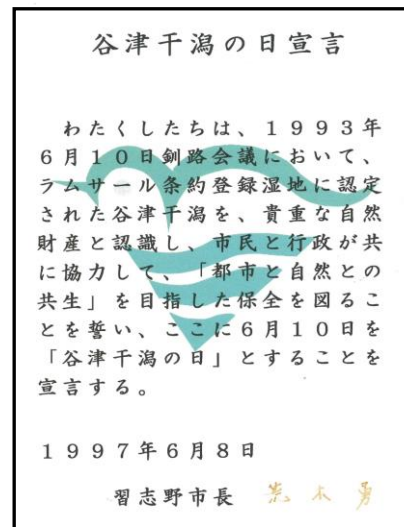
併せて、習志野市谷津干潟自然観察センター(以下、「谷津干潟自然観察センター」という。)を中心として、環境保全につながる取り組みを普及させるとともに、干潟や鳥類をはじめ、自然環境の重要性について、周知、啓発を続けています。

令和 5(2023)年度についても、清掃ボランティア活動「谷津干潟をキレイにしよう!」を環境省との共催で実施しました。ラムサール条約登録 30 周年・千葉県誕生 150 周年を記念して、規模を拡大して開催しました。

4.2.3. 谷津干潟の日行事

本市では、谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を「谷津干潟の日」とすることを平成9（1997）年に宣言し、その後、平成11（1999）年に制定した環境基本条例第7条において「谷津干潟の日」を規定しました。

毎年5月から6月には、谷津干潟の日月間を設け、様々なイベントを開催しています。令和5（2023）年度は、ラムサール条約登録30周年・千葉県誕生150周年を記念して、記念展示、講演会、オリジナルクラムチャウダーふるまい企画を実施しました。



谷津干潟の日宣言

4.2.4. ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

令和5（2023）年現在、国内のラムサール条約登録湿地は53カ所あります。本会議は、国内のラムサール条約登録湿地の関係市町村で構成され、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルの湿地保全活動を促進することを目的として設置された会議です。令和5（2023）年現在の会員数は71市区町村です。

平成元（1989）年6月に釧路市で開催されたことから始まり、主管者会議は毎年1回、市町村長会議は3年に1回開催されています。令和5（2023）年度の市町村会議（事務局：北海道釧路市）は、主管者会議が開催された他、市町村長会議も開催されました。

<令和5（2023）年度 主管者会議及び市町村長会議>

- ① 開催日 令和5（2023）年11月1日（水）から2日（木）
- ② 開催場所 北海道釧路市
- ③ 参加市町村数 24市区町村

4.2.5. ブリスベン市との湿地交流

オーストラリア連邦クイーンズランド州ブリスベン市には、谷津干潟と同じくラムサール条約に登録されているブーンドル湿地※³⁰があります。本市とブリスベン市は、シギ・チドリ類の保護や湿地の保全を目的として、平成10(1998)年2月25日に「湿地提携協定」を締結しました。その後、協定を円滑に進めていくため、第1次から第3次までの「5カ年行動計画」に調印し、湿地交流を続けてきました。「第3次5カ年行動計画」が完了し、現在は5年間の計画期間を廃止し、平成29(2017)年2月に調印した「長期実施計画」に基づき、交流を図っています。

本市とブリスベン市は、湿地や渡り鳥の情報交換だけではなく、市民ボランティアを中心に互いの地域を訪問し、交流を深めています。令和5(2023)年度は、4年ぶりにブリスベン市訪問団の受け入れを行いました。



ブリスベン市訪問団との交流



オリエンテーションの様子



谷津干潟ジュニアレンジャーとの交流

※³⁰ **ブーンドル湿地** ブリスベン市の北約15kmの場所に位置し、ブリスベン市最大の湿地で、近くのチンチタンバ湿地やデーゴン湿地とともに、沿岸や低地に生息する動物の広大な生息地です。周囲には、モートン湾、ケドロン、キャバツトリー運河、ケドロン排水路及びゲートウェイ幹線道路があります。

4.2.6. 習志野市谷津干潟自然観察センター

谷津干潟自然観察センターは、野鳥の観察や環境学習を行うための施設として、平成6(1994)年7月に開設しました。

谷津干潟自然観察センターには、谷津干潟を一望できる観察フロアやビデオ上映などを行うレクチャールーム、野鳥の休息地となる淡水池などがあり、レンジャーによる観察案内も行っています。

なお、平成19(2007)年度より、指定管理者が管理運営を行っています。



習志野市谷津干潟自然観察センター

表 4.2.1 年間入館者数

単位：人

年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
入館者数	51,021	24,765	35,521	35,849	47,211

(1)実施した主な事業

①来館者対応(個別・団体)

谷津干潟自然観察センターや谷津干潟の魅力を知り、興味を深めるきっかけづくりのため、来館者とのコミュニケーションを積極的に図り、野鳥観察を通じて環境保護への理解を促す対応をしました。

(ア)個別対応

レンジャーコーナーにレンジャーが常駐し、来館者への観察案内や谷津干潟の自然や歴史、館内施設の紹介などを行いました。

(イ)団体対応

各団体のニーズに合わせたプログラムを企画・提供しました。

表 4.2.2 団体対応(98 団体 4,538 名)

団体の種類	件数	人数	団体の種類	件数	人数
幼稚園・保育園	13 園	558 名	高校	1 校	10 名
小学校	26 校	2,066 名	大学	7 校	141 名
中学校	4 校	631 名	その他団体	47 団体	1,132 名

※申し込みがあった107団体のうち、9団体は雨天のため、中止となりました。

②展示会

谷津干潟及び野鳥をはじめとする生き物に興味を持ってもらうことを目的に、展示会を開催しました。

表 4.2.3 展示会

展示会	内容
ラムサール条約登録 30 周年記念 みんなの谷津干潟展 2023	谷津干潟の生きものや風景などをテーマにした市民作品展 期間：令和 5(2023)年 6 月 1 日～7 月 17 日
あこのころの谷津干潟店～ラムサール 条約登録までの市民活動の軌跡～	埋め立てから保全へと動き始めた時代をふりかえる写真や資料の展示 期間：令和 5(2023)年 7 月 23 日～9 月 30 日
ちぎり絵アートの世界へようこそ	社会福祉法人習愛会花の実園によるちぎり絵作品の展示 期間：令和 5(2023)年 10 月 7 日～11 月 19 日
鳥のいる水辺 記憶に似たしずかな 情景「齋藤壽 水辺の原画展」	イラストレーターの齋藤壽による、日本の野鳥シリーズ作品の原画展 期間：令和 6(2024)年 2 月 24 日～3 月 24 日

③館内プログラム

来館者が気軽に参加できる当日申込制・無料のプログラムを実施しました。

表 4.2.4 館内プログラム

館内プログラム	内容	参加者
館内ガイドウォーク	館内で谷津干潟の歴史や概要についての説明を平日の午前と午後に実施（所要時間 30 分程度）	143 名
観察会	双眼鏡を持って、淡水池や干潟の周りで野鳥や生きものの観察会を土日・祝日に実施（所要時間 1 時間程度）	685 名
季節のあ～と	スタッフのレクチャーを受けて、ころころダンゴムシ、シギの紙飛行機、ぶっとびバッタ等の工作を土日・祝日に実施（所要時間 1 時間程度）	791 名

④広報・PR

谷津干潟及び谷津干潟自然観察センターの認知度を高め、来館促進を図るため、以下のとおり、広報活動を行いました。また、近隣の公民館、小中学校、駅に利用促進用ポスターの掲出、定期刊行物やチラシを配布し、積極的な広報を展開しました。

(ア)ホームページ、ブログ、Facebook(随時更新)の運用

(イ)定期刊行物の発行(干潟だより(年 6 回)、イベントプログラム(年 4 回))

(ウ)マスメディアへの資料提供、取材協力など

⑤ボランティア活動

平成 7(1995)年から、ボランティア活動事業を実施しています。活動内容は、来館者への観察案内を中心に、谷津干潟自然観察センターの施設管理などの活動を行っています。なお、令和 5(2023)年度末のボランティア登録者数は 155名で、年間の延べ活動人数は 1,547 名でした。

表 4.2.5 ボランティア活動

グループ型活動			
・紙芝居プロジェクト	・トイズファクトリー	・カービンググループ	・自然情報チーム
・助っ人通信編集部	・ぶら観メイツ	・オオヨシキリグループ	・図書グループ
・谷津っ子探検隊	・ミジンコ倶楽部	・よしずグループ	・ホームページグループ
・花壇ボランティア	・谷津干潟ユース	・水鳥データ解析グループ	

個人型活動			
・来館者の個別案内	・環境管理	・谷津干潟の日支援	・行事支援
・英語翻訳、通訳			

4.2.7. 自然とのふれあいの推進

(1) 習志野市名木百選事業

市民の樹木への関心を高め、身近な自然とのふれあいの場を提供するため、平成14(2002)年11月15日に「習志野市名木百選」として75本を指定しました。令和6(2024)年3月末現在、倒木や枯れ木により65本となっています。

＜名木の分類＞

- 1.古くからある木(明治時代からある木)
- 2.大きな木(胸の高さで太さが3メートル以上の木)
- 3.いわれのある木(文献や言い伝えがある木)
- 4.めずらしい木(市内では稀少な木、独特の形をしている木)
- 5.地域のシンボルとなっている木(学校や公園、街の中にあって目印となる木)
- 6.姿や形がきれいな木(きれいな花やみごとに実をつける木、新緑や紅葉がすばらしい木、香りがよい木)

表 4.2.6 習志野市名木百選

令和6(2024)年3月31日現在

指定番号	樹種名	名木の分類	所在地	目安
1	アメリカスズカケノキ(ブラタナス)	②大きな木	谷津3丁目	谷津公園
2	モクゲンジ、オオモクゲンジ	④めずらしい木	谷津3丁目	谷津公園
3	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	谷津3丁目	谷津公園
5	スモークツリー	④めずらしい木	谷津3丁目	谷津公園
6	タブノキ	②大きな木	谷津1丁目	西光寺山門脇
7	スダジイ	①古くからある木	谷津1丁目	西光寺境内
9	ウメ	④めずらしい木	秋津4丁目	秋津公園やすらぎ広場
10	ハナミズキ	⑥姿や形がきれいな木	秋津3丁目	秋津公園平和の広場
11	ソテツ	⑥姿や形がきれいな木	秋津3丁目	秋津総合福祉センター内
12	ユリノキ	④めずらしい木	香澄5丁目	香澄公園
13	エノキ	⑥姿や形がきれいな木	香澄5丁目	香澄公園
14	ラクウショウ	④めずらしい木	香澄5丁目	香澄公園
15	シナサワグルミ	⑥姿や形がきれいな木	香澄3丁目	香澄公園
17	イチョウ	①古くからある木	津田沼4丁目	東漸寺境内
18	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	津田沼4丁目	東漸寺境内
19	イチョウ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼7丁目	菊田公園
21	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼3丁目	菊田水鳥公園
22	クスノキ	②大きな木	鷺沼2丁目	市庁舎
24	スダジイ	⑤地域のシンボルとなっている木	鷺沼1丁目	旧庁舎
25	タブノキ	①古くからある木	津田沼6丁目	スーパー駐車場
26	ソメイヨシノ	⑥姿や形がきれいな木	鷺沼3丁目	白鷺園内
27	スダジイ	①古くからある木	鷺沼3丁目	八剣神社境内
28	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼1丁目	さくら公園
29	クロマツ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼1丁目	さくら公園

指定 番号	樹種名	名木の分類	所在地	目安
30	イチヨウ	①古くからある木	藤崎1丁目	子安観音堂脇
31	イチヨウ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
32	タブノキ	①古くからある木	藤崎1丁目	子安神社境内
33	スダジイ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
34	スダジイ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
35	タブノキ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
36	ムクノキ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
37	タブノキ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
38	ヤブツバキ	⑥姿や形がきれいな木	藤崎1丁目	子安神社境内
39	タブノキ	①古くからある木	藤崎3丁目	愛宕様境内
40	タブノキ	①古くからある木	藤崎3丁目	愛宕様境内
41	タブノキ	①古くからある木	藤崎3丁目	愛宕様境内
43	アメリカスズカケノキ(プラタナス)	⑤地域のシンボルとなっている木	藤崎6丁目	大久保小学校校庭
44	セイヨウハコヤナギ(ポプラ)	⑥姿や形がきれいな木	本大久保3丁目	中央公園グラウンド脇
45	アカガシ	①古くからある木	屋敷3丁目	天津神社境内
46	クスノキ	②大きな木	屋敷5丁目	花の実園分場内
48	トウカイザクラ	④めずらしい木	実籾2丁目	実籾本郷公園内
49	タギョウショウ	⑥姿や形がきれいな木	実籾2丁目	旧鴛田家住宅内
50	スダジイ	③いわれのある木	実籾1丁目	第二中学校正門脇
51	スダジイ	③いわれのある木	実籾1丁目	第二中学校正門脇
52	アカガシ	①古くからある木	大久保4丁目	誉田八幡神社境内
53	アカガシ	①古くからある木	大久保4丁目	誉田八幡神社境内
54	アカガシ	①古くからある木	大久保4丁目	誉田八幡神社境内
55	カヤ	①古くからある木	大久保4丁目	アパート敷地内
56	ユリノキ	②大きな木	泉町3丁目	街路
57	ソメイヨシノ	⑥姿や形がきれいな木	新栄1丁目	新栄1丁目児童遊園
58	アケボノスギ(メタセコイア)	⑤地域のシンボルとなっている木	新栄1丁目	習志野借生園正門脇
59	センダン	④めずらしい木	実籾1丁目	実籾小学校校庭
60	ハリギリ	④めずらしい木	実籾1丁目	実籾小学校斜面地
63	ケヤキ	⑤地域のシンボルとなっている	実籾4丁目	実籾3号公園
64	ソメイヨシノ	②大きな木	実籾4丁目	実籾3号公園
65	ダイオウマツ	④めずらしい木	東習志野1丁目	習志野高校正門脇
66	タイサンボク	⑤地域のシンボルとなっている木	東習志野2丁目	プレーメン習志野敷地内
67	ヤマザクラ	⑥姿や形がきれいな木	東習志野3丁目	東習志野こども園内
68	アケボノスギ(メタセコイア)	②大きな木	東習志野3丁目	東習志野小学校内
69	アケボノスギ(メタセコイア)	⑥姿や形がきれいな木	東習志野3丁目	総合教育センター前
70	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	東習志野3丁目	街路
71	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	東習志野3丁目	第四中学校校庭脇
72	クスノキ	②大きな木	東習志野6丁目	実花小学校正門脇
73	クロマツ	⑤地域のシンボルとなっている木	東習志野7丁目	実花緑地(クロマツ林)
75	ヒマラヤスギ	②大きな木	東習志野8丁目	東習志野ふれあい広場

4.2.8. 自然保護地区などの保全

都市化が進む本市では、宅地開発などにより既存の緑が減少していることから、自然保護及び緑化の推進を図るための事業を行っています。自然景観に優れた地区の保全、市内に点在する斜面地の樹林や社寺林の保全、美観風致を維持するための樹木の保護を推進していくため、昭和47(1972)年 7 月に制定した「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」(以下、「自然保護及び緑化の推進に関する条例」という。)に基づき、自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木を指定し、本市に残された貴重な自然の保全に努めています。

(1) 自然保護地区

本市北東部の実籾地区に位置する実籾自然保護地区は、谷津田と呼ばれる自然景観にすぐれた原風景が広がっています。平成4(1992)年8月に農家の協力を得て、自然保護地区として指定しました。この地区では、保護団体による休耕田の復元、田植えや稲刈りが行われています。

表 4.2.7 自然保護地区

令和 6(2024)年 3 月 31 日現在

地区名	名称	所在地	指定面積(㎡)	指定年月日
実籾	実籾自然保護地区	実籾 2 丁目	10,283	平成 4(1992)年 8 月 1 日

(2) 都市環境保全地区

市内に点在する斜面林や社寺林は、数少ない自然の一つで、身近な緑になっています。令和5(2024)年3月末現在、22カ所 54,047 ㎡を都市環境保全地区として指定し、保全に努めています。

表 4.2.8 都市環境保全地区

令和 6(2024)年 3 月 31 日現在

地区名	名称		所在地	指定面積(㎡)	指定年月日
向山	1	東福寺都市環境保全地区	谷津 2 丁目	1,553	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	小計	1 力所		1,553	
谷津	1	丹生神社都市環境保全地区	谷津 1 丁目	2,324	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	2	西光寺都市環境保全地区	谷津 1 丁目	1,874	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	小計	2 力所		4,198	
津田沼	1	菊田神社都市環境保全地区	津田沼 3 丁目	3,756	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	2	津田沼 3 丁目都市環境保全地区	津田沼 3 丁目	338	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	3	東漸寺都市環境保全地区	津田沼 4 丁目	3,034	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	4	大六天都市環境保全地区	津田沼 4 丁目	308	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	小計	4 力所		7,436	
鷺沼 鷺沼台	1	根神社都市環境保全地区	鷺沼 1 丁目	3,242	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	2	八坂神社都市環境保全地区	鷺沼 3 丁目	180	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	3	八剣神社都市環境保全地区	鷺沼 3 丁目	3,922	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	4	慈眼寺都市環境保全地区	鷺沼 3 丁目	5,613	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	5	源太塚都市環境保全地区	鷺沼 1 丁目	796	昭和 52(1977)年 4 月 1 日
	小計	5 力所		13,753	

地区名	名称	所在地	指定面積(㎡)	指定年月日	地区名
藤崎	1	子安神社都市環境保全地区	藤崎1丁目	3,239	昭和52(1977)年4月1日
	2	藤崎都市環境保全地区	藤崎4丁目	3,483	昭和53(1978)年3月17日
	3	藤崎3丁目都市環境保全地区	藤崎3丁目	1,231	平成2(1990)年8月27日
	小計	3カ所		7,953	
大久保 泉町	1	菅田八幡神社都市環境保全地区	大久保4丁目	2,596	昭和52(1977)年4月1日
	小計	1カ所		2,596	
花咲 屋敷	1	天津神社都市環境保全地区	屋敷3丁目	672	昭和52(1977)年4月1日
	小計	1カ所		672	
実籾 新栄 実籾本郷	1	大原神社都市環境保全地区	実籾1丁目	9,733	昭和52(1977)年4月1日
	2	大宮神社都市環境保全地区	実籾本郷	100	昭和52(1977)年4月1日
	3	実籾都市環境保全地区	実籾2丁目	4,676	平成2(1990)年8月27日
	4	実籾本郷都市環境保全地区	実籾本郷	981	平成2(1990)年8月27日
	小計	4カ所		15,490	
東習志野	1	八幡稲荷神社都市環境保全地区	東習志野2丁目	396	昭和52(1977)年4月1日
	小計	1カ所		396	
合計		22カ所		54,047	

(3) 保存樹木

点在する個々の樹木も貴重な緑であり、本市の歴史を伝える、重要な役割も担っています。保存樹木として、9本(5種類)を指定しています。

表 4.2.9 保存樹木

令和6(2024)年3月31日現在

指定 番号	樹種名	形状		指定年月日	所在地
		樹高(m)	幹周り(m)		
2	イチヨウ	15.5	1.27	昭和52(1977)年12月28日	津田沼5-1397-1
3	ケヤキ	11.5	3.15	昭和52(1977)年12月28日	津田沼4-1197
4	タブノキ	14.0	2.60	昭和52(1977)年12月28日	藤崎1-188
5	タブノキ	14.0	3.20	昭和52(1977)年12月28日	藤崎1-188
7	エノキ	15.0	1.96	昭和52(1977)年12月28日	大久保1-392-1
12	クロマツ	10.5	0.70	昭和53(1978)年3月17日	東習志野3-340-4
38	クロマツ	16.5	1.00	昭和53(1978)年3月17日	市道11-041号線脇
59	クロマツ	9.5	0.83	昭和53(1978)年3月17日	東習志野3-310
66	ケヤキ	14.5	1.84	昭和57(1982)年4月1日	藤崎1-66-1

4.3. 公園・緑地

4.3.1. 緑の現況

(1) 都市公園の現況

都市公園とは、都市計画区域において、都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体又は国が設置する公園及び緑地のことです。これらの都市公園は、良好な都市環境を形成し、大気汚染などの都市公害を緩和し、また、災害時の避難場所や延焼の防止として機能するとともに、レクリエーション空間として、スポーツ・文化などの多様な需要に応えるために不可欠なオープンスペースであり、都市における基幹的な公共施設です。

本市では、市内全域の街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地及び緩衝緑地などの都市公園を、令和5(2023)年度末現在 230カ所、1,178,909.06 m²整備しています。

(2) 地域花壇、道路緑化及び事業所緑化

① 地域花壇

街角を緑化し、生活に潤いと豊かさを与えるために、花壇を設置しています。市内全域の地域花壇を、令和5(2023)年度末現在 29カ所、3,499.41 m²整備しています。

② 道路緑化

道路の緑化は、道路の緑陰が歩行者に清涼感を与え、都市景観の向上を図り、快適な環境を確保するものです。

③ 事業所緑化

事業所、特に工場は自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、敷地面積の20%以上の緑地の確保が必要であり、事業者に対し、敷地内の緑化を推進するよう指導するとともに、緑化協定の締結を求めています。

令和5(2023)年度末現在の緑化協定締結は87件で、敷地面積 1,932,621.77 m²、緑化面積 395,823.16 m²、緑化率 20.48%となっています。

表 4.3.1 緑化協定締結状況

年度	件数(件)	敷地面積(m ²)	緑地面積(m ²)	緑化率(%)
令和元(2019)	0	0	0	0
令和2(2020)	0	0	0	0
令和3(2021)	1	10,246	1,540	15.0
令和4(2022)	0	0	0	0
令和5(2023)	0	0	0	0

※件数及び面積は、年度ごとの新規件数とその面積(緑化率20%以下は工場でない緑化協定を含むため。)

表 4.3.2 公園・緑地など整備状況

令和 6(2024)年 3 月 31 日現在 単位: m²

種別 地区別	都市公園						
	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑道	都市緑地	緩衝緑地	都市公園 小計
谷津・奏の杜	15 力所 12,053.68	1 力所 22,000.00	1 力所 38,354.28	—	2 力所 9,142.40	—	17 力所 43,086.08
向山	11 力所 11,787.70	—		—	4 力所 2,703.56	176,181.43	16 力所 229,026.97
津田沼	16 力所 17,929.65	1 力所 6,089.60	—	—	2 力所 607.01	—	19 力所 24,626.26
藤崎	18 力所 11,083.91	1 力所 14,406.17		—	—	—	18 力所 25,355.34
鷺沼・鷺沼台	17 力所 9,239.74	1 力所 14,484.33		—	—	—	18 力所 23,724.07
大久保・泉町・ 本大久保 1～2 丁目	20 力所 16,386.07	—	1 力所 45,459.79	—	—	—	19 力所 16,290.77
花咲・屋敷・ 本大久保 3～5 丁目	19 力所 18,438.50	1 力所 20,444.49		—	4 力所 7,422.11	—	25 力所 91,764.89
実籾・新栄 実籾本郷	20 力所 19,696.41	1 力所 15,398.41	1 力所 41,328.74	—	2 力所 2,686.88	—	24 力所 79,110.44
東習志野	17 力所 15,846.05	—		—	1 力所 235.64	—	18 力所 16,081.69
実花	7 力所 12,656.93	—		—	1 力所 10,712.35	—	8 力所 23,369.28
袖ヶ浦西	4 力所 9,421.05	1 力所 22,225.00	1 力所 32,946.73	—	2 力所 16,430.94	—	7 力所 48,076.99
袖ヶ浦東	4 力所 8,647.58	1 力所 23,073.27		4 力所 712.12	6 力所 18,357.37	—	16 力所 83,737.07
秋津・茜浜	6 力所 14,907.26	—	—	4 力所 23,024.24	1 力所 108,446.18	162,909.40	12 力所 309,287.08
香澄・芝園	4 力所 9,987.88	2 力所 34,945.57		3 力所 20,622.28	1 力所 4,682.00	94,794.36	10 力所 165,032.09
計	178 力所 188,082.41	10 力所 173,066.84	4 力所 158,089.54	11 力所 44,358.64	26 力所 181,426.44	全体 1 力所 433,885.19	230 力所 1,178,909.06

令和 6 年 3 月 31 日現在 人口 175,027 人(「住民基本台帳人口」より)

面積(m²) 人口(人)1.市民 1 人当たり面積 (都市公園) m²/人口 = 6.74 m² 1,178,909.06 / 175,0272.市民 1 人当たり面積 (都公・広場・緑地) m²/人口 = 7.01 m² 1,226,509.16 / 175,027

令和6(2024)年3月31日現在 単位:㎡

種別 地区別	広場	都市緑地 以外の緑地	緑道 (km)	地域花壇
谷津・奏の杜	－	－	－	3カ所 345.57
向山	－	－	0.23	4カ所 439.85
津田沼	－	－	0.60	7カ所 878.76
藤崎	2カ所 1,237.00	3カ所 12,611.62	－	0カ所 0
鷺沼・鷺沼台	1カ所 675.00	6カ所 6,404.05	0.83	3カ所 166.50
大久保・泉町・ 本大久保 1～2丁目	－	－	1.88	5カ所 742.87
花咲・屋敷・ 本大久保 3～5丁目	－	－	－	4カ所 652.55
実籾・新栄 実籾本郷	－	1カ所 3,770.91	0.43	0カ所 0
東習志野	－	－	0.63	1カ所 68.31
実花	－	－	1.19	2カ所 205.00
袖ヶ浦西	－	－	1.00	－
袖ヶ浦東	－	－	0.18	－
秋津・茜浜	－	－	3.89	－
香澄・芝園	－	1カ所 23,601.52	3.09	－
計	3カ所 1,912.00	11カ所 45,688.10	13.95	29カ所 3,499.41

4.3.2. 都市公園などの整備

(1) 都市公園の整備

市域の大部分が市街化され、都市公園用地を確保することが難しくなる等の課題を抱えていますが、緑の基本計画や「習志野市長期計画」等により、都市公園の立地性を踏まえ、地域の特性を活かした都市公園の整備を積極的に推進していきます。

(2) 緑化の推進

都市の緑化を継続し、かつ現存する自然の保護を円滑に推進していくためには、市民の深い理解と強い協力が必要であり、本市では、市民の良好な生活環境の保全に努めると同時に、緑化に対する啓発運動の展開や居住地の緑化の推進を図っていきます。

(3) 習志野市谷津バラ園

谷津公園内にある、習志野市谷津バラ園には、約800種類、7,500株のバラが栽培されており、主に春と秋に美しい花を咲かせます。

谷津バラ園は、昭和57(1982)年に閉園した谷津遊園内のバラ園を前身として、昭和63(1988)年に開園しました。

特色はオールドローズを主体に、香りの庭コーナーや日本の皇室・世界の王室コーナー等があり、静的なバラに動的な水の流れを配し、花のない時期においても庭園の美しさを楽しめるよう塑像を配置する等、一年を通して親しんでいただけるようにしております。

平成16(2004)年度には、市制50周年を記念した品種「ローズ50・ならしの」が誕生しました。

管理運営は、平成25(2013)年度より指定管理者が行っています。

令和2(2020)年度はコロナ禍による臨時休園のため入園者数が大きく減少しましたが、令和4(2022)年度にはコロナ禍前の水準に回復しました。



習志野市谷津バラ園



ローズ50・ならしの

表 4.3.3 習志野市谷津バラ園年間入園者数

単位：人

年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
入園者数(人)	48,365	28,408	45,657	55,976	59,389

4.3.3. 緑化推進の啓発運動の展開

(1) 緑の啓発

家庭緑化の一環として、子どもの誕生を記念し、市の花「アジサイ」の苗木を配布しています。

(2) 習志野市緑のふるさと基金

「習志野市緑のふるさと基金」(「習志野市緑のふるさと基金条例」(平成5(1993)年3月制定))は、本市の市街化が進む中、本市の街づくりの基本理念である、文教住宅都市憲章に定める、つややかな緑を守るため、民有地緑化の推進と合わせ、暮らしの中で緑を育て、緑への愛着を持つ心を養い、次世代に伝えていくため、市民と行政が協力して、緑豊かなまちをつくることを目的としています。

令和5(2023)年度は、次の施策を実施しました。

- ・緑化普及啓発(花の種子配布)
- ・市庁舎に募金箱設置
- ・その他、緑のふるさと基金の活動

4.4. 廃棄物対策

4.4.1. ごみの収集

本市では、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、有害ごみ（蛍光灯・水銀体温計、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、ライター、アスベスト含有家庭用品）、資源物（ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、段ボール、飲料用紙パック、古着類、食品用白色発泡トレイ）に分別し、燃えるごみは週3回、燃えないごみは月2回、有害ごみは月1回、資源物は週1回収集しています。

排出者は、市の指定した日に市指定袋又は透明・半透明で中身が分かる袋を利用し、ごみ集積所へ排出します。ペットボトルは、令和4年9月より市内全域で専用のネット袋による収集をしています。食品用白色発泡トレイは、公民館などの拠点施設で定期的に回収しています。粗大ごみは、排出者があらかじめ粗大ごみ受付センターへ収集を申込み、品目別に定められた手数料を支払うことにより、指定した日に戸別に収集しています。また、市内9カ所の公共施設において、使用済小型家電の拠点回収を行っています。

なお、事業系一般廃棄物は、排出者自ら又は市が許可した収集運搬業者がクリーンセンターへ搬入しています。

4.4.2. ごみの処理

(1) ごみ処理の流れ

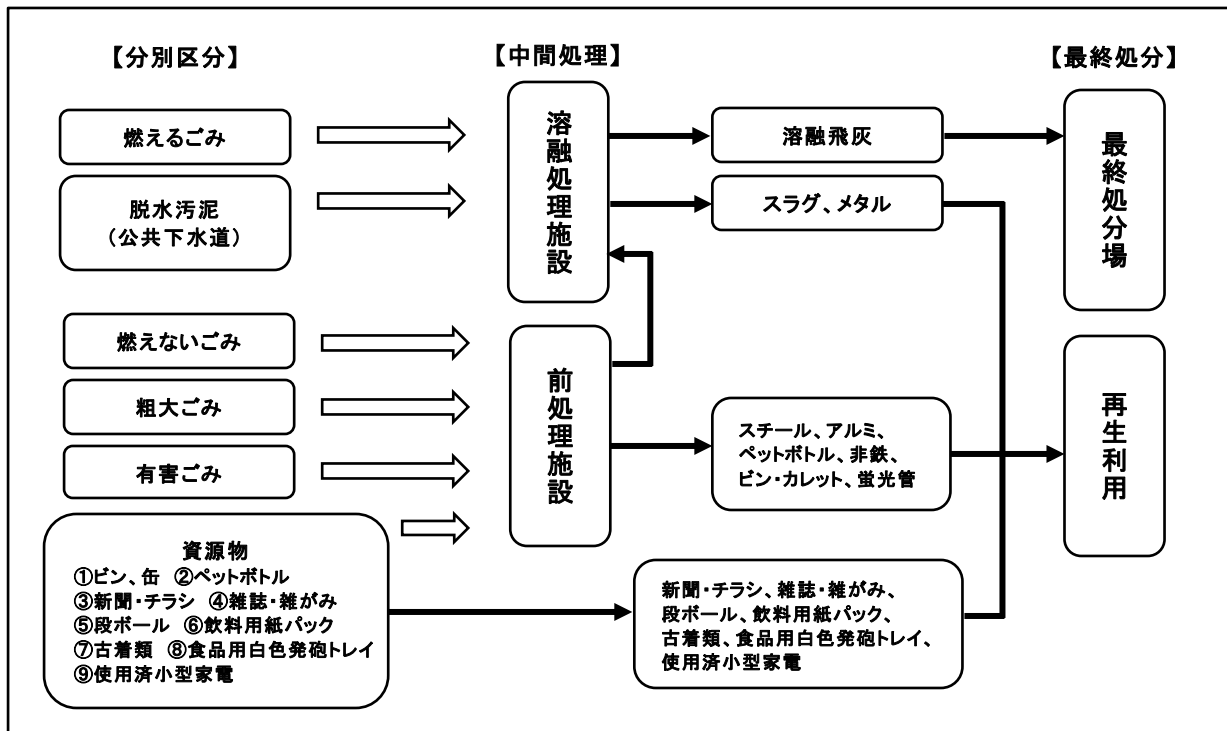
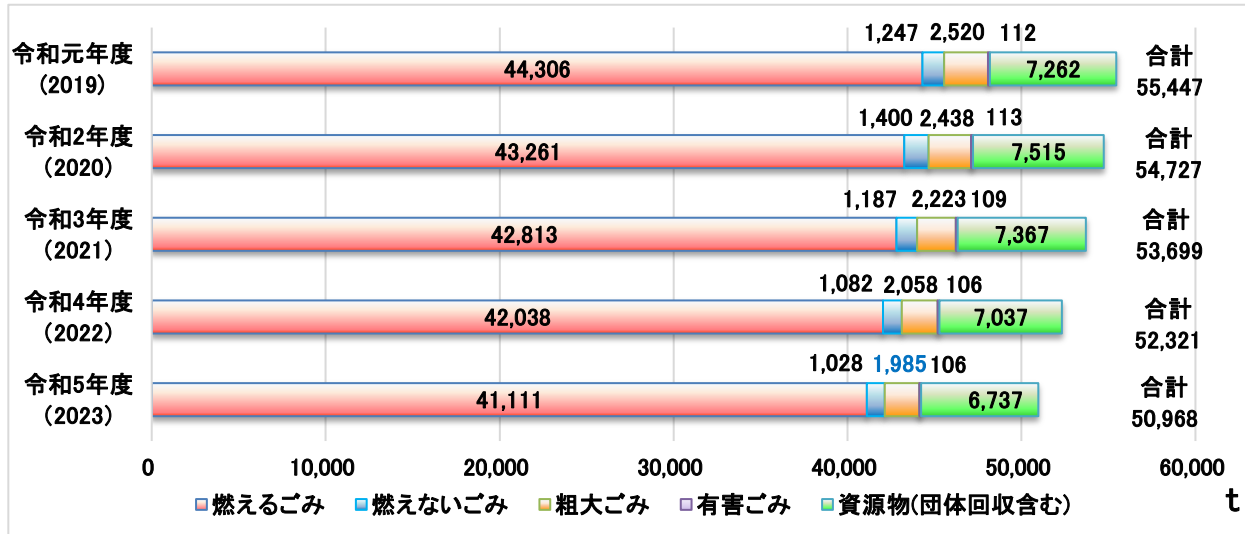


図 4.4.1 ごみ処理の流れ

(2) 処理量の年度別推移

令和5(2023)年度のごみの総排出量は、前年度と比べると1,353t減少しました。これは、主に燃えるごみの減少によるものですが、その他のごみも減少傾向が続いており、市民によるごみ減量への取り組みのほか、物価の高騰などによる経済状況や製造業者による容器包装の軽量化なども影響していると考えられます。



※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

図 4.4.2 処理量の年度別推移

(3) ごみ処理経費

ごみや資源物などの収集や処理には、多くの経費がかかります。平成26(2014)年度より開始した、清掃工場の老朽化に伴う工事などにより、ごみの処理経費は一時的に増加しましたが、近年は小康傾向にあります。なお、芝園清掃工場長寿命化計画に基づき、芝園清掃工場延命化対策事業(第3期)を令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけて実施しており、令和5年度の経費が増加しています。

ごみの処理経費をさらに減少させるには、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))のさらなる推進によってごみの量を大幅に減らす必要があり、このことは環境負荷の低減にもつながります。

表 4.4.1 ごみ処理経費

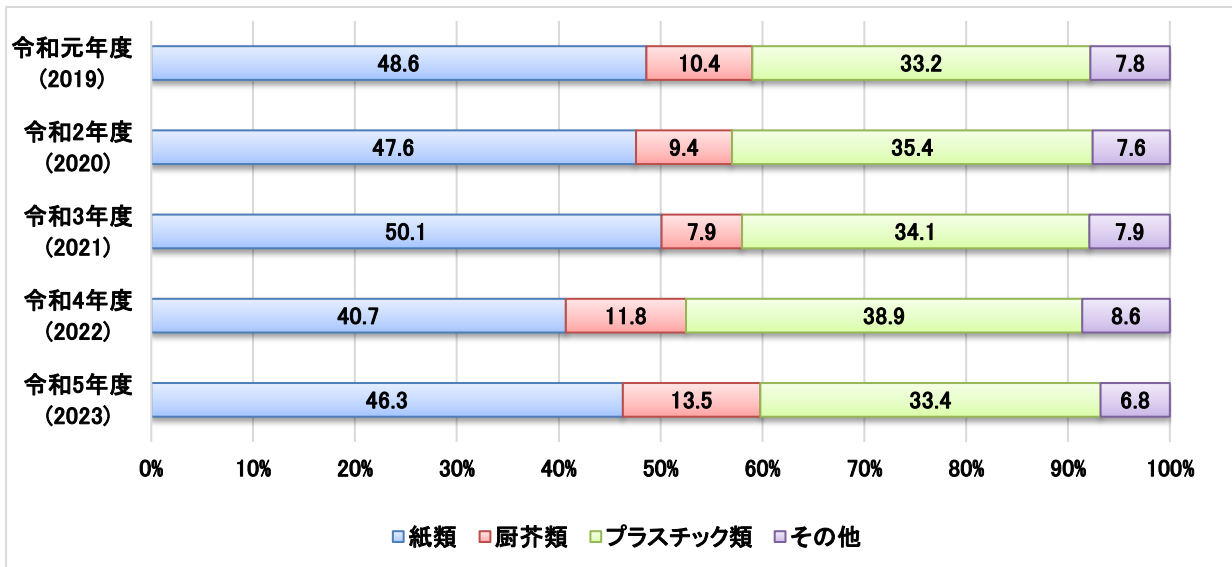
年度	ごみ処理経費(千円)	1tあたり経費(円)	1人あたり経費(円)
令和元(2019)	2,843,484	47,836	16,348
令和2(2020)	2,423,540	41,272	13,832
令和3(2021)	2,539,586	44,017	14,428
令和4(2022)	2,562,662	45,406	14,562
令和5(2023)	2,853,026	51,810	16,214

※令和6(2024)年3月31日現在 常住人口 175,966人

※ごみ処理経費は、決算事項別明細書より、清掃総務費(新清掃工場などに係る経費は除く。)及び塵芥処理費を合計した額(人件費は職員数で按分して算出)

(4)ごみ質分析

可燃ごみに占める紙類とプラスチック類の割合は、毎年高い状態が続いています。このことから、これらの減量に向けた対策が必要です。



※事業系ごみを含むごみピット内のごみ質分析の年間平均値

図 4.4.3 可燃ごみのごみ質分析の推移

(5)一般廃棄物の処理施設

本市で発生した一般廃棄物は、次の施設において処理を行っています。

表 4.4.2 施設名・所在地・処理内容など

①焼却(溶融)処理施設	施設名	芝園清掃工場
	所在地	芝園3丁目2番1号
	処理方式	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉
	処理能力※1	219t/日(73t/日×3炉)

※1 平成18(2006)年5月25日に処理能力を軽微変更

②粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設	施設名	リサイクルプラザ(前処理施設)
	所在地	芝園3丁目2番2号
	処理方式	破碎及び選別(手選別を含む。)
	処理能力※2	49.65t/5h(粗大15.65t/5h+不燃19.05t/5h+ペットボトル4.85t/5h+ビン・缶10.1t/5h)

※2 平成21(2009)年8月10日に処理能力を軽微変更

③し尿処理施設	昭和63(1988)年に稼働を開始した茜浜衛生処理場は、平成28(2016)年3月31日をもって閉鎖※3 平成27(2015)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで市川市へ、令和4(2022)年4月1日から船橋市へ処理委託
---------	---

※3 平成27(2015)年4月1日から平成28(2016)年3月31日までの間は場内の残留し尿を処理

(6) その他の一般廃棄物処理に関する事項

一般廃棄物と併せて、下水道脱水汚泥（産業廃棄物^{※31}）を 4,099t 処理しています。

(7) 処理施設の稼働状況

本市では、平成 14（2002）年から芝園清掃工場を稼働させ、燃えるごみ及び前処理施設から出た残渣と下水道の脱水汚泥の熔融処理を行い、熔融飛灰については、他県の処分場で埋立てをしています。また、ダイオキシン類排出防止対策、ごみを処理する過程で発生する熱エネルギーの活用（施設内）、熔融生成物（スラグ・メタル）の再資源化を行っています。

同工場における令和 5（2023）年度の排出ガスのダイオキシン類測定調査結果は、1 号炉 0.0018ng-TEQ^{※32}/m³ N、2 号炉 0.00045ng-TEQ/m³ N、3 号炉 0.001ng-TEQ/m³ N であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で定められた平成 14（2002）年 12 月 1 日からの排出基準（0.1ng-TEQ/m³ N）を下回っています。なお、厚生労働省が示す「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に運転指標として示されている燃焼管理などによって運転し、さらなるダイオキシン類の削減に努めています。

4.4.3. し尿処理の現況

本市のし尿は、公共下水道の普及による汲み取り量の減少から、平成 8（1996）年度より全量を民間に委託し、収集しています。一方、浄化槽汚泥は、市の許可業者が市民などの申込みにより収集しています。

収集後のし尿及び浄化槽汚泥については、平成 26（2014）年度までは茜浜衛生処理場において処理していましたが、平成 27（2015）年 4 月 1 日からは、周辺自治体に処理を委託しており、令和 4（2022）年 3 月 31 日までは市川市衛生処理場へ、令和 4（2022）年 4 月 1 日からは船橋市西浦処理場へ処理を委託しています。

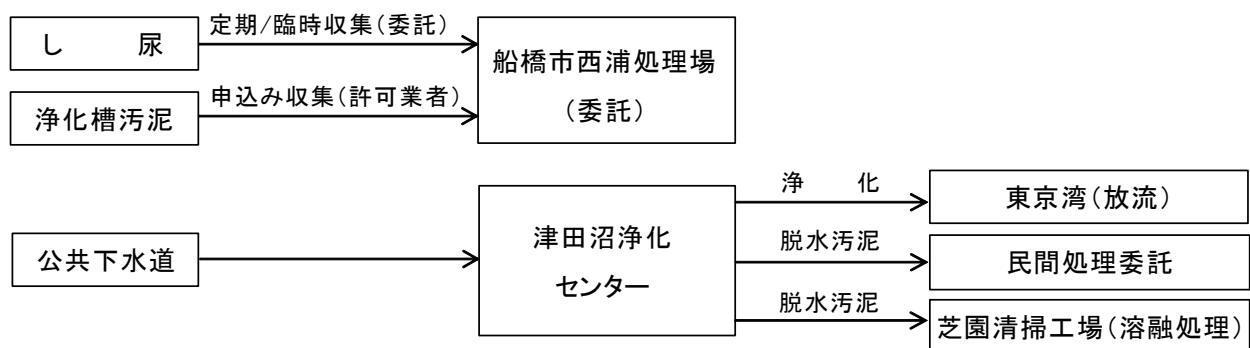


図 4.4.4 し尿処理の現況

※31 産業廃棄物 事業活動に伴って生じた 20 種類の廃棄物（燃えがら、汚泥、廃油など）のことです。大量に排出され、処理に特別な技術を要するものが多く、排出事業者は責任を持って適正に処理する責務があります。

※32 TEQ(Toxicity Equivalency Quantity:2,3,7,8-TCDD 毒性等価濃度) ダイオキシン類の中でもっとも毒性の強い 2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）を 1 として、ダイオキシン類各種の毒性を数値化したものです。その数値に各濃度を掛けた値の総和を、ダイオキシン類濃度の TEQ 換算値といいます。

4.4.4. 資源循環型社会の形成

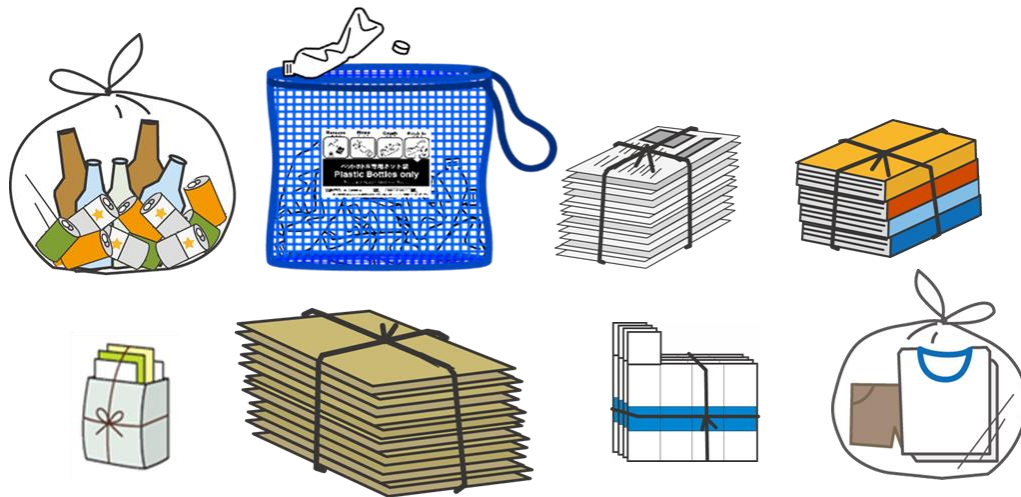
一般廃棄物処理基本計画(改訂版)に基づき、平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度までの 5 カ年の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示し、整備する施設の種類、規模などの概要をまとめた「循環型社会形成推進地域計画」を平成 24(2012)年 12 月に策定しました。

本計画に基づき、平成 25(2013)年度に芝園清掃工場の設備診断を実施し、「芝園清掃工場長寿命化計画」を策定しました。そして、平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度にかけて、芝園清掃工場の緊急対策事業を実施した後、基幹的設備・機器の更新などの整備を行い、施設の耐用年数を稼働開始時から30年間に延伸することを目的とした、第 1 期芝園清掃工場延命化対策事業を平成 29(2017)年度に、第 2 期事業を平成 30(2018)年度から令和元(2019)年にかけて実施しました。なお、第 3 期事業を令和 5(2023)年度から令和 6(2024)年度にかけて実施しています。

(1) ごみ集積所の資源物収集

資源物は、ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、段ボール、飲料用紙パック、古着類に分別され、ごみ集積所で、週 1 回の「資源物収集日」に収集しています。

この他、食品用白色発泡トレイや使用済小型家電を公民館などで拠点回収し、循環型社会の形成を図っています。



(2) 使用済小型家電のボックス回収

小型家電に含まれる希少金属（レアメタル）等の資源の有効活用を目的に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、本市においても、市内 9 か所の公共施設に設置した専用のボックスで回収しています。

なお、使用済小型家電は一部を除き、これまでどおり、集積所に燃えないごみとして出すことも可能です。

＜対象品目＞

携帯電話端末・PHS端末、タブレット型端末、電話機・ファクシミリ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、ラジオ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器、懐中電灯、時計、ゲーム機器、カーナビ等及びこれらの付属品などで投入口（縦 15cm、横 30cm）に収まるもの



使用済小型家電回収ボックス

＜回収ボックス設置場所＞

市庁舎 1F メイン入口横、市民課連絡所（実籾コミュニティホール・西部・JR 津田沼駅南口）、公民館（菊田・実花・袖ヶ浦・谷津）、プラッツ習志野 市民ホール入口

(3) 有価物回収運動奨励事業

ごみ減量運動の促進及びごみの資源化に対する意欲の向上を図ることを目的に回収運動が実施されており、アルミ缶、スチール缶、新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、段ボール、飲料用紙パック、古着類、再利用ビン、雑ビン、カレットを有価物として分別回収した、町会・PTA 等登録団体に対し、1kg あたり 4 円の奨励金を交付しています。

また、制度の安定を図るため、回収事業者に対し 1kg あたり 4 円の補助金を交付しています。

(4) 廃棄物の抑制・啓発事業

3R 推進のため、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸配布し、地区別収集カレンダー等をホームページへ掲載している他、3R 啓発品を配布しています。また、連合町会長で組織された「習志野市をきれいにする会」とともに、清掃事業の円滑な推進に努めました。

(5) 事業系一般廃棄物の減量対策

平成 5（1993）年 12 月に制定した「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、事業系一般廃棄物の減量及び資源化促進を図るため、多量排出事業所（床面積合計 1,000 m² 以上かつ事業系一般廃棄物排出量 1 日平均 50kg 以上）に対し減量化・資源化計画書などの提出を求め、指導を行っています。

(6) リサイクルプラザ啓発事業

① リサイクルプラザ見学など

市内小学校4年生を対象とした施設見学の実施

参加者：16校 1,454人

② リサイクルプラザ来場者総数(上記施設見学を含む)

1,748人(ガラス細工などのリサイクル体験教室は令和3年度で終了しました。)

(7) 習志野市まちをきれいにする行動計画に基づく実施内容

「(通称)習志野市まちをきれいにする条例」に基づき、「習志野市まちをきれいにする行動計画」を毎年度策定し、令和5(2023)年度は、次の施策を実施しました。

① 歩きたばこ・ポイ捨て防止啓発用シートの路面貼付

・ 場所：市内各駅周辺など

② 歩きたばこ・ポイ捨て防止駅周辺街頭キャンペーン

・ 令和5(2023)年10月6日(金) JR新習志野駅、京成大久保駅

・ 令和5(2023)年10月11日(水) 実籾駅、谷津駅

・ 令和5(2023)年10月13日(金) JR津田沼駅、新津田沼駅、京成津田沼駅

※JR津田沼駅は船橋市と合同で実施

③ 環境美化推進員を対象とした講習会

地域の環境美化活動において、市と町会・自治会の窓口としての役割を担っていただいている環境美化推進員に対して、講習会を実施しました。

・ 日時：令和5(2023)年11月10日(金) 午後2時～午後4時

・ 場所：生涯学習複合施設「プラッツ習志野」北館 市民ホール

・ 参加者：145人

・ 内容：① 習志野市のごみ事情について

② 講演／「もし、一つのゴミを拾ったら一匹の魚が戻ってくるとしたら
～ゴミが変える自然環境～」



歩きたばこ・ポイ捨て防止
啓発用シート

④ ごみゼロ運動の実施

令和5(2023)年5月28日(日)を中心とした前後1週間程度の間、市民・教育機関などがごみ拾いを随時実施しました

・ 参加者：延べ 17,864名 ・ 総収集量：16,057kg

⑤ ごみの分け方・出し方の周知

3Rの推進を図り、収集日や分別方法などをお知らせするため、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸配布しました。また、広報紙やホームページの他、携帯電話 SNS アプリケーションによる情報発信を行いました。

※近隣 16 市喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(8) 不法投棄対策

過去5年間の不法投棄廃棄物は、一般廃棄物から有害物質を含む産業廃棄物まで多種多様であり、それが不法投棄されることにより、様々な環境への悪影響を生じさせています。

ごみ集積所及び公共施設において、不法投棄が多くみられる場所については、禁止看板を設置し、啓発を図るとともに、巡回パトロールを実施し、不法投棄の防止に努めています。

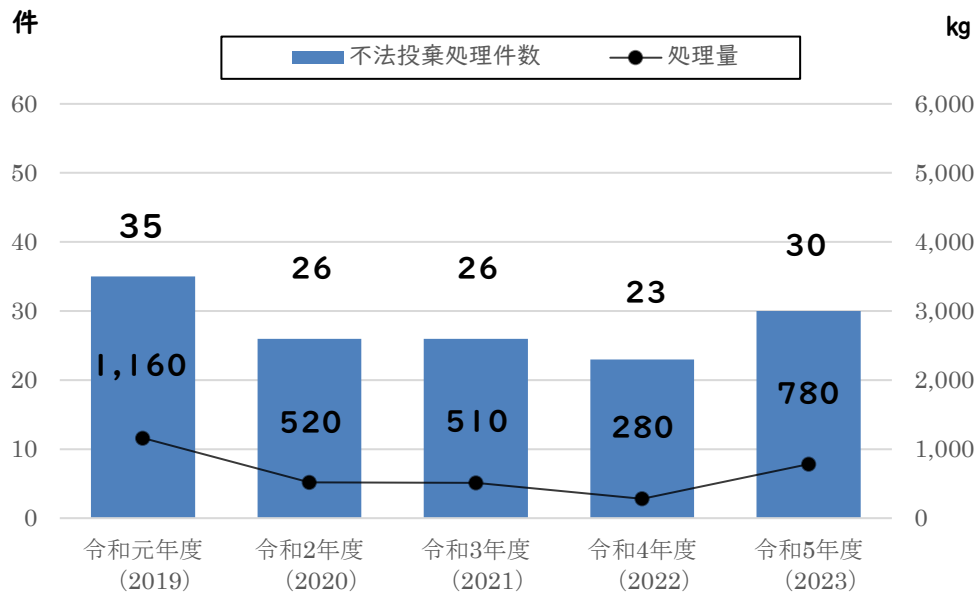


図 4.4.5 不法投棄処理件数及び処理量の推移

4.4.5. その他の衛生

(1) 消毒事業

病虫害の発生源及び成虫の駆除対策として、流れの悪い道路の側溝などの消毒を実施しています。

(2) 空地の雑草対策

事故・犯罪・病虫害の発生防止などのため、空地に繁茂した雑草などの実態調査とともに、パトロールを行い、土地所有者もしくは土地管理者に適正な管理を行うよう指導しています。

(3) その他の事業

① 違反広告物の撤去

環境美化の観点から、パトロールを行い、電柱などに設置してある不動産広告などを違反広告物として簡易撤去しています。

② 清掃の日

地域の方々が環境美化活動で行った道路や公園などから排出されたごみの収集運搬を行っています。

4.5. 公害の未然防止と苦情相談

4.5.1. 環境保全条例の運用

工場などで使用する金属加工機械や廃液処理施設といった公害の発生源となりうる施設について、公害の発生防止のため、「習志野市環境保全条例」（以下、「市環境保全条例」という。）において、規制基準を定めています。また、このような施設を設置する者は、本市に対し、事前に施設の内容を申請し、認可を受けなければならないことを規定しています。本市は、認可の決定をすることと、基準値内での事業活動となることを確認し、その後も基準を守るよう指導しています。

表 4.5.1 工場等設置・変更認可件数

単位：件

年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
工場等設置認可件数	13	8	10	5	15
工場等変更認可件数	31	29	27	19	25
合計	44	37	37	24	40

令和 5（2023）年度に認可した工場などは、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動に係る施設の中で、空調機や圧縮機といった騒音・振動に係る施設が、延べ件数で全体の約 9 割を占めています。

表 4.5.2 認可内容別延べ件数内訳

単位：件

	大気汚染	悪臭	水質汚濁	騒音	振動	その他	合計
延べ件数	0	1	1	40	30	0	72
割合(%)	0.0	1.4	1.4	55.6	41.7	0.0	100

4.5.2. 公害などに係る苦情相談

(1) 公害苦情相談

公害に係る紛争が生じた場合には、迅速かつ適正な解決を図るため、総務省は、公害紛争処理法による処理を進める方針を示しています。

本市もこの方針により、公害苦情相談を行っています。

内容は公害とは言えない私的なものから基準などの無いものまで種々の案件があり、被害実態の把握、被害の解消に努めていますが、相談内容も複雑化しており、解決に至らないこともあります。

(2) 公害苦情相談内容と件数の経年変化

令和5(2023)年度の公害苦情件数は52件ありました。

典型7公害種類別では、騒音がもっとも多く、次いで振動、悪臭に関する苦情が目立ちます。
用途地域別では、住居地域が全体の約6割を占めています。

表 4.5.3 典型7公害種類別公害苦情件数

単位:件

年度\種類	総苦情 件数	大気汚染 (粉じん含)	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
令和元(2019)	72	19	0	32	12	4	1	1	3
令和2(2020)	86	7	0	54	6	18	0	0	1
令和3(2021)	45	2	0	27	7	6	0	0	3
令和4(2022)	53	2	0	36	10	3	0	0	2
令和5(2023)	52	4	1	31	8	7	0	0	1

表 4.5.4 用途地域別公害苦情発生件数

単位:件

年度\項目	総苦情 件数	典型7公害						典型 7公害 以外
		住居	商業	準工業	工業・ 工専	調整・ その他	小計	
令和元(2019)	72	53	3	2	2	9	69	3
令和2(2020)	86	76	2	3	3	1	85	1
令和3(2021)	45	28	5	0	1	8	42	3
令和4(2022)	53	36	6	0	0	9	51	2
令和5(2023)	52	33	5	5	1	7	51	1

近隣生活公害は、5件ありました。これらは、都市生活型公害で、被害範囲が近隣住宅だけといったもの等、近隣同士の生活に係る問題であり、地域のコミュニケーション不足や他者への配慮不足などから、その解決方法を市に求めてくるものです。このような近隣生活公害苦情相談に対しては、当事者間の話し合いで解決することを前提に、状況確認や関係機関との調整を行っています。

表 4.5.5 近隣生活公害苦情種類別推移

単位:件

項目\年度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
スナック等営業音	2	2	1	1	0
ピアノ・楽器の音	1	0	1	0	0
自動車の空ふかし	0	1	1	1	0
物売り等の拡声器音	3	0	0	0	0
冷暖房器具の音	1	2	0	0	2
家庭浄化槽のにおいや音	0	0	1	1	0
家庭焼却などの煙	4	2	0	0	1
その他	3	4	3	3	2
計	15	11	7	6	5

4.6. 大気

4.6.1. 大気汚染の概要

大気汚染は、主に燃料などの燃焼により発生し、人の呼吸器に望ましくない影響を与えるものとされています。その発生源は、工場などの固定発生源と自動車などの移動発生源の2つに大別されます。

本市は、工場などの固定発生源としては、京葉工業地帯の影響を受け、昭和40年代(1960年代後半)に急激に工業化が進み、大気環境の悪化が見られました。しかしながら、工場の排出規制に対する法令や条例が整備されたことで、汚染は改善されてきました。

一方で、近年、特に都市部地域において、自動車交通量の増加に伴い、排気ガスによる大気汚染が大きな問題となってきました。国では、都市部地域を対象として、平成13(2001)年に「自動車NO_x・PM法」が制定され、県では、平成15(2003)年に「自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」が策定されました。また、平成25(2013)年には、令和2(2020)年度までに二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準の確保を目標にした「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が策定され、対策に取り組んだ結果、二酸化窒素(NO₂)と浮遊粒子状物質(SPM)の改善が見られました。

さらに令和4(2022)年11月には「自動車NO_x・PM法」に基づく基本方針が改正され、大気環境基準確保の目標年度が令和8年度までに延長されました。これを受け、千葉県では令和6(2024)年3月に「第3期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、これに基づき自動車環境対策に係る取り組みを推進しています。

4.6.2. 大気汚染の現況

「大気汚染防止法」では、都道府県に常時監視（測定）の義務が規定されており、市内には県が鷺沼測定局を設置しています。本市では、大気汚染状況把握のため、生活環境保全計画に基づき、本市独自の測定局を 3 局設置し、常時監視を行っています。

表 4.6.1 測定局の概要

令和 6 (2024) 年 3 月 31 日現在

設置者		千葉県	習志野市		
測定局名		①鷺沼	②東習志野	③谷津	④秋津
所在地		鷺沼台 1-591	東習志野 3-4	谷津 3-25	秋津 4-20
位置づけ		一般環境	一般環境	一般環境	自動車排出ガス
測定項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	○	○	—	—
	浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○	○	○
	微小粒子状物質 (PM2.5)	○	—	—	○
	光化学オキシダント (O _x)	○	—	—	—
	二酸化窒素 (NO ₂)	○	○	○	○
	炭化水素 (HC)	○	—	—	—
	風向・風速	○	○	○	○
	温度・湿度	○	○	—	—
	日射量	—	○	—	—
	降水量	—	○※	—	—
	酸性雨	—	○※	—	—

※令和 6 年 (2024) 年 2～3 月は、機器故障により欠測

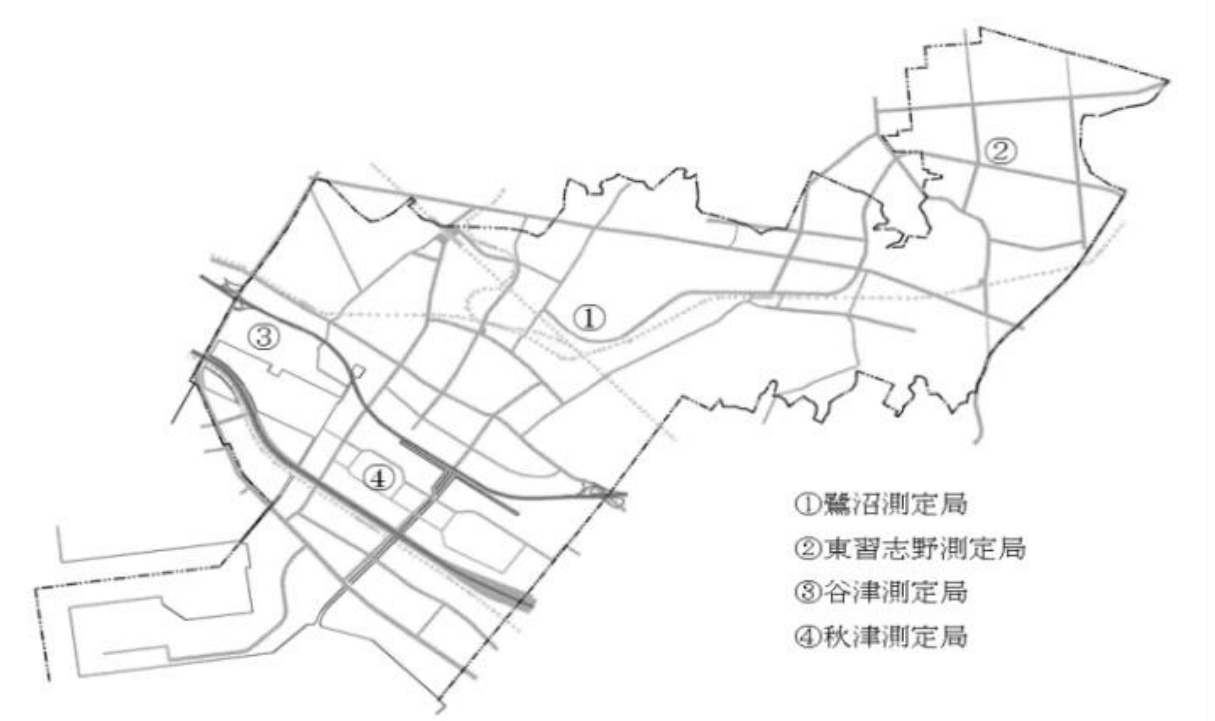


図 4.6.1 大気測定局位置図

4.6.3. 各大気汚染物質の動向

(1) 二酸化硫黄(SO_2) (硫黄酸化物(SO_x))

硫黄酸化物(SO_x)は、石炭や石油などの硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄(SO_2)、三酸化硫黄(SO_3)の総称で、呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質となります。

生活環境保全計画では、環境基準^{※33}の達成を目標としており、昭和49(1974)年度から令和5(2023)年度まで環境基準を達成しています。

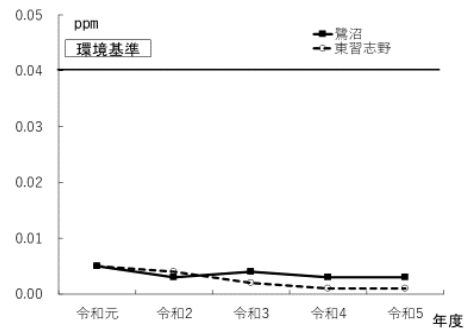


図 4.6.2 二酸化硫黄(SO_2)経年変化

(2) 二酸化窒素(NO_2) (窒素酸化物(NO_x))

大気中の窒素酸化物(NO_x)は、物の燃焼により発生し、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO_2)を主体としており、酸性雨及び光化学オキシダント(O_x)の原因物質となります。

生活環境保全計画では、環境基準よりも厳しい千葉県環境目標値(0.04ppm 以下)の達成を目標としています。環境基準については、平成12(2000)年度より全局で達成し、千葉県環境目標値についても、令和元(2019)年度から5年連続で全局達成しています。

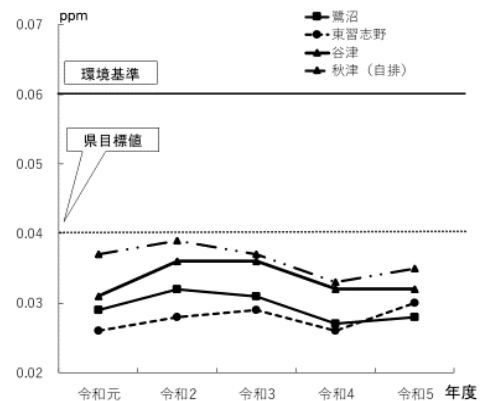


図 4.6.3 二酸化窒素(NO_2)経年変化

(3) 光化学オキシダント(O_x)

光化学オキシダント(O_x)は、窒素酸化物(NO_x)と炭化水素(HC)等が強い紫外線的作用により、光化学反応を起こし生成する二次汚染物質であり、光化学スモッグの主要な原因物質です。

生活環境保全計画では、環境基準の年間を通して基準超過数0回を目標としていますが、測定開始以来、環境基準を達成していない状況が続いており、令和5(2023)年度も未達成でした。

※33 環境基準 環境基本法第16条の規定に基づき定められている「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」のことです。この基準は、行政上の目標であり、公害発生源（工場など）に対する規制基準とは異なります。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境基準が定められており、ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11(1999)年法第105号)第7条の規定に基づき定められています。

(4)浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質 (SPM) は、粒径が 10 μm 以下の大気中の浮遊粉じんのことで、大気中における沈降速度が小さく、滞留時間が長いため、気道又は肺胞に付着して気管支炎などの呼吸器系障害を引き起こすといわれています。

生活環境保全計画では、環境基準の達成を目標としており、平成 30 (2018) 年度から全局で達成しています。

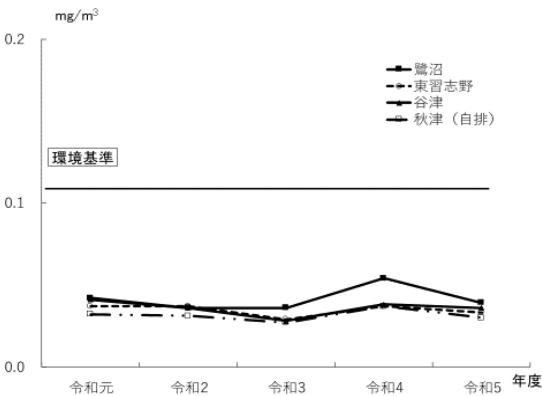


図 4.6.4 浮遊粒子状物質 (SPM) 経年変化

(5)微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) は、粒径が 2.5 μm 以下のもので、浮遊粒子状物質 (SPM) よりも粒径がさらに小さいことから、呼吸器のみならず循環器にも影響があると考えられています。

平成 21 (2009) 年 9 月に環境基準が定められ、その後、測定方法の詳細などが決定されました。

平成 23 (2011) 年以降、順次、全国的に常時監視測定局が設置され始め、本市では、平成 24 (2012) 年 2 月から鷺沼測定局で、平成 25 (2013) 年 8 月から秋津測定局で測定を開始しました。令和 5 (2023) 年度の測定結果は、2 局ともに環境基準を達成しています。

表 4.6.2 注意喚起のための暫定的な指針 (環境省)

レベル	暫定的な指針となる値 日平均値(μg/m³)	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値※3	
			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
			5 時～7 時 1 時間値(μg/m³)	5 時～12 時 1 時間値(μg/m³)
Ⅱ	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2 においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85 超	80 超
Ⅰ	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85 以下	80 以下
(環境基準)	35 以下※1			

※1 環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

PM2.5 に係る環境基準の短期基準は、日平均値 35 μg/m³であり、日平均値の年間 98 パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

表 4.6.3 微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

測定局 環境基準	鷺沼測定局 (一般局)			秋津測定局 (自動車排出ガス測定局)		
年平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	8.0	○	達成	7.7	○	達成
日平均値の98%値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	18.6	○		18.7	○	

(6)酸性雨

酸性雨は、大気中に排出された硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)が雨に溶け込み酸性化されたもので、pH^{※34}5.6以下の降雨のことです。

本市では、平成2(1990)年11月より降雨時のpH測定を行っています。令和5(2023)年度は、年間平均値がpH5.3であり、近年はほぼ横ばいで推移しています。

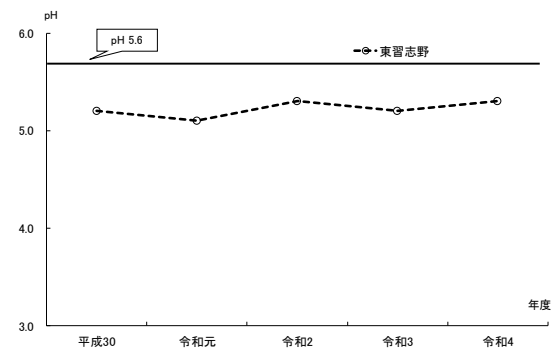


図 4.6.5 酸性雨 pH 年間平均値

※34 pH(Potential of Hydrogen:水素イオン濃度) 酸性やアルカリ性を示す指標で、pH7 が中性、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示します。

4.6.4. 大気汚染防止に関して講じた施策

(1) 取り組み

本市は、市環境保全条例により、工場などに対する規制を行うことで、大気汚染の発生を防止するよう努めています。また、「千葉県環境保全条例」（以下、「県環境保全条例」という。）及び市環境保全条例では、アイドリング・ストップ^{※35}を義務付けています。

(2) 企業指導

市内の工場などには、ばい煙発生施設があり、当該施設の入替時などには、重油から硫黄分やばいじん^{※36}量の発生が少ない天然ガス等への燃料の転換を推奨しています。

表 4.6.4 市環境保全条例に定めるばい煙発生施設の認定状況

令和6(2024)年3月31日現在

施設名	施設数		施設名	施設数	
	工 場	指定作業場		工 場	指定作業場
ボイラー	62	119	乾燥炉	16	0
溶解炉	1	0	電気炉	2	0
金属加熱炉	63	0	廃棄物焼却炉	5	0
焼成炉	1	0	鉛溶解炉	0	0
内燃機関	5	65			
総数:339施設(工場155施設、指定作業場184施設)・110事業場					

※35 アイドリング・ストップ 自動車の駐停車中にエンジンを停止させることです。大気汚染の改善、騒音の低減、燃料の節約などにつながります。

※36 ばいじん 石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するスス等のことです。

4.6.5. 光化学スモッグ

光化学スモッグは、光化学オキシダント(Ox)の濃度上昇によって、空気に「もや」がかかる現象のことです。気象条件に大きく影響され、風が弱く、日射が強く、気温が高いときに発生しやすいとされています。光化学オキシダント(Ox)対策の一環として、大気汚染防止法により、揮発性有機化合物※37に関する規制が行われ、発生メカニズムについては、国や県が研究を進めています。

光化学スモッグの監視は県で行われ、一定濃度に達し、人の健康や生活環境に被害が生じる恐れのある場合には、注意報などが発令されます。同時に各市町村へ周知され、緊急時には、工場などに対するばい煙排出量の削減措置などが講じられます。

令和5(2023)年度は、本市を含む葛南地域で、注意報が4回発令されました。

発令情報は、防災行政用無線、ホームページ、緊急情報メール及びX(エックス、旧 Twitter)等により、迅速に市民へ周知し、自動車の運転や屋外での運動を控えるよう呼び掛け、健康被害の発生を防止するよう努めています。

表 4.6.5 光化学スモッグの緊急時における発令基準

予 報	オキシダント濃度による判断基準
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき
警 報	オキシダント濃度 0.24ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき

表 4.6.6 光化学スモッグ注意報発令数

単位: 日

年度 地域	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
(葛南地域)習志野市	4	1	3	4	4
千葉県全域	9	5	4	7	6

表 4.6.7 光化学スモッグによる急性健康被害届出数

単位: 人

年度 地域	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
葛南地域					
習志野市	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
千葉県全域	0	0	0	0	0

※37 揮発性有機化合物 浮遊粒子状物質 (SPM) 及び光化学オキシダント (Ox) 等の原因物質の一つで、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称です。

4.7. 水質

4.7.1. 水質汚濁の概要

水質汚濁とは、工場などからの排水や家庭からの生活排水、油の流出事故などで、河川、海域、湖沼などの公共用水域※38が汚染され、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす状態のことです。

現在、法の整備や下水道の普及などにより、水質汚濁は改善されてきましたが、本市の公共用水域である河川と海域については、生活環境保全計画でそれぞれの目標を設定し、調査を継続して行っています。また、市環境保全条例に基づく、工場などへの監視、指導を通じて、良質な水質の保持を図っています。

4.7.2. 水質汚濁の現況

(1) 公共用水域の現況

令和5(2023)年度の水質環境調査は、河川3地点(東習志野雨水幹線の「八千代市境」、浜田川Ⅰの「実籾高校下」、浜田川Ⅱの「千葉市境」)、汽水域2地点(谷津干潟の「干潟出口」、菊田川下流部の「第七中学校脇」)、海域1地点(「茜浜地先」)の6地点で、四季(汽水域については、春及び秋)の調査を実施しました。

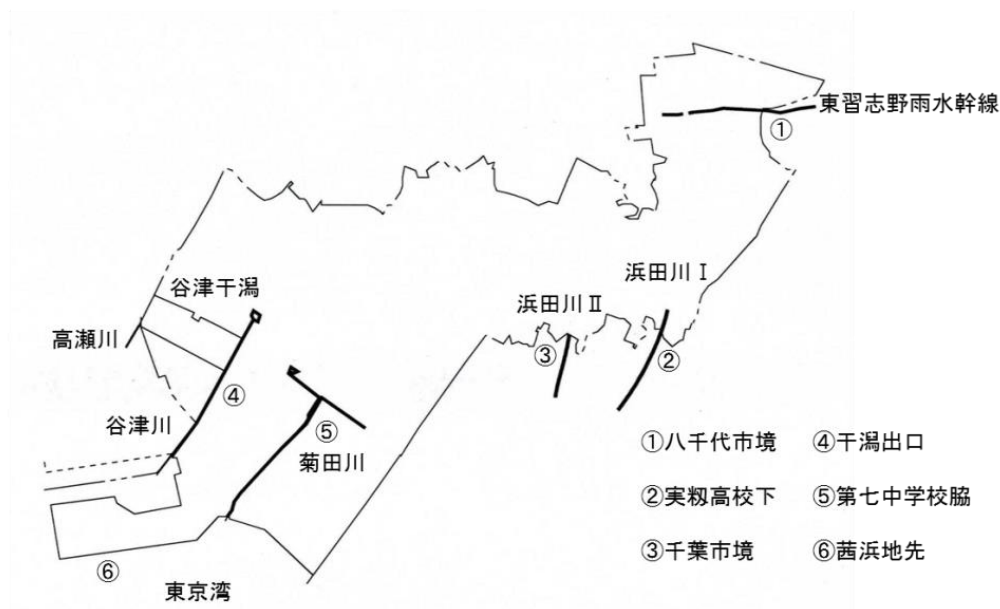


図 4.7.1 水質環境調査地点図

※38 公共用水域 水質汚濁法によって定められる公共利用のための海や川、湖などのことです。

表 4.7.1 水質環境調査地点

水 域 名		No.	地点名	所在地
河 川	東習志野雨水幹線	①	八千代市境	東習志野 7-2
	浜田川 I	②	実籾高校下	実籾本郷
	浜田川 II	③	千葉市境	屋敷 1-1
河川(汽水域)	谷津川	④	干潟出口	秋津 5-16
	菊田川	⑤	第七中学校脇	香澄 6-1
海 域	東京湾	⑥	茜浜地先	茜浜 3-6

(2)河川(3 地点)

本市の河川については、規模が小さく、環境基準が適用されるものではありませんが、生活環境保全計画では、環境基準値と同等の目標を設定して、調査を継続しています。

令和 5(2023)年度に実施した河川 3 地点の環境調査の結果、浜田川 II で健康項目^{※39}の鉛、ふっ素、ほう素において参照とする基準値の若干の超過が見られましたが、その他河川では健康項目、生活環境項目^{※40}ともに目標とする基準を達成しています。(第 5 部第 6 章「水質環境調査結果」参照)

表 4.7.2 河川の生活環境項目調査結果

水域	pH	BOD ^{※41} (mg/L)	DO ^{※42} (mg/L)	LAS ^{※43} (mg/L)
	年平均値	日平均値の 75%値	年平均値	年平均値
生活環境保全計画目標	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	2 以上	—
東習志野雨水幹線 八千代市堺	※4/4	1.4(達成)	※4/4	0.098
浜田川 I 実籾高校下	※4/4	1.6(達成)	※4/4	0.120
浜田川 II 千葉市堺	※4/4	3.3(達成)	※4/4	0.160

※pH と DO は、日平均値で評価するため、(達成数)/(調査数)

※39 健康項目 水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目のことです。カドミウム等の重金属類を中心に 27 項目あります。

※40 生活環境項目 水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目のことです。pH、BOD、COD、DO、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全リンの 9 項目があり、河川・湖沼・海域別に、また、利水目的に応じて基準値が定められています。

※41 BOD(Biochemical Oxygen Demand: 生物化学的酸素要求量) 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川や工場排水の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が著しいです。

※42 DO(Dissolved Oxygen: 溶存酸素量) 水中に溶け込んでいる酸素の量のことです。水中に有機物が増えると、それを分解する微生物に酸素が消費され、溶存酸素は減少します。

※43 LAS(Linear Alkylbenzene Sulfonate: 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩) 界面活性剤の一種であり、家庭用洗剤などで、現在も広く使用されています。

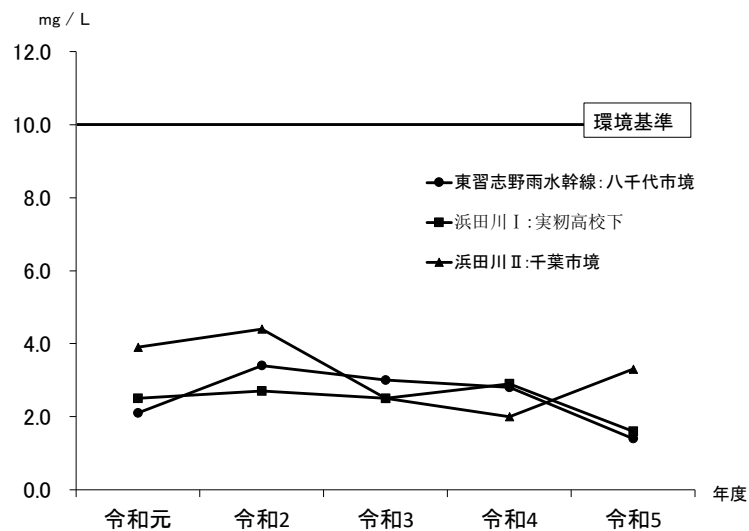


図 4.7.2 河川 3 地点の BOD の経年変化(75%値)

(3) 汽水域 (2 地点)

汽水域 2 地点については、生活環境保全計画での目標値の設定はありませんが、谷津干潟周辺の水質環境を把握するために、調査を実施しています。

表 4.7.3 汽水域の水質調査結果

地点名	pH	COD ^{※44} (mg/L)	DO (mg/L)	LAS (mg/L)
	年平均値			
干潟出口 (秋津 5-16 地先)	8.0	3.6	10.4	0.0001
第七中学校脇 (香澄 6-1 地先)	7.9	4.4	7.0	0.002

※44 COD (Chemical Oxygen Demand: 化学的酸素要求量) 水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、海域、湖沼の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が著しいです。

(4) 海域(1 地点)

本市の調査地点である茜浜地先は、海域 C 類型、海域Ⅳ類型及び海域生物 A 類型の環境基準が適用されています。海域 C 類型の調査では、COD、DO はともに環境基準を達成しましたが、昨年に引き続き、夏季に測定したpHは8.6となり、環境基準を達成しませんでした。

表 4.7.4 海域 C 類型の環境基準達成状況

地点	環境基準 海域C類型	pH 7.0以上8.3以下	COD(75%値) 8mg/L以下	DO 2mg/L以上
東京湾	茜浜地先	※3/4	4.0(達成)	※4/4

※pHとDOは、日平均値で評価するため、(達成数)/(調査数)

茜浜地先での栄養塩類は、海域Ⅳ類型の調査では、全窒素は環境基準内でしたが、全リンについては環境基準未達成となりました。これは調査地点が東京湾最奥部に位置するため水の循環が少ないことも起因しています。引き続き、下水道の接続率向上に対する取り組みや工場排水などに対する監視・指導を行い、良好な水環境を目指します。

表 4.7.5 海域Ⅳ類型の環境基準達成状況

地点	環境基準 海域Ⅳ類型	全窒素(1mg/L以下)	全リン(0.09mg/L以下)
		年平均値	年平均値
東京湾	茜浜地先	0.64 (達成)	0.08 (達成)

海域生物 A 類型の調査では、ノニルフェノール、LAS とともに環境基準を達成しましたが、全亜鉛については未達成となりました。

表 4.7.6 海域生物 A 類型の環境基準達成状況

地点	環境基準 海域生物A類型	全亜鉛(0.02 mg/L 以下)	ノニルフェノール(1 mg/L 以下)	LAS (0.01mg/L 以下)
		年平均値	年平均値	年平均値
東京湾	茜浜地先	0.031 (未達成)	不検出(達成)	0.0008 (達成)

4.7.3. 水質汚濁に関して講じた施策

(1) 条例に基づく規制

市環境保全条例では、水質汚濁に係る特定施設を有する工場などの排出水の規制基準を定めており、本市では、排出水の立入調査を実施しています。

令和 5(2023)年度は、延べ 30事業所(工場延べ20カ所、指定作業場延べ10カ所)に立入調査を実施し、基準超過などの 2 件に対し、文書指導を行いました。

基準超過の原因は、排水処理施設の維持管理の不良などによるもので、本市の指導に従い、施設管理の見直しを行うことで、排水の水質改善がみられました。

(2) 生活排水対策

生活排水に含まれる窒素・リン等の栄養塩類は、東京湾で植物プランクトンの増殖を誘引し、赤潮^{※45}の発生といった二次汚濁の発生原因となっています。県では、閉鎖性水域^{※46}である東京湾の水質改善のため、排水濃度規制である環境基準の他に、第9次総量削減計画により、COD、全窒素、全リンの削減目標量を定め、公共用水域への排出量を規制しており、公共下水道の整備促進などの施策を進めています。

※45 赤潮 海域において、動植物の栄養成分である窒素、リン等が増えすぎてしまうことで、海中の微小な生物（主に植物プランクトン）が異常増殖し、微生物の色に海面が変色する現象のことです。赤色に変色することが多いですが、プランクトンの種類により、黄褐色や緑色などにも変色することがあります。主として夏に多発し、魚介類のえらをつまらせ、また、酸欠などの悪影響を及ぼすこともあります。

※46 閉鎖性水域 地形などにより水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼などの水域のことです。

4.8. 地質

4.8.1. 土壤汚染の概要

土壤汚染による人への健康被害は、農作物への有害物質の蓄積、大気への有害物質の揮散、地下水の有害物質による汚染などにより発生します。生活環境保全計画では、土壤から環境基準を超える汚染物質が検出されないことを目標としています。

4.8.2. 土壤汚染の現況

市街地などについての土壤汚染対策の法規制は、平成 3(1991)年に土壤汚染に係る環境基準が定められ、令和 5(2023)年現在、29 項目の物質が環境基準に規定されています。また、平成 15(2003)年 2 月に「土壤汚染対策法」が施行され、水質汚濁防止法で定める有害物質を使用する事業場が廃止される際の土壤汚染調査が義務付けられました。その後、法によらない自主調査も行われたことから、この調査も法の対象として、平成 22(2010)年 4 月に改正されました。

本市では、昭和 48(1973)年度から平成 11(1999)年度にかけて、農用地や市内の公園を中心に土壤調査を実施したところ、農用地土壤汚染対策地域の指定要件又は土壤汚染に係る環境基準を超える地点はありませんでした。

また、令和 5(2023)年度末時点で、土壤汚染対策法に定める「要措置区域(健康被害の恐れがある。)」はありませんが、茜浜 1 丁目の一部及び芝園 2 丁目の一部が「形質変更時要届出区域(土壤汚染対策法の基準に適合しないものの、健康被害の恐れがなく、除去などの必要が無い。)」に指定されています。

4.8.3. 土壤汚染の防止対策

土壤汚染対策法は県の所管ですが、本市でも情報を収集し、汚染があった場合は、適正な処理を行うよう土地所有者に要請しています。なお、現在稼働している事業場について、汚染が地下水まで及んでいる場合は、汚染源を調査し、原因者などに汚染除去などを要請しています。

また、土地造成の際に搬入される「土砂」に有害物質が含まれていた場合、土壤汚染の原因となることから、本市では、平成 11(1999)年 4 月に「習志野市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、搬入する土砂の土壤分析等を義務付けています。令和 5(2023)年度の許可件数は 2 件でした。

4.8.4. 地下水汚染の概要

地下水は、飲用水、農業用水、工業用水などに利用され、私たちにとって貴重な地下資源です。

国は、地下水汚染に対しての法規制の整備を進め、平成元（1989）年の「水質汚濁防止法」改正により、地下浸透についての制限が定められ、平成 9（1997）年には、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められました。

県は、水質汚濁防止法と県環境保全条例により、水質監視及び事業者に対する規制・指導を行っています。本市は、県と協力し、汚染の解明と浄化に取り組んでいます。

生活環境保全計画では、地下水から環境基準を超える汚染物質が検出されないことを目標としています。

4.8.5. 地下水汚染の現況

本市では、昭和 61（1986）年度より、トリクロロエチレン等^{※47}に係る事業場の立入調査を実施してきました。平成元（1989）年度に、屋敷・実籾・新栄地区及び東習志野地区の2カ所で、環境基準を超える汚染地域があることを確認しました。いずれも工業地域及びその隣接地域でした。

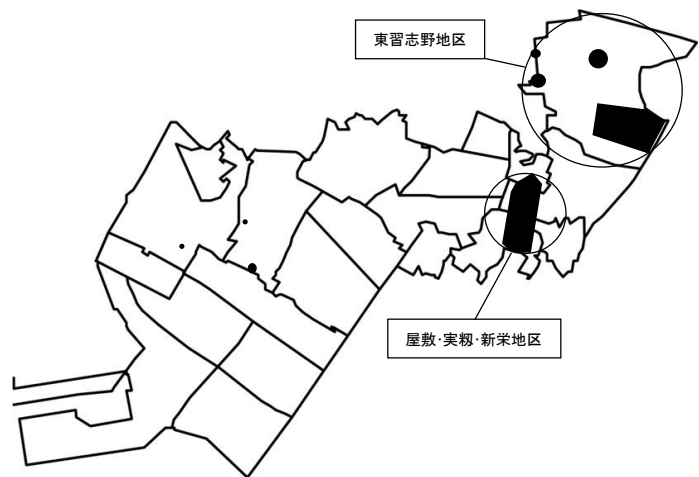


図 4.8.1 地下水汚染地区

これらの地区については、点在する井戸の水質調査やトリクロロエチレン等を取り扱う事業場の立入調査、地中ガス確認調査などを実施し、汚染が確認された井戸や事業場については、県とともに地下水浄化対策指導を行っています。

トリクロロエチレン等以外の項目については、平成 20（2008）年度に、東習志野地区で民間井戸のホウ素汚染の拡大が確認されたことから、メッキ工場のある屋敷・実籾・新栄地区も併せて、ホウ素、フッ素の調査も実施しています。

^{※47} トリクロロエチレン等 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素などの有機塩素化合物のことです。主に金属・機械部品の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われていましたが、発がん性が指摘され、代替物質への移行がされています。また、土壌汚染や地下水汚染の原因ともなるため、環境基準が定められています。

表 4.8.1 地下水汚染に係る民間井戸調査結果

民間井戸	検査井戸本数			検出井戸本数			基準超過本数		
	トリクロロエチレン等	ホウ素	フッ素	トリクロロエチレン等	ホウ素	フッ素	トリクロロエチレン等	ホウ素	フッ素
東習志野	42	3	1	18	0	1	7	0	0
実籾(本郷)	31	4	4	14	2	3	9	1	0
新栄	13	0	1	3	0	0	0	0	0
屋敷	13	6	3	6	4	3	2	0	0
津田沼	2	-	-	0	-	-	0	-	-
谷津	5	-	-	1	-	-	1	-	-
上記以外	1	1	1	0	0	1	0	0	0
合計	107	14	10	42	6	8	19	1	0

*トリクロロエチレン等は、千葉県(屋敷、秋津の計2本)の調査結果を含む。

4.8.6. 地下水汚染の解明調査及び除去対策

(1) 屋敷・実籾・新栄地区

本市は、平成元(1989)年度に実施した地質ボーリング調査の結果を踏まえ、平成5(1993)年度までに、観測井戸^{※48}を12地点に36本設置し、以降の観測結果をもとに、汚染源をおおむね確認することができました。

汚染除去については、屋敷4丁目に曝気方式による地下水浄化施設を設置し、平成7(1995)年度に浄化を開始しました。また、汚染源とされる2事業場のうち、一方の事業場が平成8(1996)年度に地下水浄化施設を設置しました。また、汚染源の土地を取得していたもう一方の事業場については、平成11年(1999)年度に地下水の浄化を開始しましたが、トリクロロエチレン等が継続して低濃度で推移していることを確認し、平成23年度に浄化を停止しています。

令和5(2023)年度は、地区全体で観測井戸9カ所27本及び民間井戸29本の水位・水質を測定しました。その結果、浄化は進んでいるものの、地層に複雑に入り込んでいる汚染の解消には、今後も企業指導を含めた除去作業の継続が必要であることがわかっています。

(2) 東習志野地区

本市は、平成元(1989)年度より、民間井戸及び事業場の水質調査を実施し、2事業場において、表層地層の土壤汚染を確認しました。当該2事業場については、工場敷地全体の土壤汚染の状況把握、地下水汚染の確認調査を実施するよう指導し、平成9(1997)年度から汚染土壤の浄化対策を開始しました。その結果、平成17(2005)年2月には日鉄住金SGワイヤ(株)(現:日鉄SGワイヤ(株))が、平成18(2006)年8月にはJFE建材(株)が土壤汚染対策を完了し、引き続き地下水浄化作業を実施しています。JFE建材(株)跡地については、平成19(2007)年度よりマンション建設工事が始まり、くい打ちによる汚染物質の拡大を防ぐため、県、市、事業者で協議の上、観測井戸を設置する等の対策を講じました。

令和5(2023)年度は引き続き、地区全体で民間井戸42本の水位・水質を測定し、汚染源の解明に向けた基礎調査を実施しました。

※48 観測井戸 観測を目的とする帯水層(実際に地下水を含んでいる地層で、地下水を通しやすくなっているところ)の水位や水質などのデータを得るための井戸のことです。

4.8.7. 地盤沈下の概要

地盤沈下の主な原因は、地下水の採取や天然ガスかん水^{※49}の採取といった人為的要因又は地震などの自然的要因、もしくはこれらの要因が複合されたものと考えられます。

県では、昭和 40 年代(1970 年頃)の人口の増加に伴う、地下水の採取や天然ガスかん水の採取により、年間の地盤沈下量が 20cm を超える時期もありましたが、地下水採取削減の法整備や指導及び天然ガスかん水の採取抑制指導などを行い、地盤沈下は沈静化しています。

4.8.8. 地盤沈下の現況

県では、毎年 1 月 1 日を基準日として、地盤変動調査を実施しており、令和 5(2023)年 1 月 1 日の調査結果では、地盤変動調査精密水準測量を 47市町村(水準点^{※50}数 1,072基、測量面積 3,208.5km²)で実施しました。本市では、調査地点全12地点(水準点 12基)のうち 4 地点で沈下を確認しましたが、2cm以上の沈下はありませんでした。

4.8.9. 地盤沈下の防止対策

地盤沈下は、一度起こると復元が困難であることから、未然に防止することが重要となります。本市では、昭和 47(1972)年に「千葉県公害防止条例」、昭和 49(1974)年に「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)」の地域指定を受けました。そして、地下水採取量の削減を図るため、規制対象地下水の採取に対しては、地下水の代替となる水源を確保した時点で、全面的に他の水源に転換しました。

この結果、ビル用水法の対象事業場については、江戸川を水源とした東葛・葛南地区工業用水道への転換がなされました。

また、市企業局については、北千葉広域水道企業団から供給を受け、年々水源に占める地下水の割合を減少させてきました。さらに、ガス供給事業として行っていたガスの採取を中止し、すべてのガス井戸を廃止しました。

一方、本市は、市環境保全条例を改正し、法及び県環境保全条例の規制対象外である小規模揚水施設について、平成 17(2005)年 1 月より、法令などより厳しい基準を定め、届出制とする等の規制強化を図りました。

※49 天然ガスかん水 天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものです。ヨウ素が多く含まれており、千葉県一帯の上総層群(300～40 万年くらい前に海底で堆積した地層)中に存在しています。

※50 水準点 土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられます。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動量を出します。

表 4.8.2 関係法令規制内容の対照表

法令名	規制基準		規制対象
	ストレーナーの位置	吐出口面積	
工業用水法	650m以深	6cm ² (径 2.76 cm) を超え 21cm ² (径 5.17cm) 以下	工業用水(工業とは製造業(物品の加工修理を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう)
ビル用水法	650m以深		冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水(浴室の床面積の合計が 150 m ² 以上のもの)
県環境保全条例	650m以深		工業用水法、ビル用水法に規定される用水、水道用水、農業用水、ゴルフ場(10ha 以上)における散水の用途
市環境保全条例	550m以深	6cm ² 以下	県環境保全条例に定める用途で、揚水機の定格出力が 0.75kW を超えるもの

4.8.10 その他の対策

地盤沈下は、地下水位の変動や各地層の圧密と関連性があるため、これらの観測を行うことが重要です。本市は、東習志野 7 丁目に深さ 180m の地下水位観測井戸を設置しています。

また、地層の圧密と地下水位とを観測するため、県との共同事業で、藤崎 1 丁目に深さ 145m と 235m の 2 本の井戸を設置しています。

4.9. 騒音・振動・悪臭

4.9.1. 騒音・振動の概要

騒音・振動とは、「不快な」あるいは「無いほうが良い」音や揺れをいい、主観的、心理的なもので、人により感じ方が異なる感覚的な要素が強いものです。

騒音の主な発生源は、工場などの稼働音、建設作業音、自動車による交通騒音、飲食店の深夜営業騒音、隣家のピアノの音などの近隣生活騒音など多種多様で、あらゆるところに存在しています。

「騒音規制法」では、工場など及び建設作業から発生する騒音について、必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る要請限度^{※51}を定めています。

振動の主な発生源も、工場など、建設作業、自動車交通によるもので、多くの場合、騒音とともに発生します。

「振動規制法」では、騒音規制法と同様に、事業活動及び建設作業の振動について、規制を行い、道路交通振動に係る要請限度を定めています。

さらに、市環境保全条例では、騒音規制法及び振動規制法で規制対象としていない工場など及び建設作業についても規制を行っています。また、深夜営業騒音については、事業者に対し、付近の静穏を害してはならないとしています。

4.9.2. 騒音・振動の現況

(1) 道路に面する地域の騒音・振動環境

騒音規制法第21条の2及び振動規制法第19条の規定により、騒音・振動測定調査は、市町村で実施することとされています。令和5(2023)年度の道路に面する地域の騒音調査は、令和5(2023)年10月から令和6(2024)年2月にかけて、12地点で実施し、うち6地点では、振動調査も実施しました。

また、自動車交通量調査は、令和5(2023)年11月6日から7日にかけて、5路線5地点で実施し、調査結果は、第5部第7章「自動車交通量年度別推移」に掲載しています。

※51 要請限度 指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動が、道路周辺の生活環境を著しく損なうと認められるとき、道路管理者などに改善措置を講じるよう要請することができる限度基準のことです。

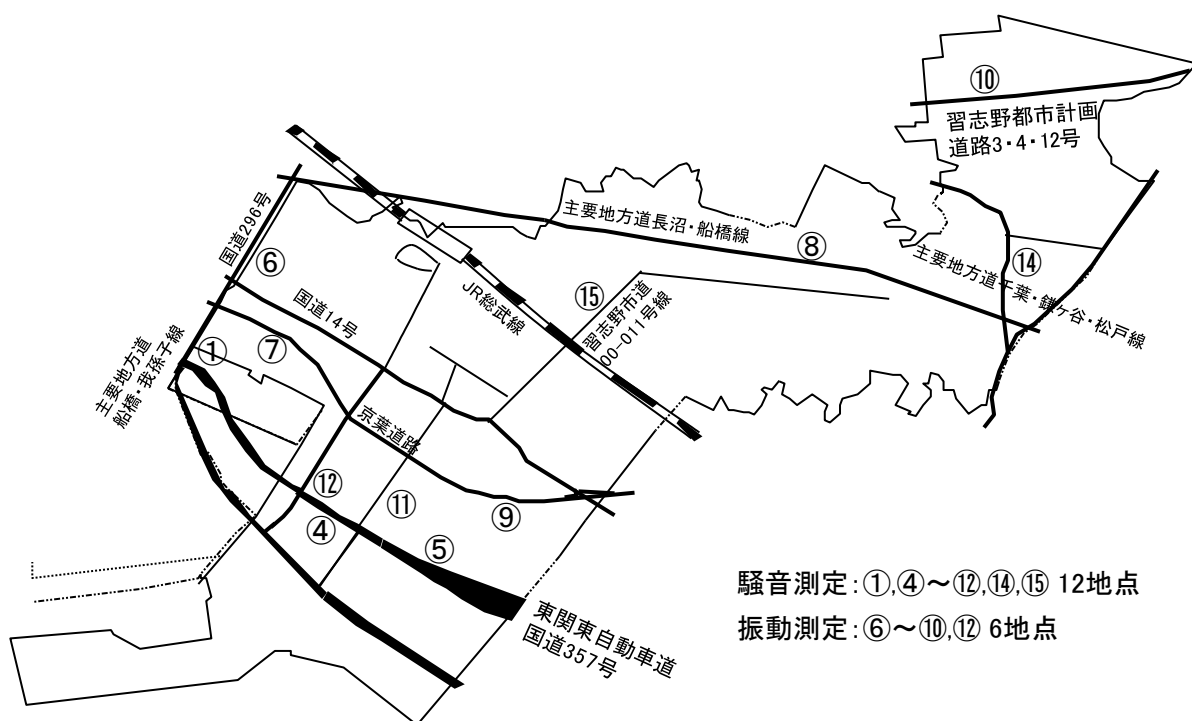


図 4.9.1 道路に面する地域の騒音・振動調査地点

(2)道路騒音

生活環境保全計画では、環境基準を達成することを目標としています。

12地点(後背地含め14地点)のうち、昼間・夜間ともに環境基準を達成していない地点が2地点、夜間のみ環境基準を達成していない地点が1地点ありましたが、要請限度を超えた地点はありませんでした。

表 4.9.1 道路に面する地域の騒音調査結果

【道路に面する地域の騒音】A地域のうち2車線以上の道路に面する地域(dB)

時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	60	70	①	東関東自動車道・国道357号・主要地方道船橋・我孫子線	53	⑤	東関東自動車道・国道357号	59
夜間	55	65		千葉大学谷津住宅南	50		香澄公園	52
昼間	60	70	④	東関東自動車道・国道357号	54	⑮	習志野市道00-011号線	64
夜間	55	65		秋津公園	50		本大久保2丁目2号公園	61

【道路に面する地域の騒音】C地域のうち車線を有する道路に面する地域(dB)

時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	65	75	⑩	習志野都市計画道路3・4・12号	67
夜間	60	70		企業局第3給水場	62

【道路に面する地域の騒音】幹線交通を担う道路に近接する空間(dB)

時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	70	75	⑥	国道296号	65	⑪	習志野都市計画道路3・3・3号	63
夜間	65	70		日本製鉄習志野社宅	65		第7中学校西側	59
昼間	70	75	⑦	国道14号	68	⑫	習志野都市計画道路3・3・2号	65
夜間	65	70		浜宿児童遊園	66		秋津公園	61
昼間	70	75	⑧	主要地方道長沼・船橋線	66	⑭	主要地方道千葉・鎌ヶ谷・松戸線	66
夜間	65	70		誉田八幡神社	64		実籾4丁目	65
昼間	70	75	⑨	京葉道路	57			
夜間	65	70		袖ヶ浦污水中継ポンプ場	55			

【道路に面する地域の騒音】背後地(dB)

時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	65	75	⑥	国道296号	52	⑧	主要地方道長沼・船橋線	51
夜間	60	70		日本製鉄習志野社宅	52		誉田八幡神社	44

※1 地域の類型については、5.9.5騒音に係る環境基準を参照。

※2 アンダーラインは環境基準値超過を示す。昼間は6時～22時を、夜間は22時～6時を示す。

要請限度：指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動が、道路周辺の生活環境を著しく損なうと認められるとき、道路管理者などに改善措置を講じるよう要請することができる限度である。

(3) 面的評価(自動車騒音常時監視)

騒音規制法第18条の規定により、本市は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならぬとされています。

「面的評価」とは、道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度達成しているかを示すものです。道路に面する地域での騒音を、道路端から50mの範囲にあるすべての住居などを対象に、実測値や推計による騒音レベルの状況を把握し、環境基準を達成している戸数の割合を算出して評価します。

幹線道路(国道、県道、4車線以上の市道)についての面的評価を5年間のうちに終えることとされており、令和5(2023)年度は、2路線2地点について、地図データ及び環境省から提供された面的評価システムを使用し、評価しました。

表 4.9.2 面的評価結果

路線名	測定年度	住居など 戸数	昼夜とも 基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超過	
			戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
国道296号	令和5(2023)	598	569	95.2	29	4.8	0	0.0	0	0.0
京葉道路	令和5(2023)	1840	1682	91.4	132	7.2	0	0.0	26	1.4

(4) 道路振動

振動については、環境基準はなく、要請限度が定められています。生活環境保全計画では、人が揺れを感じ始める55dB以下であることを目標としています。

令和5(2023)年度においても、すべての調査地点で要請限度を下回っており、生活環境保全計画の目標値も下回っていました。

表 4.9.3 道路に面する地域の振動調査結果

【道路に面する地域の振動】第1種区域(dB)

時間帯	要請 限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	65	⑥	国道296号	50	⑨	京葉道路	53
夜間	60		日本製鉄習志野社宅	49		袖ヶ浦汚水中継ポンプ場	51
昼間	65	⑦	国道14号	44	⑫	習志野都市計画道路3・3・2号	43
夜間	60		浜宿児童遊園	41		秋津公園	38
昼間	65	⑧	主要地方道長沼・船橋線	46			
夜間	60		誉田八幡神社	41			

【道路に面する地域の振動】第2種区域(dB)

時間帯	要請 限度	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	70	⑩	習志野都市計画道路3・4・12号	45
夜間	65		企業局第3給水場	43

(5) 一般地域の騒音

調査地点 10 地点のうち、昼間・夜間ともに環境基準を達成していない地点はありませんでしたが、夜間のみ環境基準を達成していない地点が 1 地点ありました。

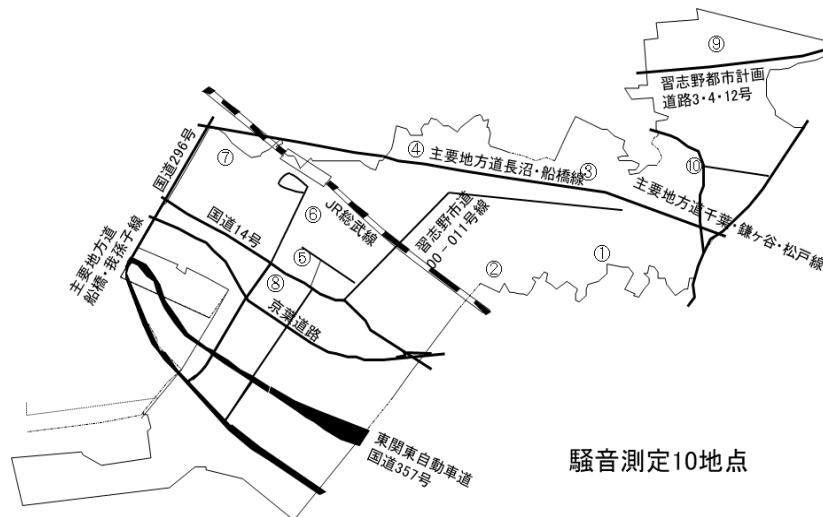


図 4.9.2 一般地域の騒音調査地点

表 4.9.4 一般地域の騒音環境調査結果

【一般地域の騒音】A地域及びB地域 (dB)

時間帯	環境基準	No.	調査地点	測定値	No.	調査地点	測定値
昼間	55	①	天津児童遊園	51	⑤	鷺沼城址公園	48
夜間	45			40			42
昼間	55	②	梅林園	47	⑥	菊田公園	52
夜間	45			39			42
昼間	55	③	八幡公園	51	⑦	谷津5丁目公園	49
夜間	45			47			42
昼間	55	④	藤崎4丁目児童遊園	51	⑧	袖ヶ浦4号児童遊園	50
夜間	45			38			45

【一般地域の騒音】C地域 (dB)

時間帯	環境基準	No.	調査地点	測定値	No.	調査地点	測定値
昼間	60	⑨	東習志野ふれあい広場	49	⑩	実籾1号公園	53
夜間	50			42			46

※アンダーラインは環境基準値超過を示す。

(6) 低周波音

低周波音とは、人の耳に聞こえにくい、波長が長い空気振動のことで、障害物の影響を受けにくく、遠距離まで伝わる特徴があります。また、身体的にも、頭痛や不快感などの変調をきたすといわれていますが、因果関係については明確にされていません。発生源としては、風車、機械プレス、空調室外機、道路高架橋などが考えられます。低周波音は発生及び影響のメカニズムが複雑であるため、対応については、千葉県環境研究センターと協力して進めています。

4.9.3. 騒音・振動に関して講じた施策

(1) 企業指導

市環境保全条例に基づき、工場などの設置及び変更認可時において、騒音・振動発生施設の適正配置と公害防止対策について、技術指導を行っています。

また、ブルドーザー等の騒音や振動の原因となる建設機械を使用する工事を許可制の特定建設作業とし、事業者に対し、低騒音・低振動機械の使用及び周辺住民への事前周知などを行うよう指導しています。

表 4.9.5 市環境保全条例に基づく騒音・振動特定施設認定数

単位：施設

施設の種類	騒音	振動
金属加工機械	2	1
木材加工機械	0	
圧縮機	2	2
送風機	9	
粉碎機	0	0
集塵機	1	
冷凍機	4	4
空調機	259	239
天井走行クレーン	1	
クーリングタワー	1	
合計	279	246

表 4.9.6 特定建設作業許可件数

単位：件

年度		令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
特定建設作業許可件数		411	389	427	421	408
作業 別 内 訳	くい打機、くい抜き機を使用する作業	24	29	29	33	26
	びょう打機、インパクトレンチを使用する作業	24	27	29	23	22
	さく岩機、コンクリートカッターを使用する作業	210	221	234	229	205
	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	380	358	398	388	392
	空気圧縮機を使用する作業	5	7	6	5	7
	振動ローラー、タイヤローラー等の締め固め機械および振動プレート、振動ランマ等の転圧機を使用する作業	146	155	146	144	132
	コンクリートプラントを設けて行う作業またはコンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業	60	56	70	66	70
	電動工具を使用するはつり作業、コンクリート仕上げ作業	62	45	45	42	29
	動力、火薬、鉄球を使用して建物その他工作物を解体または破壊する作業	204	156	208	223	208
	浚渫作業	0	0	0	0	0
ディーゼルエンジンを使用する作業		10	17	15	21	14
作業別内訳合計		1,125	1,071	1,180	1,174	1,105

(2) 道路騒音・振動対策

市内の主要道路周辺の騒音状況は、令和 5（2023）年度の調査結果からも全地点の生活環境保全計画の目標達成が依然厳しい状況下にあります。自動車本体から発生する騒音に、交通量、通行車種、速度、道路構造、沿道土地利用などの各種の要因が複雑に絡み合い、自動車騒音として問題になっています。これらの防止対策としては、車両本体の騒音規制、道路構造の改善や交通規制など、国や県レベルの対応に期待するところが多いのが現状です。

また、道路交通振動については、道路舗装の劣化や轍などの損傷により発生する場合があります。ことから、道路管理者へ路面の改修を要請し、対策を実施しています。

4.9.4. 悪臭の現況

悪臭の多くは、その現象が極めて狭い範囲に限られ、また一過性であることから、騒音などのような環境基準値は定められていません。悪臭の発生は、公害苦情相談という形で表われます。令和5（2023）年度の悪臭に関する公害苦情相談は7件でした。

表 4.9.7 悪臭公害苦情受付件数

発生源	年度	単位: 件				
		令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
農業		1	0	0	0	0
化学工業		0	0	0	0	0
その他の製造業		0	0	1	1	1
サービス業・その他		0	9	0	1	1
移動発生源		0	0	0	0	0
建設作業現場		0	0	0	0	0
下水用水		0	0	0	0	0
ゴミ集積場		0	0	0	0	0
個人住宅・アパート・寮		1	2	0	0	0
不明		2	7	5	1	5
合計		4	18	6	3	7

4.9.5. 悪臭の防止対策

(1) 法及び条例による規制

本市は、市環境保全条例で臭気指数^{※52}による規制基準を定めています。

表 4.9.8 臭気指数の規制基準値（市環境保全条例施行規則、別表第4より抜粋）

地域の区分	許容限度の区分	工場等の敷地の境界線 における臭気指数	排出水の臭気指数
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 田園住居地域		12	28
近隣商業地域、商業地域、準工業地域 用途地域の定めのない地域		13	29
工業地域、工業専用地域		14	30

気体排出口における許容限度は、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数または臭気排出強度とする。

備考1 「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気強度の算出方法に定める方法とする。

※52 臭気指数 臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで無臭空気
で薄めたときの希釈倍数により求めた数値のことです。

(2) 悪臭苦情相談への対応

悪臭の多くが一過性であることから、公害苦情相談があった場合は、現地に行き、その原因を見つけ出すことが重要になります。その原因は、事業活動だけではなく、野焼き等の一般家庭を発生源とするものもあり、悪臭防止法や市環境保全条例の規制外のものが増えています。

(3) 東京湾沿岸広域異臭対策

東京湾沿岸地域に、南風に乗って、東京湾方向から広域的なガス臭が発生することがあります。原因は、ケミカルタンカーのガス抜きとされていますが、因果関係は明確になっていません。県並びに本市を含む臨海部の 10 市※⁵³は、監視体制及び情報の共有化を図っています。本市では、市民などからの情報を迅速に収集し、発生時の追跡調査体制を強化しています。

令和 5(2023)年度の本市で確認された東京湾沿岸広域異臭の発生は 1 回あり、苦情件数は 16 件ありました。

※⁵³ 臨海部の 10 市 東京湾沿岸に位置する浦安市、市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の 10 市のことです。

4.10. 有害化学物質

4.10.1. ダイオキシン類の現況

(1) 概要

ダイオキシン類の発生源は、物の燃焼過程や化学物質の合成過程など様々です。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性があります。生活環境保全計画では大気、水質などから環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されないことを目標としています。

(2) 調査・監視

国は、「ダイオキシン類対策特別措置法」にて、大気、水質、水底の底質、土壌の環境基準を定め、都道府県及び指定都市などは汚染状況の常時監視を行うこととされました。これを受け、県は「ダイオキシン類常時監視計画」を策定し、本市は調査測定市として大気、水質、水底の底質、土壌調査を実施しています。令和5(2023)年度においては、県及び本市を含む18市が、それぞれ調査を実施し、結果を公表しています。

(3) 環境調査

① 大気

令和5(2023)年度は、夏と冬の年2回、市内4地点で実施しました。評価は年平均値で行い、平成11(1999)年度の測定開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

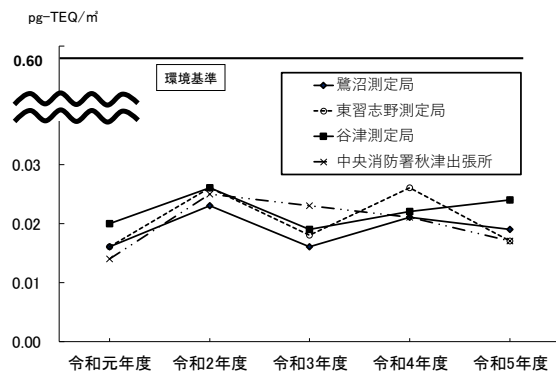


図 4.10.1 ダイオキシン類大気環境調査結果

② 水質

令和5(2023)年度は、夏と冬の年2回、市内河川3地点で調査を実施しました。評価は年平均値で行い、平成12(2000)年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

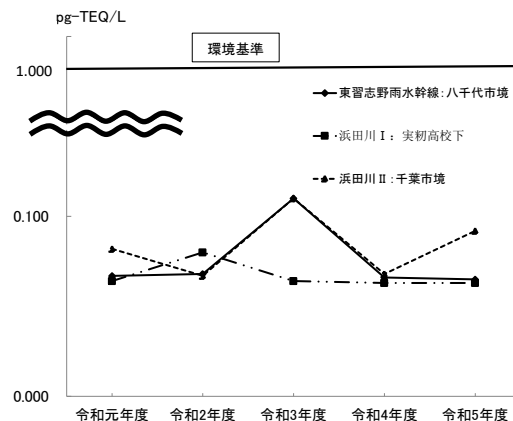


図 4.10.2 ダイオキシン類水質環境調査結果

③水底の底質

令和5(2023)年度は、水質調査地点と同じ3地点で、夏に調査を実施しました。平成13(2001)年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4.10.1 ダイオキシン類水底の底質調査結果

単位: pg-TEQ/g

調査地点	年度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
	所在地					
東習志野雨水幹線: 八千代市境	東習志野7-2地先	2.9	2.9	4.8	2.5	1.5
浜田川Ⅰ: 実籾高校下	実籾本郷地先	1.4	0.76	0.96	0.49	0.69
浜田川Ⅱ: 千葉市境	屋敷1-1地先	0.73	0.77	0.85	0.93	0.74

環境基準: 150pg-TEQ/g以下

④土壌

土壌調査については、毎年、公園の地点を変えて調査しています。令和5(2023)年度は、藤崎4丁目広場で調査を実施しました。平成12(2000)年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4.10.2 ダイオキシン類土壌調査結果

単位: pg-TEQ/g

年度	調査地点名	住所	結果
令和元 (2019)	菊田公園	津田沼7-83-2	1.8
令和2 (2020)	新栄一丁目児童遊園	新栄1-135-63	1.1
令和3 (2021)	香澄2号児童公園(くじら公園)	香澄1-4-7	0.68
令和4 (2022)	藤崎4丁目広場	藤崎4-595-85	0.22
令和5 (2023)	袖ヶ浦運動公園	袖ヶ浦5-1	0.049

環境基準: 1000pg-TEQ/g以下

4.10.2. 毒ガス弾などの調査状況

環境省は、毒ガス弾による被害の未然防止を図るため、全国的なフォローアップ調査を実施しました。

(1) 旧陸軍習志野学校跡地(泉町 2、3 丁目)

平成 15(2003)年 7 月の調査の結果、泉町 2 丁目及び 3 丁目の旧陸軍習志野学校の跡地が、「毒ガス弾の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案(A事案)」区域に分類されました。

これを受け、平成 15(2003)年度から平成 16(2004)年度にかけて国(環境省及び財務省)は、当該地域の毒ガス関連物質及び不審物調査を実施しました。その結果、毒ガス関連物質の検出及び不審物は発見されなかったことから、「現状においては、日常生活を行う上で危険性はない」とされました。

国は、この調査期間に建築物などが存在していたことで、環境調査がまだ実施されていない区域において、今後掘削を伴う土地改変工事を実施する場合の「A 事案の区域における土地改変指針」を定め、建物の解体や掘削などの土地改変工事実施時に、土地所有者などの要望を受け、環境省による環境調査を実施することとしました。

平成 21(2009)年及び平成 24(2012)年において、これに該当する調査が行われ、民有地から「あか筒^{※54}の可能性のある物体」が発見されました。その後も掘削を伴う土地改変を行う際に、環境省は環境調査を実施していますが、新たなあか筒などの発見には至っていません。

本市では、泉町 2 丁目及び 3 丁目の土地所有者及び土地改変事業者に、環境省発行のリーフレット等を配布し、本調査制度における土地改変指針の周知に努めています。

(2) 陸上自衛隊習志野演習場(八千代市、船橋市の市域)

平成 17(2005)年 4 月、新たに陸上自衛隊習志野演習場がA事案に追加されました。これを受け、防衛省は平成 17(2005)年度から平成 19(2007)年度の間、同演習場内の地下水調査、旧陸軍毒ガス訓練地と思われる区域の約 17ha で、物理探査(レーダー探査及び磁気探査)調査、表層土壌の成分分析を実施しました。さらに、物理探査で反応のあった 258 カ所について、掘削による不審物確認調査を実施しましたが、毒ガス関連物質の検出及び不審物の発見はされませんでした。

(3) 旧陸軍毒ガス弾などの関連物質調査

本市では、旧陸軍毒ガス弾などの影響を確認するため、平成 17(2005)年度より平成 21(2009)年度までの 5 年間、毒ガスの関連物質であるヒ素について、土壌及び地下水の調査を実施しました。その結果、土壌のヒ素はすべて不検出で、地下水のヒ素についても、不検出及び環境基準以下の値で、異常値はありませんでした。

※54 あか筒 筒状の容器に、あか剤(くしゃみ剤:ジフェニルシアノアルシン)と加熱剤などが充填され、点火薬に着火すると、あか剤が加熱し、これが微粒子となって、煙状に拡散する構造を有する有毒発煙筒のことです。あか筒に充填されたあか剤は、常温では固体であり、熱を加えない限り、微粒子となって拡散することはありません。

4.10.3. 放射性物質対策

(1) 対応

東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放射性物質が放出され、私たちの生活環境に影響を与えました。その範囲は大気にとどまらず、水道水、食品にまで広がり、市民に不安を与える結果となりました。

本市では、市民の健康と安全・安心な生活環境を確保するため、空間放射線量の調査などに取り組んでいます。

(2) 取り組み

①空間放射線量などの調査

国は、平成 24(2012)年 1 月 1 日に施行した「放射性物質汚染対処特措法」^{※55}の中で、除染特別地域^{※56}と汚染状況重点調査地域を規定しています。地域指定要件を定める省令において、汚染状況重点調査地域の指定要件を「0.23 μ Sv/時以上」の地域とし、指定を受けた市町村が除染の計画を定め、除染を実施することとしました。これを受け、本市は同等の「0.23 μ Sv/時以上」を放射線量低減化の基準として定めました。

本市は、市内の空間放射線量状況の変化を監視するため、定期的に公園の定点測定調査を実施しました。結果は、いずれも本市の基準を下回っています。

表 4.10.3 空間放射線量低減化の基準

	国基準(特措法 H24 年 1 月 1 日施行)	習志野市基準(H24 年 1 月)
校庭・園庭中心	0.23 μ Sv/時以上 (汚染状況重点調査地域指定要件 ^{※1}) 測定高さは 50cm～1m。 (環境省ガイドライン ^{※2})	地表高さ 50cm 又は 1m で 0.23 μ Sv/時以上。
		砂場については、地表高さ 5 cm で 0.23 μ Sv/時以上。
雨水桝等周辺より線量の高い箇所	高さ 1m で、周辺より 1 μ Sv/時以上高い場合は、文科省に報告。(文科省対応方針 ^{※3})	高さ 50cm で 0.23 μ Sv/時以上とするが、それ未満であっても直上 5cm で 1 μ Sv/時以上は低減対策を行う。

※1:「汚染廃棄物対策地域の指定の要件を定める省令 平成 23 年 12 月 14 日省令第 34 号」第 4 条」

※2:「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン

平成 25 年 5 月第 2 版 環境省」

※3:「福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応について

平成 23 年 10 月 21 日 文部科学省・原子力対策本部」

※55 放射性物質汚染対処特措法 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の通称です。

※56 除染特別地域 警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域のことで、国が除染の計画を策定し、除染事業を進めることとしています。

②放射線物質検査

生活排水の固形物が集積する下水処理施設（津田沼浄化センター）における脱水汚泥及びごみ焼却場（芝園清掃工場）における溶融飛灰に含まれる放射性物質量の分析調査を定期的に行いました。結果は、いずれも国が定めた「埋立て処分可能基準 1kg 当たり 8,000Bq」を下回っています。

③内部被ばく

令和 5（2023）年度も国の食品に含まれる放射性セシウムの基準値のもと、水道水検査を行い、結果は基準値を下回っています。

その他、食品などへの不安を解消するため、持ち込み食品など（自家消費品・流通食品）の放射性セシウム検査を無料で実施していましたが、令和 3（2021）年 3 月 31 日をもって終了しました。

表 4.10.4 食品に含まれる放射性物質の基準値（平成 24（2012）年 4 月 1 日改定）

放射性セシウムの基準値 (Bq/kg)				
食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

表 4.10.5 主な調査結果（空間放射線量など・内部被ばく）

調 査 項 目		結 果
空間放射線量	市役所、市内 5 公園（広場、砂場）	高さ 1m 0.04(0.04-0.05) μ Sv/時 50cm 0.04(0.04-0.05) μ Sv/時 5cm 0.04(0.03-0.05) μ Sv/時 砂場 5cm 0.04(0.04-0.05) μ Sv/時
	市役所、谷津奏の杜公園、鷺沼台 3 丁目公園 中央公園、東習志野ふれあい広場 袖ヶ浦運動公園	
	放射線物質	セシウム合計値 「不検出」 (埋立処分基準 8000Bq/kg 以下)
	脱水汚泥（津田沼浄化センター）	セシウム合計値 62-170Bq/kg (埋立処分基準 8000Bq/kg 以下)
	溶融飛灰（芝園清掃工場）	
内部被ばく	水道水（市企業局）	ヨウ素、セシウム合計値 「不検出」
	水道水（千葉県企業局）	ヨウ素、セシウム合計値 「不検出」
	市民持込食品など 食品・井戸水を対象に市民の希望により検査	令和 3（2021）年 3 月 31 日をもって食品などの放射性セシウム検査を終了しました。

第 5 部 資 料 編



茜浜地先

5.資料編

5.1. 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
		S32.11	「騒音防止条例」制定	S33.12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」制定
		34.9	衛生民生部環境衛生課に「公害係」を新設	37.6	「ばい煙の排出等の規制に関する法律」(ばい煙規制法)制定
		38.4	「千葉県公害防止条例」制定(昭和38年10月施行)	39.3	総理府に「公害対策推進会議」設置
		38.10	「千葉県公害対策審議会」発足	40.6	「公害防止事業団法」制定
		39.9	ばい煙規制法に基づき規制地域を指定(習志野市など6市町村)	42.8	「公害対策基本法」制定
		40.3	衛生部に「公害課」を新設	43.6	「大気汚染防止法」制定(ばい煙規制法廃止)
S41.12	京葉港第1次埋立てにより袖ヶ浦地区誕生			43.6	「騒音規制法」制定
42.7	民生部に公害課を新設(係員3名)			44.2	「硫酸酸化物に係る環境基準」閣議決定
		43.8	「千葉県公害研究所」発足	44.12	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」制定
43.7	袖ヶ浦に公害課移転	44.4	「騒音規制法」7市へ事務委任(習志野・松戸・市川・船橋・柏・千葉・市原)	45.2	「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定
44.4	公害課に試験所係を設置(公害係、試験所係)			45.4	「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定
44.4	「習志野市公害対策審議会条例」制定	45.3	「千葉県公害防止条例」全面改正	45.6	「公害紛争処理法」制定
44.4	騒音規制法に基づく政令市となる			45.11	第64回国会(通称「公害国会」で、公害関係14法案の可決成立
44.5	「習志野市公害対策審議会」発足	45.9	「千葉県公害防止条例施行規則」(規制基準)制定	45.12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)制定
45.4	「習志野市文教住宅都市憲章」制定			45.12	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(海洋汚染防止法)制定
45.4	「習志野市公害防止条例」制定			46.5	「騒音に係る環境基準」閣議決定
45.5	「公害対策専門委員会」発足	46.1	「千葉県公害白書」発表	46.5	「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(財特法)制定
46.3	公害課3係となる(庶務係、調査規制係、試験研究係)			46.6	「悪臭防止法」制定
		46.7	「千葉県公害防止条例」全面改正	46.6	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定
				46.7	「環境庁」発足

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
S46.11	「14市2町公害担当会議」設置	S46.7	「千葉県環境保全条例」制定	S46.9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「同施行規則」制定
46.12	「習志野市・八千代市公害防止に関する協定」調印	46.12	「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乗せ条例)制定	47.1	「浮遊粒子状物質に係る環境基準」告示
47.4	「習志野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全面改正	47.4	「千葉県公害防止条例施行規則」全面改定	47.6	第1回「国連人間環境会議」開催(於ストックホルム)
47.4	自然環境調査開始(3か年事業)	47.4	「千葉県水質保全研究所」発足	47.6	「自然環境保全法」制定
47.6	光化学スモッグ医療体制確立				
47.7	「習志野市公害防止条例」一部改正				
47.7	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」制定				
48.1	公害課3係を対策指導係、調査規制係、試験分析係とする				
48.2	「習志野市公害白書」発表	48.4	「千葉県自然環境保全条例」制定	48.5	「大気の汚染に係る環境基準」設定
48.6	日本道路公団へ京葉道路の騒音対策(遮音壁)を陳情	48.6	「東京湾岸自治体公害対策会議」開催	48.7	第5次公害防止計画の策定指示(千葉臨海地域など)
49.4	「習志野市公害問題等連絡会議」設置	49.12	「千葉臨海地域公害防止計画」(昭和49年～昭和53年度)策定	48.9	「都市緑地保全法」制定
49.8	「工業用水法」及び「ビル用水法」の指定地域となる	50.5	悪臭防止法に基づく規制地域を指定	48.10	「公害健康被害補償法」制定
50.5	悪臭防止法に基づく政令市となる			48.10	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)制定
50.5	自衛隊習志野駐屯地航空機騒音調査(習志野市・八千代市合同調査)実施			49.3	「国立公害研究所」発足
50.6	「第1回習志野市環境週間」開催			49.6	「生産緑地法」制定
50.8	工場集団化移転事業として公害防止事業団事業の2号、3号事業を申請(昭和52年度事業)			50.7	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」告示
51.2	「習志野市公害防止計画」策定			51.6	「振動規制法」制定
51.8	硫黄酸化物総量規制 ^{※57} の地域指定を受ける	51.8	「硫黄酸化物に係る総量削減計画」策定及び「総量規制基準等」制定		
52.10	地盤沈下観測井戸設置(藤崎地区2本)				
52.11	振動規制法に基づく政令市となる	52.11	振動規制法に基づく規制地域、規制基準等を制定		
52.12	「ビル用水法」に基づき、総武線以南の地下水採取が全面禁止				
52.12	京葉港第2次埋立てにより、秋津、香澄、茜浜、芝園地区誕生	53.1	国道357号開通		

※57 総量規制 一般的な濃度による規制ではなく、一定期間における排出量での規制のことで、工場などの排出源ごとに排出量が割り当てられています。

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
S54. 9	「習志野市公害防止計画(中期計画)」の見直し	S54. 4	二酸化窒素に係る千葉県環境目標値(0.04ppm)設定	S53. 6	「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入)
55. 3	東京湾岸水質保全のため、無リン洗剤使用を市内公共施設に指示及び市民に要請	54. 4	若松・谷津公害阻止協議会が東京湾岸道路市川・潮来線の建設に係る公害調停を申請	53. 7	「二酸化窒素に係る環境基準」改定(0.02ppmを0.04～0.06ppmへ)
		55. 4	東京湾に係る第1次「COD総量削減計画」策定	54. 6	東京湾等のCODに係る「総量削減基本方針」策定
56. 4	公害課を公害センターに改称し、試験分析係を試験研究第一係とする(対策指導係、調査規制係、試験研究第一係)	55.12	「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」制定	55.10	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)発効
56. 5	公害センター庁舎完成			55.11	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)発効
56.10	「深夜営業騒音対策連絡会議」設置	57. 2	「千葉県空き缶等対策推進要綱」制定		
57. 3	秋津測定局を設置	57. 5	5月30日(ごみゼロ)運動を1都9県で実施		
57. 4	東関東自動車道(市川市～千葉市宮野木)供用開始	57. 6	東京湾岸道路建設に係る公害審査会において、公害調停が合意する(申請人は若松・谷津公害阻止協議会、被申請人は建設省、日本道路公団、県企業庁)		
57.12	「習志野市公害防止条例」及び「同施行規則」の一部改正	58. 4	「千葉県美しいふるさとづくり運動推進要綱」制定	59. 7	「湖沼水質保全特別措置法」制定
58. 3	谷津測定局を設置			59. 8	「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
58. 8	芝園清掃工場(旧工場)稼働開始			59. 8	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」一部改正
59. 6	津田沼浄化センター(終末処理場)の一部を供用開始			59. 9	環境庁が谷津干潟を「バードサンクチュアリ(野鳥の楽園)」として整備する方針を発表
59.12	日本初の自然干潟サンクチュアリ計画の事業主体となることが決定	60. 3	「千葉臨海地域公害防止計画」(昭和59年～昭和63年度)策定		
61. 4	機構改革で公害センターが2係となる(指導規制係、試験研究係)	61. 3	「ふるさと千葉環境プラン」策定		
61. 4	自然環境調査開始				

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
S62. 1	地下水汚染(トリクロロエチレン等)の実態調査3か年事業開始			S62. 1	東京湾等のCODに係る第2次「総量削減基本方針」策定
62. 4	習志野緑地第1期事業「香澄公園」供用開始	S62. 4	「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」制定		
62. 6	習志野市公害対策審議会(平川陽三会長)が環境庁の「地球環境保全功労賞」受賞			62.10	大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」一部改正
63. 4	習志野緑地第1期事業「秋津運動公園」供用開始			63. 3	環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」発表
63. 5	「習志野市公害防止計画」を新たに策定			63. 5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)制定
63. 9	茜浜衛生処理場稼働開始			63. 8	「水質汚濁防止法」一部改正(規制対象事業所として、共同調理場、飲食店などを追加)
63.11	谷津干潟が「国設鳥獣保護区」に指定される	H1. 1	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」制定	H1. 3	「水質汚濁防止法施行令」一部改正(有害物質としてトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを追加)
H1. 6	地下水汚染範囲確定調査開始	1. 3	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」改正	1. 6	「大気汚染防止法」一部改正(アスベストを特定粉じんとして規制)
1. 8	一般家庭の井戸水質調査開始				
1. 9	地下水汚染原因究明調査開始	1.12	窒素酸化物に係る冬期暫定対策実施(東京湾岸地域14市町村)		
2. 3	「習志野保健所管内環境行政担当実務者会議」設置	2. 3	「千葉地域公害防止計画」(平成元年～平成3年度)策定	2. 6	「水質汚濁防止法」一部改正(生活排水対策等を追加)
2. 4	機構改革で公害センターは経済環境部となる				
2. 4	東習志野測定局移設(実籾分遣所から東習志野小学校へ)	2. 5	「千葉県地球環境問題連絡会議」設置		
2. 4	地下水流動調査開始				
2.10	「習志野市トリクロロエチレン等地下水汚染等健康調査委員会設置要綱」施行				
2.12	自然環境調査ダイジェスト版「習志野市の自然環境」発行	3. 3	「千葉県みどりの基金条例」制定		
3. 3	トリクロロエチレン等地下水汚染健康調査開始			3. 4	「再生資源の利用の促進に関する法律」(リサイクル法)制定
3. 3	「トリクロロエチレン等地下水汚染健康調査結果判定会議」開催			3. 8	「土壌の汚染に係る環境基準」制定
3. 3	「習志野市公害防止条例」及び「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正				
3. 4	光化学スモッグ広報用防災行政無線遠隔操作システムを公害センターに設置	4. 2	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定		
3.10	公害センターを環境保全センターに改称	4. 3	「千葉県環境学習基本方針」策定		
3.10	NHKで「習志野市環境情報システム」について報道				
3.12	「習志野市公害白書」を「習志野市環境白書」に改称				
4. 3	公害パトロール車に電気自動車を導入				

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
		H4. 6	「千葉県環境会議」設置	H4. 6	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NOx 削減法) 制定
H4. 8	ホテルの自生地である実籾町本郷の水田を「実籾自然保護地区」に指定			4. 6	「国連環境開発会議」開催(地球サミット)(於リオデジャネイロ)
4.11	自衛隊習志野駐屯地航空機騒音調査(習志野市・八千代市合同調査)実施				
5. 3	「習志野市新基本計画」策定	5. 3	「千葉地域公害防止計画」(平成 4 年～平成 8 年度)策定	5. 3	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(健康項目 15 項目の追加等)
5. 6	「第 5 回ラムサール条約締約国会議」(於釧路市)にて、谷津干潟が湿地としては日本で初めて「ラムサール条約」に登録			5. 8	「水質汚濁に係る環境基準」及び「水質汚濁防止法施行令」一部改正(海域の窒素、リンに係る環境基準及び排水基準の設定)
5.10	「習志野市地域環境管理計画」(快適ふるさとプラン)策定	5.11	「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定	5.11	「環境基本法」制定
		5.11	「千葉県地球環境保全行動計画」策定		
5.12	「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」制定	5.11	習志野保健所新庁舎開所	5.12	「アジェンダ 21 行動計画」策定
6. 3	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正			5.12	「水質汚濁防止法施行令」等一部改正(ジクロロエタン等 13 物質の排水基準を設定)
6. 6	市制施行 40 周年を記念し、エコ・コミュニケーションイヤー'94 実施(6 月 1 日～8 月 31 日)	6. 6	JR 津田沼駅南口サンベデッキ前広場において「環境の日」の街頭キャンペーンを実施		
6. 6	「習志野市環境審議会条例」制定				
6. 6	「習志野市公害防止条例」及び「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正				
6. 7	習志野市谷津干潟自然観察センター開設				
6. 7	「習志野市・八千代市公害防止に関する協定」一部改正	6. 8	環境基本法に基づき「千葉県環境審議会」発足	6.12	「環境基本計画」閣議決定
		7. 3	「千葉県環境基本条例」制定(「千葉県環境保全条例」廃止)	7. 2	東京湾及び大阪湾の全窒素及び全リンに係る環境基準の水域類型の指定
7. 4	地下水汚染除去対策開始	7. 3	「千葉県環境保全条例」制定(「千葉県公害防止条例」廃止)		
				7. 6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定(消費者、市町村、事業者の役割分担を明確にし、容器包装廃棄物の再商品化(リサイクル)を促進)
7.10	フロンガス回収開始	7. 9	「千葉県のごみ減量化行動計画」策定	7. 9	「悪臭防止法施行令」一部改正(人間の嗅覚を用いた測定法による規制を導入)
8. 3	第 6 回ラムサール条約締約国会議(於ブリスベン市)に市長が出席				

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H8. 4	機構改革で環境部を設置 環境調整課、公園緑地課を新設 清掃課、リサイクル推進課、環境保全 センターを各部より移管 環境保全センターに自然保護係を設置				
8. 4	リサイクルプラザ(粗大ごみ処理施設 棟)稼働開始				
8. 4	ペットボトル再資源化開始				
8. 6	リサイクルプラザ(再生施設棟)オープ ン	H8. 6	「美しいふるさとづくり運動推進県民大 会」開催	H8. 5	「大気汚染防止法」一部改正(有害大 気汚染物質対策の推進等を追加)
				8. 6	「水質汚濁防止法」一部改正(地下水 浄化に関する措置の導入及び事故時 の措置の強化)
9. 4	実籾自然保護地区自然調査開始	9. 3	「千葉県環境保全率先行動計画〜ち ば新時代エコ・オフィスプラン〜」策定	9. 3	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」 告示
9. 6	6月10日を「谷津干潟の日」と宣言			9. 6	「環境影響評価法」制定
				9. 6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法 律」一部改正(減量化・リサイクルの推 進、施設の信頼性・安全性の向上、不 法投棄対策の強化等)
9. 7	東京湾でタンカー座礁による原油流出 事故発生	9. 7	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例」制定	9. 8	「ダイオキシン対策に関する五カ年計 画」公表
9. 9	ダイオキシン対策として、公共施設の 小型焼却炉を廃止			9. 9	第1回「ダイオキシン類総合調査検討 会」開催
9. 9	小学校4年生を対象に、リサイクルプ ラザ・習志野市谷津干潟自然観察セ ンター等を利用した環境教育を実施				
9.12	窒素酸化物を除去する酸化チタンイン ターロッキングブロックを歩道に一部 使用開始(津田沼1丁目、市道00- 003号)			9.12	「気候変動枠組条約第3回締約国会 議(地球温暖化防止京都会議)(COP 3)」開催
10. 2	「千葉県習志野市、日本およびクイ ーンズランド州ブリスベン市、オーストラ リア両市に於ける谷津干潟およびブー ンドル・ウェットランド湿地提携に関す る協定」締結	10. 2	「千葉地域公害防止計画」策定(平成 9年〜平成13年度)		
10. 4	機構改革で環境部にクリーン推進課、 クリーンセンターを新設	10. 6	「千葉県環境影響評価条例」制定	10. 6	「特定家庭用機器再商品化法」(家電 リサイクル法)制定
10. 7	「習志野市環境保全率先行動計画検 討会」発足	10. 7	「千葉県ダイオキシン類対策取組方 針」策定	10. 6	「地球温暖化対策推進大綱」策定
		10. 8	「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイ オキシン類及びばいじん排出抑制指 導要綱」制定		
10.11	小型焼却炉実態調査開始(平成11年 2月まで)	11. 1	「千葉県西・中央地域エコタウンプ ラン」策定	10.10	「地球温暖化対策の推進に関する法 律」制定
11. 2	「習志野市エコオフィスプラン」策定				
11. 2	「習志野市土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例」制定				
11. 3	「習志野市とブリスベン市の湿地提携 に関する第1次5カ年計画」調印				
11. 3	「習志野市・八千代市公害防止に関 する協定」廃止				
11. 4	「習志野市・八千代市環境保全連絡 協議会」設置	11. 4	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理 に関する指導要綱」一部改正		
		11. 6	「千葉県レッドデータブック植物編」公表		

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H11. 9	「習志野市環境基本条例」制定			H11. 7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定
11. 9	「習志野市公害防止条例」一部改正			11. 7	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
12. 2	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正	H12. 1	千葉県環境研究所 ISO14001 認証取得		
12. 3	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正	12. 3	「ちば 21 ごみゼロプラン」(第二次千葉県ごみの減量化と再資源化を進める基本方針)策定	12. 3	「振動規制法施行規則の一部を改正する総理府令」制定
		12. 4	鳥獣飼養許可及びヤマドリの販売許可の権限を市町村に委譲	12. 3	「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」制定
		12. 5	「千葉県レッドデータブック植物編」公表		
		12.12	「千葉県地球温暖化防止計画」策定	12. 6	「循環型社会形成推進基本法」制定
13. 4	環境部に自然保護課を新設			13. 1	「環境省」発足
		13. 5	「千葉県レッドデータブック-普及版-」公表	13. 3	「悪臭防止法施行規則」一部改正
13. 6	環境部に天然ガス車配備	13. 6	「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」策定	13. 4	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」一部改正
				13. 6	「排水基準を定める環境省令」一部改正(ホウ素、フッ素、硝酸性窒素等の追加)
13.10	「第 5 回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」開催 「谷津干潟宣言」を採択			13. 6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」制定
13.10	天然ガス専用ガスタンク「東習志野エコ・ステーション※58」オープン			13. 6	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」制定
		14. 3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正	13. 6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定
		14. 3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」制定		
		14. 3	「東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領」策定	13.11	「水質汚濁防止法施行令」及び「水質汚濁防止法施行規則」一部改正
14. 6	本市・プリズペン市の小学校間で、インターネットを利用した湿地及び水鳥の情報交換を行うための「教育交流覚書」交換			14. 5	「土壌汚染対策法」制定
		14. 7	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」制定	14. 7	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)制定

※58 エコ・ステーション 低公害車の一つである代替電池自動車、代替燃料自動車及び電気自動車などのクリーンエネルギー自動車に燃料や充電用の電気を供給する場所の総称です。

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H14.10	習志野市谷津バラ園に「日本の皇室・世界の王室展示コーナー」を設置			H14. 7	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が改正され、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」制定
14.11	芝園清掃工場(新工場)稼働開始	H14.11	「千葉県資源循環型社会づくり計画」(平成14年～平成22年度)策定		
14.11	「習志野市名木百選」において75本を選定				
14.12	「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例」制定			14.12	燃料電池自動車導入
15. 1	中国・韓国・日本(本市)の子どもたちが湿地に関する情報交換をする「子ども湿地交流 in 習志野」を開催			14.12	「自然再生推進法」制定
		15. 3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」一部改正(猶予期間を12年とする車両の拡大)		
		15. 3	「千葉県特定鳥獣保護管理計画」(ニホンザル)策定		
		15. 3	「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」制定		
		15. 4	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定		
15. 6	粗大ごみ収集のメール申込み開始				
15. 7	大久保保育所所庭の毒ガス成分土壌調査	15. 7	「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定	15. 7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
15.10	「千葉県習志野市、日本およびクイーンズランド州ブリスベン市、オーストラリア両市における、谷津干潟およびブロードル・ウェットランド湿地提携に関する協定書のための第2次5カ年行動計画」及び「クイーンズランド州教育相及びブリスベン市並びに習志野市教育委員会及び習志野市における教育交流覚書2003年～2006年」調印				
16. 2	自衛隊習志野駐屯地航空機騒音調査(習志野市・八千代市合同調査)実施			15.11	「昭和48年の『旧陸軍毒ガス弾等の全国調査』のフォローアップ調査結果について」公表
16. 4	「習志野市地球温暖化防止率先行動計画」策定	16. 4	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正	16. 3	旧陸軍習志野学校跡地の毒ガス成分調査
16. 6	市制施行50周年記念バラ誕生「ローズ50ならし」			16. 3	「ヒートアイランド対策大綱」決定
16.10	「習志野市公害防止条例」を改正、改称し、「習志野市環境保全条例」制定(小規模揚水施設規制は平成17年1月1日施行)			16. 6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)制定
16.12	クリーンセンターへの自己搬入ごみがすべて有料となる	16.12	「三番瀬再生会議」設置		
17. 3	「習志野市環境保全条例施行規則」一部改正	17. 3	悪臭防止法に基づく規制基準の改正(平成17年7月1日臭気指数による規制の導入)	17. 2	「京都議定書」発効
17. 3	「悪臭規制基準」(臭気指数規制の導入)改正他(悪臭規制は平成17年7月1日施行)				
17. 4	粗大ごみ個別収集が有料となるスプレー缶等を有害ごみとして分別収集			17. 3	環境省及び財務省は、旧陸軍習志野学校跡地の毒ガス問題について、平成15年度～平成16年度に実施した調査の結果「現状においては日常生活を行う上で危険性はない」と確定「A事案の区域における土地改変指針」策定

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H17. 6	「習志野市環境審議会」「習志野市廃棄物減量等推進審議会」「習志野市自然保護審議会」の3審議会を統合し、新たな「習志野市環境審議会」発足			H 17. 4	「京都議定書目標達成計画」閣議決定
		H17. 7	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正		
		17. 7	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」一部改正		
17.12	アスベスト含有家庭用品を有害ごみとして分別収集			18. 2	「石綿による健康被害の救済に関する法律」制定
18. 6	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第1回)開催			18. 4	第三次「環境基本計画」閣議決定
				18. 6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収・破壊法)一部改正
				18. 7	防衛省による陸上自衛隊習志野演習場の毒ガス調査の実施について、八千代市、船橋市、本市の合同で住民説明会を開催(於八千代市)
				18. 8	「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」一部改正(石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」を「0.1%を超えて含有するもの」と規制を拡大)
18.10	「教育交流覚書」に基づき、クイーンズランド州のアーンショウ校生徒、教員訪問団(12名)が本市を訪問(10月2日～10月5日)	18.12	「三番瀬再生計画」(基本計画)策定		
19. 2	「習志野市新エネルギービジョン」策定	19. 2	「三番瀬再生計画」(事業計画)策定		
19. 3	平成18年度末までに公共施設9施設のアスベストを撤去	19. 3	印旛沼及び手賀沼に係る第5期「湖沼水質保全計画」(平成18年～平成22年)策定		
19. 3	「習志野市環境基本計画」策定				
19. 3	「習志野市緑の基本計画」策定				
19. 3	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」策定				
19. 4	習志野市谷津干潟自然観察センターに指定管理者制度導入				
19. 6	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第2回)開催	19. 6	東京湾に係る「第6次COD総量削減計画」策定		
		19. 9	「千葉県環境学習基本方針」全面改正		
		19.10	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」及び「同条例施行規則」制定		
20. 2	自衛隊習志野駐屯地航空機騒音調査(習志野市・八千代市合同調査)実施以後、毎年度			19.12	防衛省は、「習志野演習場における旧陸軍毒ガスの環境調査」が終了したと、八千代市、船橋市、本市の合同住民説明会で報告(於八千代市)
		20. 3	「生物多様性ちば県戦略」策定		
		20. 3	「千葉県環境基本計画」策定		
		20. 3	「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」制定		
20. 4	機構改革により、自然保護課を環境政策課に改編			20. 5	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)一部改正
				20. 7	第34回「主要国首脳会議(北海道洞爺湖サミット)」開催

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H20. 9	2008 習志野市市民環境大学～3 大学連携講座～開校	H20. 9	第 7 次「千葉県廃棄物処理計画」(～平成 22 年度)策定	H20.10	国指定谷津鳥獣保護区の更新及び同谷津特別保護地区の指定
20.11	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第 3 回)開催				
21. 3	「習志野市生活環境保全計画」策定				
21. 6	「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」策定				
21. 7	「千葉県習志野市とオーストラリア・クイーンズランド州ブリスベン市の谷津干潟およびブーンドル・ウェットランド湿地提携に関する協定第 3 次 5 カ年行動計画」調印			21. 7	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」制定
21. 9	2009 習志野市市民環境大学～3 大学連携講座～開校				
21.10	「習志野市地球温暖化防止実行計画」策定				
21.11	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第 4 回)開催			21.12	「気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)」及び「京都議定書第 5 回締約国会合(CMP5)」開催(於コペンハーゲン)
				22. 3	「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ～環境大臣試案～」公表
22. 9	2010 習志野市市民環境大学～3 大学連携講座～開校			22.10	「生物多様性条約 ^{※59} 第 10 回締約国会議(COP10)」開催(於名古屋市)
22.12	習志野市市民環境大学～3 大学連携講座～閉校			22.10	「地球温暖化対策基本法案」閣議決定
22.12	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第 5 回)開催(平成 18 年から平成 22 年まで 5 年連続で開催)				
23. 3	11 日、東日本大震災発生、震度 5 強を計測 特に国道 14 号以南では液状化現象による甚大な被害を受ける	23. 3	第 8 次「千葉県廃棄物処理計画」策定		
23. 5	福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染対策として「習志野市放射能等対策委員会」発足			23. 8	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」制定
				23.11	「気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17)」及び京都議定書第 7 回締約国会合(CMP7)」開催(於ダーバン)
24. 3	天然ガス車用ガススタンド「東習志野エコ・ステーション」閉鎖			24. 3	「国指定谷津鳥獣保護区保全事業計画書」策定
24. 5	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」改訂			24. 8	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」制定
24.10	本市にて「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催」(主催那覇市)			24.10	「環境税」導入

※59 生物多様性条約 「生物の多様性(生態系・生物群系又は地球全体に、多様な生物が存在していることを示します。)に関する条約」の略称で、1. 生物多様性の保全、2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする国際条約です。日本は平成 5(1993)年に締結国になり、同年に条約を発効しました。

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H25. 3	「習志野市し尿処理施設将来計画」策定	H25. 3	「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」策定		
25. 4	習志野市谷津バラ園に指定管理者制度導入	25.11	県内に初めて PM2.5 注意喚起発令	H25.11	「気候変動枠組条約第 19 回締約国会議(COP19)及び京都議定書第 9 回締約国会合(CMP9)」開催(於ワルシャワ) 政府が 2020 年の温室効果ガス削減目標を「2005 年比 3.8%減」とすることを発表
26. 3	平成 25 年度に芝園清掃工場の設備診断を実施し、「芝園清掃工場長寿命化計画」策定				
26. 6	芝園清掃工場緊急対策委託実施(平成 26～28 年度 3 カ年継続事業)				
27. 2	市内 10 カ所の公共施設にて、使用済小型家電のボックス回収を開始			27. 7	「地球温暖化対策推進本部」(第 30 回)開催 2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスを 26%削減するという「日本の約束草案」を決定 国連気候変動枠組条約事務局に提出
27. 3	し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する基本協定の締結(4 月より市川市に処理委託開始)			27.11	「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」にてパリ協定が採択 2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み 歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意
27. 3	「習志野市緑の基本計画」改定				
27. 3	市制施行 60 周年記念サクラ植樹式挙行				
28. 3	茜浜衛生処理場閉鎖				
28. 3	「習志野市放射能等対策委員会」廃止				
28. 4	機構改革により都市整備部と環境部が統合し、都市環境部発足 環境政策課と環境保全課が統合			28. 5	「地球温暖化対策計画」閣議決定
28. 4	「谷津奏の杜公園」供用開始			28. 5	第 43 回「先進国首脳会議(伊勢志摩サミット)」開催
		28. 9	「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO ₂ CO ₂ (コソコソ)スマートプラン～」策定		
29. 2	「日本国千葉県習志野市およびオーストラリア連邦クイーンズランド州ブリスベン市における谷津干潟ならびにブーンドル湿地提携協定書 長期実施計画」調印				
29. 5	藤崎森林公園の池の初水抜き外来生物駆除作業実施				
29. 6	芝園清掃工場延命化対策委託(第 1 期)実施	30. 3	「千葉県災害廃棄物処理計画」策定		
		30. 3	「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」策定		
30. 6	芝園清掃工場延命化対策委託(第 2 期)開始			30. 6	「気候変動適応法」制定
		31. 3	「千葉県環境基本計画(第三次)」策定	30.11	「気候変動適応計画」閣議決定
31. 4	「習志野市地球温暖化対策ガイドライン」策定				
31. 4	「習志野市地球温暖化対策実行計画」策定				
R2. 1	「習志野市災害廃棄物処理計画」策定				

第 5 部 第 1 章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
				R2.10	菅首相が所信表明にて、「2050 年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを宣言
R3. 4	「習志野市環境基本計画」改定	R3. 3	「千葉県環境学習行動計画」策定		
3. 4	「習志野市生活環境保全計画」改定				
4. 3	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」策定				
4. 6	「ゼロカーボンシティ習志野」表明	4.10	「化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画（第 9 次）」策定		
4.11	粗大ごみ収集オンライン決済開始				
5. 1	「習志野市緑の基本計画」改訂	5. 3	「千葉県地球温暖化対策実行計画」策定		
5. 3	「習志野市と南房総市との森林整備事業等に関する協定」締結				
5. 6	芝園清掃工場延命化対策委託（第 3 開始				

5.2. 廃棄物処理

表 5.2.1 一般廃棄物処理基本計画における目標値

区 分	単位	令和元(2019) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 13(2031) 年度
		基準年度	実績値	中間目標	計画目標
1人1日あたりのごみ総排出量 ※1	g/人・日	871	794	831	808
1人1日あたりの家庭系 ごみ排出量(資源除く)	g/人・日	517	469	477	466
焼却(溶融)処理量※2	t	48,559	44,910	45,840	44,219
事業系ごみ排出量	t	15,372	14,156	15,066	14,271
最終処分量	t/年	1,471	1,344	1,403	1,390

※1 ごみ総排出量÷常住人口÷365日(団体回収含む)

※2 燃えるごみ(排出量)+リサイクルプラザ処理残渣量

表 5.2.2 区分別排出量

単位:t

年度	燃える ごみ	燃えない ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	小計	団体回収	脱水污泥 (生活排水)	合計
令和元(2019)	44,306	1,247	2,520	112	5,045	53,230	2,217	3,995	59,442
令和 2(2020)	43,261	1,400	2,438	113	5,438	52,649	2,078	3,995	58,722
令和 3(2021)	42,813	1,187	2,223	109	5,288	51,620	2,079	3,996	57,695
令和 4(2022)	42,038	1,082	2,058	106	5,111	50,395	1,926	4,118	56,439
令和 5(2023)	41,111	1,028	1,985	106	4,947	49,178	1,789	4,099	55,067

※資源物は拠点回収、小型家電回収分を含む。

※統計処理の端数処理などの関係から、他の統計資料などと一致しない場合がある。

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

表 5.2.3 排出量の年度別推移

単位: t 右欄は前年度比

年度				令和元(2019)		令和2(2020)		令和3(2021)		令和4(2022)		令和5(2023)	
常住人口(人)				173,939	100%	175,207	101%	176,015	100%	175,982	100%	175,966	100%
生活系ごみ	家庭系ごみ	収集	燃えるごみ	30,064	100%	30,844	103%	29,885	97%	28,989	97%	27,846	96%
			燃えないごみ	1,144	102%	1,333	117%	1,148	86%	1,047	91%	978	93%
			粗大ごみ	419	107%	490	117%	469	96%	442	94%	422	95%
			有害ごみ	112	111%	113	101%	109	97%	106	97%	106	100%
		搬入	燃えるごみ	69	70%	73	106%	33	46%	28	83%	28	100%
			燃えないごみ	15	68%	15	100%	8	55%	5	61%	6	129%
			粗大ごみ	1,039	107%	999	96%	798	80%	700	88%	723	103%
		計			32,862	100%	33,867	103%	32,451	96%	31,318	97%	30,109
	資源物(収集・拠点回収)			4,996	101%	5,389	108%	5,240	97%	5,062	97%	4,913	97%
	計			37,858	100%	39,256	104%	37,691	96%	36,379	97%	35,022	96%
(公共系含む) 事業系ごみ	搬入・収集	燃えるごみ	14,173	98%	12,345	87%	12,895	104%	13,021	101%	13,237	102%	
		燃えないごみ	88	116%	52	59%	31	59%	30	97%	44	148%	
		粗大ごみ	1,062	97%	948	89%	955	101%	916	96%	840	92%	
		資源物	49	92%	49	100%	49	99%	49	101%	35	70%	
	計			15,372	98%	13,393	87%	13,929	104%	14,016	101%	14,156	101%
団体回収(有価物)			2,217	96%	2,078	94%	2,079	100%	1,926	93%	1,789	93%	
総排出量 A			55,447	100%	54,727	99%	53,699	98%	52,321	97%	50,968	97%	
再資源化量	選別資源			4,695	99%	4,839	103%	4,625	96%	4,431	96%	4,274	96%
	団体回収			2,217	96%	2,078	94%	2,079	100%	1,926	93%	1,926	100%
	メタル・スラグ			5,880	100%	5,692	97%	5,862	103%	5,247	90%	5,187	99%
	合計 B			12,792	99%	12,609	99%	12,566	100%	11,604	92%	11,387	98%
再生利用率 B/A			23.1%		23.0%		23.4%		22.2%		22.3%		
一人あたり一日	生活系(資源物含む) +団体回収			629g		646g		619g		596g		573g	
	事業系(公共系を含む)			241g		209g		217g		218g		220g	
	総排出量			871g		856g		836g		815g		794g	
	家庭系 (資源物を除く)			518g		530g		505g		488g		469g	
焼却処理に伴う排水	収集	し尿脱水汚泥等	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
		下水道脱水汚泥	3,995	99%	3,995	100%	3,996	100%	4,118	103%	4,099	100%	
		合計	3,995	99%	3,995	100%	3,996	100%	4,118	103%	4,099	100%	
最終処分量			1,471	96%	1,424	97%	1,531	104%	1,369	96%	1,344	98%	

※常住人口は「千葉県毎月常住人口調査」の年度末の数値

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※統計処理の端数処理等の関係から、他の統計資料等と一致しない場合がある。

表 5.2.4 資源物回収量の推移

単位 : t

年度		令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)
資源物回収量	ビン・缶	1,544	1,667	1,622	1,539	1,457
	ペットボトル	654	682	720	690	690
	新聞・チラシ	512	450	450	438	395
	雑誌・雑がみ	984	1,041	942	912	901
	段ボール	1,176	1,396	1,378	1,369	1,351
	飲料用紙パック	17	19	17	18	18
	古着類	157	182	159	143	133
	白色トレイ(拠点回収)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
	小型家電	1	1	2	2	2
計		5,045	5,438	5,288	5,111	4,947

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

表 5.2.5 有価物団体回収量の推移

単位 : t

年度		令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)
有価物団体回収量	アルミ缶	34	33	34	32	31
	スチール缶	11	10	10	9	9
	新聞・チラシ	747	567	566	510	444
	雑誌・雑がみ	550	543	517	492	481
	段ボール	700	742	789	731	678
	飲料用紙パック	16	15	15	14	14
	古着類	103	109	100	92	89
	再利用ビン	4	4	4	3	3
	カレット	53	53	44	44	42
	合計	2,217	2,078	2,079	1,926	1,789
登録団体数		124	121	121	117	113
奨励金(千円)		8,869	8,148	8,298	7,561	7,145

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

表 5.2.6 処理施設の稼働状況

年度	溶融処理量(t)	溶融生成物量(t)		発電量(kWh)	最終処分量(t)※
		スラグ	メタル		
令和元(2019)	53,672.7	5,134.9	745.4	17,995,770	1,471.3
令和 2(2020)	52,918.0	4,880.3	811.2	18,598,910	1,424.4
令和 3(2021)	54,038.6	5,084.6	776.9	17,657,230	1,530.7
令和 4(2022)	52,058.9	4,547.5	699.3	18,362,340	1,369.1
令和 5(2023)	49,808.1	4,500.3	687.1	17,635,090	1,344.1

※最終処分(溶融飛灰)については、平成 16(2004)年度から平成 18(2006)年度は銚子市・秋田県、平成 19(2007)年度は銚子市・秋田県・青森県、平成 20(2008)年度から平成 23(2011)年度は銚子市・秋田県・群馬県、平成 24(2012)年度は秋田県・群馬県、平成 25(2013)年度から令和 3(2021)年度は秋田県・群馬県・山形県、令和 4(2022)年度からは青森県・秋田県・山形県・福島県で埋立処分を実施

表 5.2.7 排出ガス中のダイオキシン類測定結果

年度	排出ガス中のダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m ³ N)				測定年月日		
	1号炉	2号炉	3号炉	平均	1号炉	2号炉	3号炉
令和元(2019)	0.00080	0.00093	0.00099	0.00090	R1.10.21	R1.10.24	R1.12.19
令和 2(2020)	0.00120	0.00670	0.00250	0.00350	R2.9.28	R2.11.17	R2.9.29
令和 3(2021)	0.00600	0.00360	0.00021	0.00327	R3.11.11	R4.1.11	R3.11.11
令和 4(2022)	0.00280	0.00055	0.00029	0.00121	R4.10.25	R4.12.21	R4.10.26
令和 5(2023)	0.00180	0.00045	0.00100	0.00108	R5.10.24	R6.1.23	R5.10.25

※規制基準値:0.1ng-TEQ/m³ N

表 5.2.8 清掃関係車両保有状況

令和 6(2024)年 3 月 31 日現在

所属		内容	車両	台数
クリーンセンター	業務課	ごみ収集	2トンパッカー車	3台
			2トン深ボディーダンプ	3台
		環境衛生	軽トラック	1台
			軽ダンプ	2台
		事務連絡、パトロール	軽ワゴン	1台
	クリーン推進課	スラグ積込作業	ホイローダー	1台
			4トン深ボディーダンプ	1台
		事務連絡、パトロール	軽ワゴン	1台
			ライトバン	1台
			ミニバン	1台

表 5.2.9 年度別生活排水処理人口の推移

年度	水洗化人口(人)		非水洗化人口(人)		常住人口 e
	公共下水道※1 a	浄化槽※2 b	計画収集※3 c	自家処理 d	
令和元(2019)	161,576	11,975	388	0	173,939
令和 2(2020)	163,392	11,444	371	0	175,207
令和 3(2021)	163,830	11,930	255	0	176,015
令和 4(2022)	163,889	11,857	236	0	175,982
令和 5(2023)	164,037	11,747	182	0	175,966

※1 水洗化人口(下水道接続済)

※2 常住人口 e＝公共下水道人口 a－計画収集人口 c

表 5.2.10 し尿収集量と処理経費の推移

年度	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	総収集量 (kl)	処理経費 (千円)	1kl 当り経費 (円)
令和元(2019)	507	3,596	4,103	97,637	23,797
令和 2(2020)	428	3,553	3,981	88,466	22,222
令和 3(2021)	400	3,328	3,728	89,855	24,103
令和 4(2022)	410	3,244	3,654	77,928	21,327
令和 5(2023)	367	3,192	3,559	75,382	21,181

※処理経費は、決算事項別明細書よりし尿処理に係る経費を合計した額(人件費は職員数で按分して算出)

5.3. 衛生処理

表 5.3.1 狂犬病予防法に基づく犬の登録数

単位：頭

年度	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)
登録数	6,977	7,017	6,970	6,840	6,765

表 5.3.2 ペット等小動物の死骸処理状況

単位：体

年度	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)
処理数	403	400	411	320	352

表 5.3.3 雑草刈り取り指導状況

単位：件

年度	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)
指導件数	107	82	65	51	67

表 5.3.4 屋外広告物許可状況

単位：箇

年度	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)
広告板など	514	797	1,042	723	927
電柱類の 広告板	1,266	1,107	1,028	923	862
合計	1,780	1,904	2,070	1,646	1,789

表 5.3.5 違反広告物撤去状況

単位：枚

年度	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)	令和 5(2023)
撤去枚数	1,184	1,505	1,488	1,449	178

5.4. 気象状況

表 5.4.1 気象概況年度別一覧表(東習志野測定局)

項目	気温(℃)			湿度(%)		風向(16方位)		風速(m/s)		降水量(mm)			天候(日)			
	最高	最低	平均	最低	平均	最多風向	最多風向率(%)	最高	平均	合計	日最大降水量	時間最大降水量	晴れ	曇り	雨	雪
平成26(2014)	36.7	-2.3	15.8	10	66	SW	13.9	11.1	2.6	1,226.5	114.5	24.5	198	130	37	0
平成27(2015)	37.7	-1.4	16.4	13	69	SW	13.4	12.5	2.6	1,371.5	98.5	38.5	189	136	40	1
平成28(2016)	37.5	-2.8	16.6	17	69	NNW	10.4	12.1	2.8	1,085.0	73.0	31.0	182	145	36	2
平成29(2017)	36.8	-2.2	16.2	19	71	SW	13.5	10.9	2.7	1,110.0	108.5	35.5	202	123	39	1
平成30(2018)	37.2	-0.8	17.2	18	71	SW	18.1	12.2	2.8	656.5	43.5	32.0	223	109	33	0
令和元(2019)	36.2	-2.5	17.0	20	74	NE	11.8	17.8	2.8	1,183.5	150.5	30.5	200	119	47	0
令和2(2020)	37.1	-3.2	16.8	14	72	SW	15.4	10.5	2.7	919.0	72.0	32.0	195	125	45	0
令和3(2021)	36.0	-3.5	16.1	12	67	SW	12.4	8.2	2.6	*678.5	*74.5	*29.5	216	101	47	1
令和4(2022)	37.6	-4.2	16.7	18	71	SW	15.2	8.7	2.6	909.0	70.0	34.5	211	116	38	0
令和5(2023)	37.9	-0.9	17.7	15	69	SW	18	10.8	2.5	*718	*121	*34.5	240	90	35	1

※令和3(2021)年9月～11月及び令和6年(2024)2月～3月は機器故障により欠測のため、当該月分は除く。

〈平成26(2014)年度から令和5(2023)年度の10年間における記録〉

(降水量)				(気温)			
① 年間平均降水量 ^{注)}			1057.6 mm	① 年間平均気温			16.7 ℃
② 年間最大降水量	平成27(2015)年		1371.5 mm	② 最高気温	令和5(2023)年7月26日14時		37.9 ℃
③ 月最大降水量	平成27(2015)年9月		377.0 mm	③ 最低気温	令和4(2022)年1月7日6時		-4.2 ℃
④ 日最大降水量	令和元(2019)10月25日		150.5 mm	(風速)			
⑤ 1時間最大降水量	平成27(2015)年7月3日10時		38.5 mm	最大風速	令和元(2019)年9月9日4時		17.8 m/s

注) 令和3(2021)年9月～11月及び令和6年(2024)2月～3月は機器故障により欠測のため、当該月分を除き平均値算定

表 5.4.2 気象概況月別一覧表(東習志野測定局)

項目	気温(℃)			湿度(%)		風向(16方位)		風速(m/s)		降水量(mm)			全日射量	天候(日)			
	最高	最低	平均	最低	平均	最多風向	最多風向率(%)	最高	平均	合計	日最大降水量	時間最大降水量	平均日射量(MJ/m ²)	晴れ	曇り	雨	雪
令和5年4月	26.1	7.0	16.5	16	64	SW	30.1	7.2	3.1	33.5	25.0	4.0	18.80	15	12	3	0
5月	34.6	9.4	19.1	18	72	SW	21.1	8.7	2.7	39.0	17.0	8.0	18.62	19	5	7	0
6月	32.2	14.4	23.5	29	80	SW	22.4	7.4	2.2	192.0	81.5	34.5	16.90	12	16	2	0
7月	37.9	21.9	28.6	37	75	SW	43.1	5.6	2.5	33.0	16.5	6.0	22.80	25	6	0	0
8月	36.0	25.5	29.6	49	79	SW	25.7	6.9	2.6	92.5	42.0	29.5	20.69	27	2	2	0
9月	34.6	17.7	27.1	46	81	SW	24.2	9.3	2.5	181.0	121.0	25.5	15.01	19	9	2	0
10月	28.7	10.1	19.1	30	69	N	17.1	6.3	2.2	65.0	25.0	5.5	13.68	25	4	2	0
11月	26.9	6.1	14.7	22	68	N	13.5	6.5	2.2	38.0	31.5	8.5	10.40	19	9	2	0
12月	22.7	0.0	9.4	23	60	NNW	18.4	8.3	2.0	19.5	18.5	3.0	9.10	27	4	0	0
令和6年1月	16.0	-0.9	7.1	20	56	NNW	20.2	9.1	2.5	24.5	18.5	3.0	10.57	19	8	4	0
2月	22.2	0.5	7.8	22	64	NNE	18.0	10.8	2.8	*_	*_	*_	11.28	15	8	5	1
3月	25.8	1.1	9.7	15	59	NNW	20.2	9.6	3.0	*_	*_	*_	15.45	18	7	6	0
年間	37.9	-0.9	17.7	15	69	SW	18.0	10.8	2.5	718.0	121.0	34.5	15.28	240	90	35	1

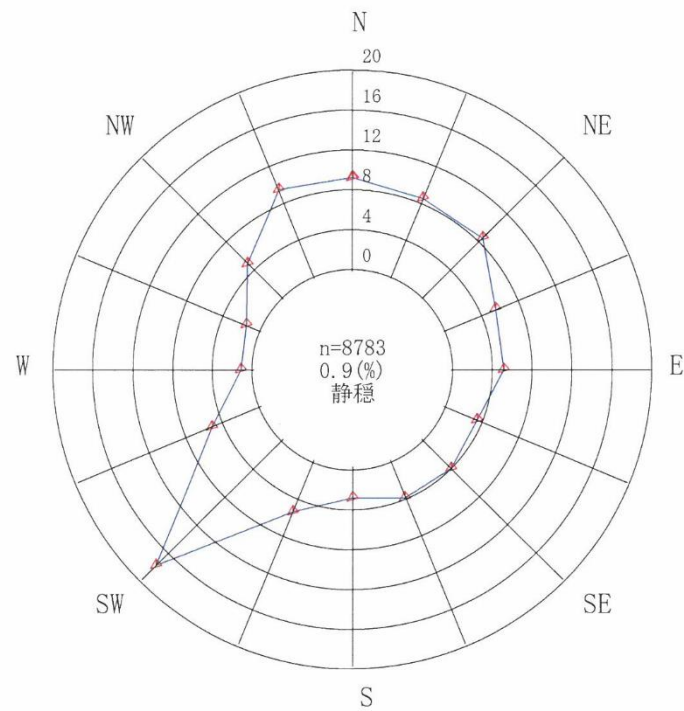
※令和6(2024)年2月～3月は、機器故障により欠測

(降水量)				(気温)			
① 年間合計降水量 ^{注)}			731.5 mm	① 年間平均気温			17.7 ℃
② 月最大降水量	6月		192.0 mm	② 最高気温	7月26日14時		37.9 ℃
③ 日最大降水量	9月8日		121.0 mm	③ 最低気温	1月25日6時		-0.9 ℃
④ 1時間最大降水量	6月3日3時		34.5 mm	(風速)			
				最大風速	1月16日7時		10.8 m/s

注) 令和6年(2024)2月～3月は機器故障により欠測のため、当該月分を除き算定

年間(令和 5(2023)年 4 月～令和 6(2024)年 3 月)

風向別頻度 単位:%



CALM=0.9%

(注)単位:%、CALMとは風速 0.2m/s 以下の割合

図 5.4.1 東習志野測定局の風配図

5.5. 大気関係汚染物質測定結果

5.5.1. 常時監視測定結果

(1) 二酸化硫黄(SO₂) (硫黄酸化物(SO_x))

表 5.5.1 二酸化硫黄(SO₂)年間値測定結果

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の年間最高値	日平均値の年間最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	ppm	有・無	日
鷺 沼	364	8,701	0.001	0	0.0	0	0.0	0.018	0.005	0.003	無	0
東習志野	363	8,624	0.000	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	0.001	無	0

(2) 二酸化窒素(NO₂) (窒素酸化物(NO_x))

表 5.5.2 二酸化窒素(NO₂)年間値測定結果

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	時間	%	時間	%	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日
鷺 沼	364	8,696	0.010	0	0.0	0	0.0	0.061	0.038	0	0.0	0	0.0	0.028	0
東習志野	308	7,360	0.010	0	0.0	0	0.0	0.059	0.039	0	0.0	0	0.0	0.030	0
谷 津	363	8,647	0.013	0	0.0	0	0.0	0.073	0.044	0	0.0	2	0.6	0.032	0
秋 津 (自排局)	362	8,603	0.014	0	0.0	0	0.0	0.072	0.047	0	0.0	3	0.8	0.035	0

(3) 光化学オキシダント(O_x)

表 5.5.3 光化学オキシダント(O_x)年間値測定結果

測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
鷺 沼	366	5,483	0.034	64	299	4	8	0.144	0.049

(4) 浮遊粒子状物質(SPM)

表 5.5.4 浮遊粒子状物質(SPM)年間値測定結果

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	有・無	日
鷺 沼	361	8,687	0.016	0	0.0	0	0.0	0.127	0.051	0.039	無	0
東習志野	363	8,697	0.015	0	0.0	0	0.0	0.171	0.042	0.033	無	0
谷 津	362	8,673	0.014	0	0.0	0	0.0	0.082	0.045	0.036	無	0
秋 津 (自排局)	362	8,665	0.013	0	0.0	0	0.0	0.073	0.040	0.030	無	0

(5) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})表 5.5.5 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 年間値測定結果

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が 35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 とその割合		1時間値 の 最高値	日平均値 の 最高値	日平均値 の 98%値	98%値評価 による 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日
鷺 沼	363	8,721	8.0	0	0.0	53	25.3	18.6	0
秋 津 (自排局)	360	8,624	7.7	0	0.0	42	22.2	18.7	0

5.5.2. 酸性雨調査結果

表 5.5.6 酸性雨自動測定結果(東習志野測定局)

月別 項目	pH 月平均値	電気 伝導率 月平均値 (mS/m)	降水 (mm)	(注1) pH一降雨平均値		(注2) pH瞬時値	
				最高値	最低値	最高値	最低値
令和5(2023)年4月	5.5	0.7	33.5	6.3	5.2	6.4	5.0
5月	5.8	0.7	39.0	6.4	5.7	7.4	5.3
6月	5.2	1.0	192.0	6.4	4.2	6.6	4.1
7月	5.4	0.6	33.0	6.0	4.7	6.7	4.7
8月	5.3	0.9	92.5	6.2	4.4	7.0	4.4
9月	5.3	0.5	181.0	7.2	4.8	7.2	4.4
10月	5.2	0.6	65.0	5.7	4.6	5.8	4.4
11月	5.3	0.4	38.0	6.6	4.9	6.7	4.8
12月	5.2	0.5	19.5	5.8	4.8	6.0	4.6
令和6(2024)年1月	5.5	0.7	24.5	5.9	4.7	6.4	4.6
2月	－	－	－	－	－	－	－
3月	－	－	－	－	－	－	－
年 間 平 均	5.4	0.7	71.8				
年 間 最 高	5.8	1.0	192.0	7.2		7.4	
年 間 最 低	5.2	0.4	19.5		4.2		4.1
年 間 合 計			718.0				

(注) 1. 一降雨とは、降雨開始から降雨終了までの測定値の平均値。

2. 瞬時値とは、0.5mm降水の測定値をいう。

3. 令和6年2月～3月は雨量計故障のため、値なし。

5.6. 水質環境調査結果

表 5.6.1 生活環境項目・その他の項目

測定項目		水域名 地点名	生活環境保全計画 目標値	東習志野雨水幹線	浜田川(Ⅰ)	浜田川(Ⅱ)
				八千代市境	実籾高校下	千葉市境
				年平均値 (目標達成状況)	年平均値 (目標達成状況)	年平均値 (目標達成状況)
現地調査項目	水温 (°C)		-	22.7 (-)	19.6 (-)	19.9 (-)
	流速 (m/s)		-	0.44 (-)	0.20 (-)	0.19 (-)
	流量 (m³/s)		-	0.11 (-)	0.04 (-)	0.05 (-)
	透視度 (cm)		-	48 (-)	49 (-)	46 (-)
生活環境項目	pH		6.0 ～ 8.5	7.6 (4/4)	7.8 (4/4)	7.6 (4/4)
	DO (mg/L)		2 以上	8.2 (4/4)	9.4 (4/4)	8.7 (4/4)
	BOD(※) (mg/L)		10 以下	1.4 (○)	1.6 (○)	3.3 (○)
	SS		ごみ等の浮遊が 認められないこと	浮遊なし (4/4)	浮遊なし (4/4)	浮遊なし (4/4)
	大腸菌数 (CFU/100mL)		-	7000 (-)	10000 (-)	170000 (-)
	全亜鉛 (mg/L)		-	0.066 (-)	0.04 (-)	0.053 (-)
	ノニルフェノール (μg/L)		-	0.42 (-)	不検出 (-)	不検出 (-)
	LAS (mg/L)		-	0.098 (-)	0.120 (-)	0.160 (-)

※BODは日間平均値の75%値を表す。pH、DO、SSは日間平均値で評価するため、達成状況欄は達成数/調査数である。

測定項目		水域名 地点名	谷津干潟	菊田川
			干潟出口	第七中学校脇
			年平均値 (最小値～最大値)	年平均値 (最小値～最大値)
現地調査項目	水温 (°C)		22.1 (20.4 ～ 24.0)	22.0 (21.0～23.0)
	透視度 (cm)		>50 (~)	>50 (~)
生活環境項目	pH		8.0 (7.8～8.3)	7.9 (7.8～8.0)
	DO (mg/L)		10.4 (7.3～13.4)	7.0 (5.3～8.8)
	COD (mg/L)		3.6 (3.5～3.6)	4.4 (4.2～4.7)
	SS (mg/L)		6 (3～8)	4 (3～6)
	大腸菌数 (CFU/100mL)		570 (36～1100)	1100 (390～1800)
	全亜鉛 (mg/L)		0.023 (0.022～0.024)	0.033 (0.030～0.036)
	ノニルフェノール (μg/L)		不検出 (-)	不検出 (-)
	LAS (mg/L)		0.0001 (-)	0.002 (-)

第5部 第6章 水質環境調査結果

測定項目		水域名 地点名	環境基準		海 域	
					茜浜地先	
					年平均値（目標値達成状況）	
現地 目調査	水温（℃）		－		21.6	（－）
	透視度（cm）		－		>50	（－）
生活 環境 項目	pH		海域C類型	7.0 ～ 8.3	8.2	（3/4）
	DO（mg/L）			2 以上	9.6	（4/4）
	COD（mg/L）			8 以下	4.0	（○）
	大腸菌数（CFU/100mL）			－	43	（－）
	n－ヘキサン抽出物質（mg/L）			－	不検出	（－）
	全窒素（mg/L）		海域IV類型	1 以下	0.64	（○）
	全リン（mg/L）			0.09 以下	0.08	（○）
	全亜鉛（mg/L）		海域生物A類型	0.02 以下	0.031	（×）
	ノニルフェノール（mg/L）			0.001 以下	不検出	（○）
	LAS（mg/L）			0.01 以下	0.0008	（○）

※CODの年平均値は75%値を表す。

pH、DOは日間平均値で評価するため、達成状況欄は 達成数/調査数 である。

表 5.6.2 健康項目

測定項目 (mg/L)	水域名 地点名	生活環境保全計画 目標値 環境基準 (河川E類型)	東習志野雨水幹線		浜田川(Ⅰ)		浜田川(Ⅱ)		谷津川		菊田川	
			八千代市境		実籾高校下		千葉市境		干潟出口		第七中学校脇	
			平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況
健康項目	カドミウム	0.003 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	全シアン	検出されないこと。	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	鉛	0.01 以下	0.003	○	0.002	○	0.013	×	0.002	○	0.002	○
	六価クロム	0.05 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	砒素	0.01 以下	0.001	○	不検出	○	不検出	○	0.002	○	0.002	○
	総水銀	0.0005 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	アルキル水銀	検出されないこと。	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	P C B	検出されないこと。	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	ジクロロメタン	0.02 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	四塩化炭素	0.002 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0002	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	不検出	○	0.0002	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.0014	○	0.0003	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	チウラム	0.006 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	シマジン	0.003 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	チオベンカルブ	0.02 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	ベンゼン	0.01 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
	セレン	0.01 以下	不検出	○	不検出	○	0.001	○	0.001	○	0.001	○
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	3.0	○	3.9	○	4.2	○	0.6	○	0.72	○
	フッ素	0.8 以下	0.67	○	不検出	○	0.84	×	-	-	-	-
	ホウ素	1 以下	0.1	○	0.3	○	1.3	×	-	-	-	-
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○

※河川は年間平均値、汽水域は春季及び秋季の平均値を示す。

5.8. 地盤沈下調査結果

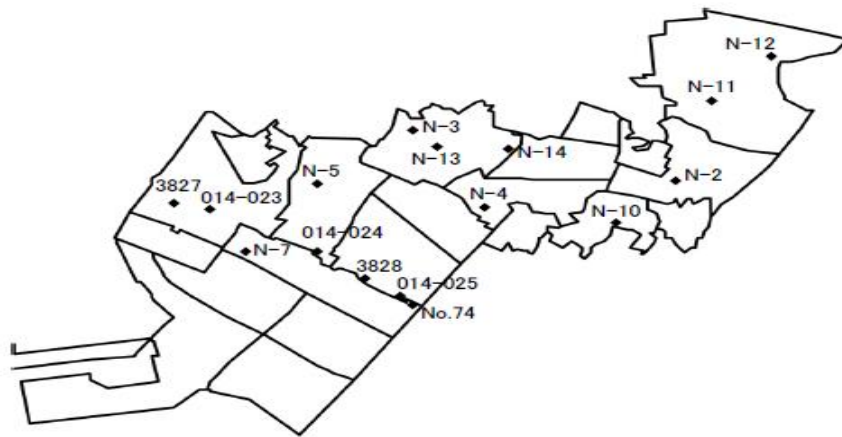


図 5.8.1 水準点配置図

表 5.8.1 水準測量の成果表

標石番号	N-2		N-3		N-4		N-5	
所在地	実叻2-776 京成電鉄踏切際鉄塔下		藤崎3-2-19 市立藤崎保育所		本大久保2-47-3 富士見公園内		津田沼3-995 菊田神社内	
測定年	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量
	m	mm	m	mm	m	mm	m	mm
R3	-	-	8.2264	+3.8	-	-	-	-
R4	-	-	8.2264	6.4	-	-	-	-
R5	-	-	8.2312	-1.6	-	-	-	-
標石番号	N-7		N-10		N-11		N-12	
所在地	袖ヶ浦1-11 袖ヶ浦9号緑地内		屋敷3-3440 天津神社内		東習志野2-18-13 旧JFE建材㈱内		東習志野8-1-6 中央分離帯	
測定年	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量
	m	mm	m	mm	m	mm	m	mm
R3	2.9304	+2.5	-	-	27.8223	+4.0	27.3541	+2.2
R4	2.9382	+7.8	-	-	27.8305	+8.2	27.3619	+7.8
R5	2.9387	+0.5	-	-	27.8310	+0.5	27.3631	+1.2
標石番号	N-13		N-14		No.74		014-023	
所在地	藤崎1-286-1 習志野地区観測井		藤崎6-9-28 大久保小学校		袖ヶ浦5-25 幕張インター内		谷津2-17-10 やしろクリーニング店前	
測定年	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量
	m	mm	m	mm	m	mm	m	mm
R3	15.1360	+5.8	25.5403	+7.6	3.2591	+2.9	3.6591	+2.7
R4	15.1441	+8.1	25.5458	+5.5	3.2672	+8.1	3.6657	+6.6
R5	15.1455	+1.4	25.5453	-0.5	3.2660	-1.2	3.6662	+0.5
標石番号	014-024		014-025		3827		3828	
所在地	津田沼6-7-9 マルエツ津田沼南店		鷺沼5-5-6地先 C&Cタジマヤ(株)		谷津4-4-22 ローズベイ谷津		鷺沼1-12-15 ピザラ津田沼店	
測定年	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量
	m	mm	m	mm	m	mm	m	mm
R3	2.3845	+3.2	3.6060	+3.0	3.8640	+2.3	3.2929	+3.0
R4	2.3930	+8.5	3.6143	+8.3	3.8708	+6.8	3.3013	+8.4
R5	2.3931	+0.1	3.6123	-2.0	3.8712	+0.4	3.3013	+0.0

(注) 1. 標高は、水準点の高さを示すもので、真の地表面とは若干異なる。
 (地表面は、水準点が地下埋設の場合は若干上に、地上設置の場合は下になる。)

2. 測量基準日は、各年の1月1日である。

(資料：千葉県環境生活部水質保全課)

5.9. 環境基準

5.9.1. 大気汚染に係る環境基準及び千葉県環境目標値

表 5.9.1 大気汚染に係る環境基準及び千葉県環境目標値

(1) 環境基準

項目	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下で、かつ、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続していない。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下で、かつ、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続していない。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下で、かつ、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続していない。
光化学オキシダント (O _x)	5 時から 20 時までの 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	5 時から 20 時までの 1 時間値が 0.06ppm 以下である。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の 98%値が 0.06ppm 以下である。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値の 98%値が 35 µg/m ³ 以下である。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

(2) 千葉県環境目標値(昭和 54(1979)年 4 月 1 日 大第 114 号)

項目	環境目標値
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。

5.9.2. 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

表 5.9.2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
1 カドミウム	0.003mg/L以下	15 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
2 全シアン	検出されないこと。	16 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
3 鉛	0.01mg/L以下	17 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
4 六価クロム	0.02mg/L以下	18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
5 砒素	0.01mg/L以下	19 チウラム	0.006mg/L以下
6 総水銀	0.0005mg/L以下	20 シマジン	0.003mg/L以下
7 アルキル水銀	検出されないこと。	21 チオベンカルブ	0.02mg/L以下
8 PCB	検出されないこと。	22 ベンゼン	0.01mg/L以下
9 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	23 セレン	0.01mg/L以下
10 四塩化炭素	0.002mg/L以下	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
11 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	25 フッ素	0.8mg/L以下
12 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	26 ホウ素	1mg/L以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	27 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

表 5.9.3 生活環境の保全に関する環境基準(本市は太枠に該当)

① 河川(湖沼を除く。)

類型\項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる。) 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 3～4. 省略					

※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

③水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用

④工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

⑤環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

②海域

ア

項目 種類	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
備考	1～2. 省略					

※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

③環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型\項目	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備考	1.基準値は、年間平均値とする。 2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生じるおそれがある海域について行うものとする。		

※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

③生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型\項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

5.9.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 5.9.4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目		基準値	項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/L以下	14	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと。	15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
3	鉛	0.01mg/L以下	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
4	六価クロム	0.05mg/L以下	17	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
5	砒素	0.01mg/L以下	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。	20	チウラム	0.006mg/L以下
8	PCB	検出されないこと。	21	シマジン	0.003mg/L以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	22	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下	23	ベンゼン	0.01mg/L以下
11	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	24	セレン	0.01mg/L以下
			25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
			26	フッ素	0.8mg/L以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	27	ホウ素	1mg/L以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

5.9.4. 土壌の汚染に係る環境基準

表 5.9.5 土壌の汚染に係る環境基準

項目		環境上の条件	項目		環境上の条件
1	カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	14	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。	15	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
3	有機リン	検液中に検出されないこと。	16	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
4	鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
5	六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
6	砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	19	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
7	総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	20	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	21	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
9	PCB	検液中に検出されないこと。	22	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	23	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
11	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	24	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	25	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
13	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	26	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
			27	フッ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
			28	ホウ素	検液1Lにつき1mg以下であること。
			29	1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

5.9.5. 騒音に係る環境基準

表 5.9.6 騒音に係る環境基準

(1) 一般地域(道路に面する地域以外)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※ AA を当てはめる地域：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A を当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域

B を当てはめる地域：主として住居の用に供される地域

C を当てはめる地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(2) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
(備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

※ この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

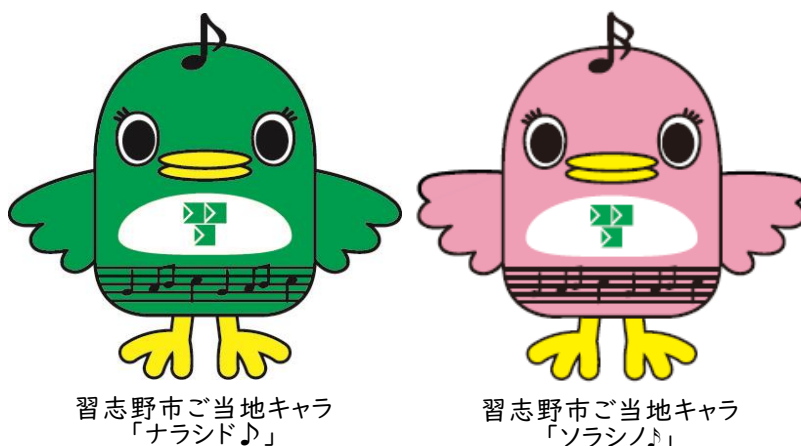
地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
幹線道路の近接空間	70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。		

※ 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)等をいう。

5.9.6. ダイオキシン類に係る環境基準

表 5.9.7 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコブラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
(備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		



習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)

データで見る習志野市の環境 令和 6(2024)年版

発行 習志野市

編集 都市環境部 環境政策課

習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号

電話 047(451)1151 (代)
